

立川市第4次長期総合計画 後期基本計画素案



立川市民憲章

多摩川の清流にはぐくまれ、玉川上水の分水をはかって武蔵野台地に生活の場を開拓した立川は、先見性と自治の精神をもって環境をととのえ、教育や産業の振興につとめてまいりました。

わたくしたちは、この伝統を受けつぎ、多摩の中心都市として一層の充実と発展をねがい、広く世界を見つめ、平和で文化のかおり高い緑豊かな健康都市をめざして、この憲章を定めます。

わたくしたちは

- 1 たがいに尊敬し、思いやりのある
家庭とまちをつくります。
- 1 ふるさとを愛し、自然を大切にして、
美しいまちをつくります。
- 1 働くことに誇りをもち、活力のある
豊かなまちをつくります。
- 1 きまりを守り、協力しあって、
住みよいまちをつくります。
- 1 心とからだをきたえ、文化を高め、
伸びゆくまちをつくります。

市長挨拶掲載

目 次

第1章 総序.....	2
第1節 立川市第4次長期総合計画の概要.....	2
第2章 後期基本計画の策定にあたって.....	4
第1節 計画策定の目的.....	4
第2節 後期基本計画と総合戦略の関係.....	4
第3節 計画の構成.....	4
第4節 計画期間.....	4
第3章 本市を取り巻く状況.....	6
第1節 人口の推移.....	6
第2節 人口の見通し.....	14
第3節 財政状況の推移.....	16
第4節 財政収支の見通し.....	19
第4章 行財政運営の基本方針.....	22
第5章 まちづくり戦略（総合戦略）.....	28
第1節 戦略の背景.....	28
第2節 戦略推進の基本的な考え方.....	29
第3節 戦略の基本目標.....	30
第6章 分野別計画.....	34
後期基本計画 政策体系.....	34
政策の見方.....	35
施策の見方.....	36
第1節 子ども・学び・文化.....	39
施策1 子ども自らの育ちの推進.....	40
施策2 家庭や地域の育てる力の促進.....	42
施策3 子育てと仕事の両立支援.....	44
施策4 配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援.....	46
施策5 学校教育の充実.....	48
施策6 教育支援と教育環境の充実.....	50
施策7 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上.....	52
施策8 生涯学習社会の実現.....	54
施策9 スポーツの推進.....	56
施策10 文化芸術の振興.....	58
施策11 多文化共生の推進.....	60

第2節 環境・安全	63
施策12 持続可能な環境の保全	64
施策13 ごみ減量とリサイクルの推進	66
施策14 下水道の管理	68
施策15 豊かな水と緑の保全	70
施策16 防災・災害対策の推進	72
施策17 生活安全の推進	74
第3節 都市基盤・産業	77
施策18 良好な市街地環境の形成	78
施策19 総合的な交通環境の構築	80
施策20 道路環境の整備	82
施策21 広域的な魅力の創出と発信	84
施策22 多様な産業の活性化	86
施策23 地域に根ざした働く場の創出	88
施策24 都市と農業の共生	90
第4節 福祉・保健	93
施策25 地域福祉の推進	94
施策26 健康づくりの推進	96
施策27 豊かな長寿社会の実現	98
施策28 障害福祉の推進	100
施策29 生活保障の充実	102
施策30 社会保険制度の安定運営	104
第5節 行政経営・コミュニティ	107
施策31 市民活動と地域社会の活性化	108
施策32 男女平等参画社会の推進	110
施策33 積極的な情報の発信と共有	112
施策34 計画的な自治体運営の推進	114
施策35 公共施設マネジメントの推進	116
施策36 持続可能な財政運営の推進	118
施策37 職場力の強化と職員力の向上	120
資料編	124
個別計画一覧	124
用語解説	127
策定関係資料	132

第 1 章 総序

第 1 節 立川市第 4 次長期総合計画の概要

第 2 章 後期基本計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の目的

第 2 節 後期基本計画と総合戦略の関係

第 3 節 計画の構成

第 4 節 計画期間



第1章 総序

第1節 立川市第4次長期総合計画の概要

1 第4次長期総合計画の構成

長期総合計画は、市政の根幹をなす長期的、総合的な行政計画であり、本市における最上位に位置付けられる計画です。

第4次長期総合計画は、基本構想及び基本計画で構成されており、平成27（2015）年3月に策定しました。

<基本構想>

めざすまちづくりの「将来像」を定め、その実現のための基本的な考え方・理念を示すものです。

<基本計画>

基本構想に定められた「将来像」を具現化するため、施策や基本事業を体系的に示すものです。

2 計画期間

第4次長期総合計画の計画期間は、本市を取り巻く社会動向や経済情勢の変化、多様な市民ニーズ、少子化、高齢化等に迅速かつ的確に対応するため、次のとおりとします。

<基本構想>

基本構想の計画期間は、平成27（2015）年度を初年度とし、目標年次である令和6（2024）年度までの10年とします。

<基本計画>

基本構想の計画期間である10年を5年ごとの「前期」「後期」に分け、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までを前期基本計画、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを後期基本計画の計画期間とします。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
第4次基本構想 【平成27（2015）～令和6（2024）年度】									
前期基本計画 【平成27（2015）～平成31（2019）年度】					後期基本計画 【令和2（2020）～令和6（2024）年度】				

3 基本構想の概要

基本構想は、本市がめざすまちづくりの将来像を明らかにするとともに、将来像に基づく都市像やまちづくりの基本理念などを示すもので、市民会議からの提言や長期総合計画審議会の答申などに基づき策定し、平成 27（2015）年 3 月に市議会の議決を経て決定しました。

本基本構想で定める将来像は、市が市民とともにめざす共通の目標となるもので、次のような役割を持つものです。

- 市政の長期的、総合的な行政運営の指針
- 市民や民間団体などの地域社会における活動の指針
- 国・東京都などが地域計画を策定し、事業を行うにあたって尊重すべき指針

【将来像】 「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」

多摩地域における交通の要衝である立川は、JR 立川駅を中心に産業や文化などの集積を図ることにより多様な交流を育み、さらなる発展を遂げ、にぎわいを見せています。一方、砂川地域を東西に広がる農地や玉川上水・多摩川・残堀川、日本を代表する国営昭和記念公園など、自然や緑といったうるおいに満ちた空間が身近にあり、また、人と人とのふれあいや絆を大切にしたい地域に根ざした活動が活発に行われ、日々の暮らしの中でやすらぎを感じることができます。

このように、にぎわいとやすらぎを兼ね備えた立川は、市民やまちを訪れる多くの方たちの交流による立川らしい新たな価値を創造しながら、多摩地域の中心のまちとしてさらに発展し続けています。

【都市像】

- **育ちあい、学びあう文化の香り高いまち**
未来を担う子どもたちを育てる場や市民の学びの機会が充実し、市民の多様な交流による創造性あふれる文化の香り高いまち
- **安全で、環境にやさしい快適なまち**
日々の生活を安心して送ることができる環境が整い、うるおいに満ちた緑あふれる自然に囲まれた快適なまち
- **人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち**
都市機能の充実とそれを効果的に活用した産業の振興により、人・モノ・情報が集まり、ビジネスをはじめとした新たな価値がうまれる活力あるまち
- **ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち**
互いに見守り支えあうしくみが構築され、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けることができるまち
- **分権型社会に対応した持続可能なまち**
効率的・効果的な行財政運営・地域経営が行われるとともに、住みやすい地域づくりに向けて市民が力を合わせ、協働による取組を積極的に展開する持続可能なまち

【まちづくりの基本理念】

- **多様な主体による協働の推進**
多様な主体が協働し、市民力を生かしたまちづくりを進めていきます。
- **積極的なシティプロモーションの展開**
地域の魅力を発信し、誇りを持てるまちづくりを進めていきます。
- **シニア世代や女性をはじめとした多様な人材の活躍**
市民それぞれが生涯活躍できるまちづくりを進めていきます。
- **不断の行財政改革の推進**
市民ニーズに的確に対応できる、効率的・効果的な行財政運営を進めていきます。

第2章 後期基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

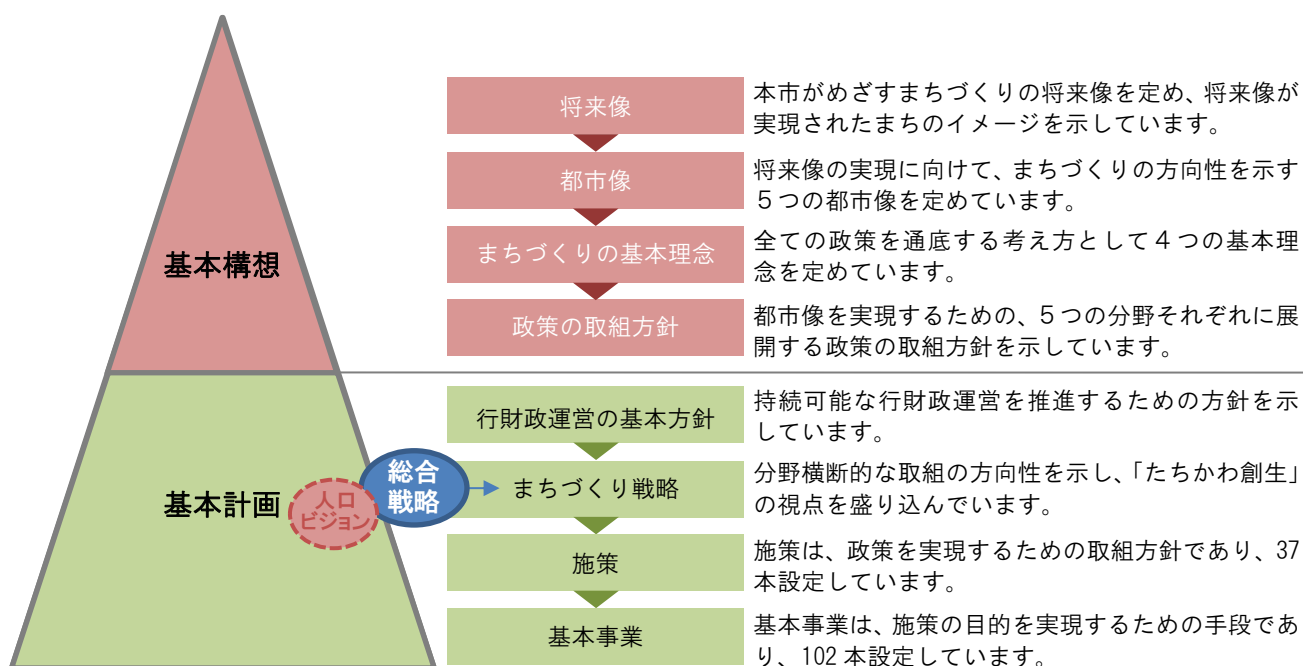
本市では、基本構想に定めるまちづくりの将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現に向けて、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度を計画期間とする前期基本計画を策定し、施策の展開を図ってきました。

後期基本計画は、前期基本計画における各施策の成果や課題を把握するとともに、本市を取り巻く社会動向や経済情勢の変化、多様な市民ニーズ等を踏まえ、基本構想に定める将来像の実現に向けて、その具体的な方向性を示すための基本方針として策定するものです。

第2節 後期基本計画と総合戦略の関係

人口減少問題の克服と交流を中心に据えた「たちかわ創生」を目的とする「たちかわ創生総合戦略」と「第4次長期総合計画」の基本的な考え方が一致していることから、たちかわ創生総合戦略に定める理念等を後期基本計画の構成の一部として位置付け、「まち・ひと・しごと創生」に係る施策の実効性の向上を図るものとします。

第3節 計画の構成



第4節 計画期間

後期基本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

第 3 章 本市を取り巻く状況

第 1 節 人口の推移

第 2 節 人口の見通し

第 3 節 財政状況の推移

第 4 節 財政収支の見通し



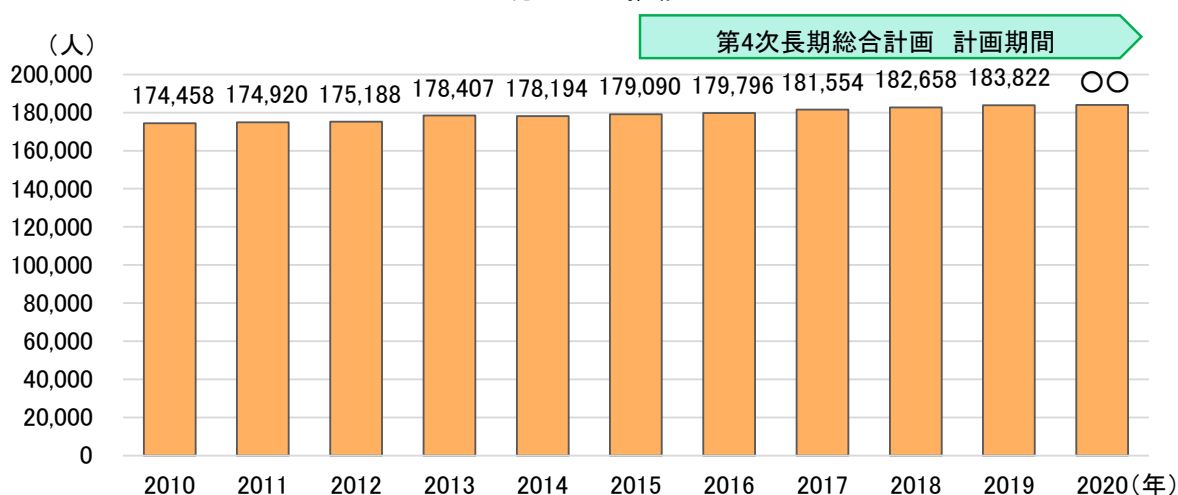
第3章 本市を取り巻く状況

第1節 人口の推移

1 総人口の推移

第4次長期総合計画が開始した平成27(2015)年に179,090人であった総人口は計画期間中一貫して増加しており、令和2(2020)年には〇〇人となり〇〇人増加しています。

総人口の推移



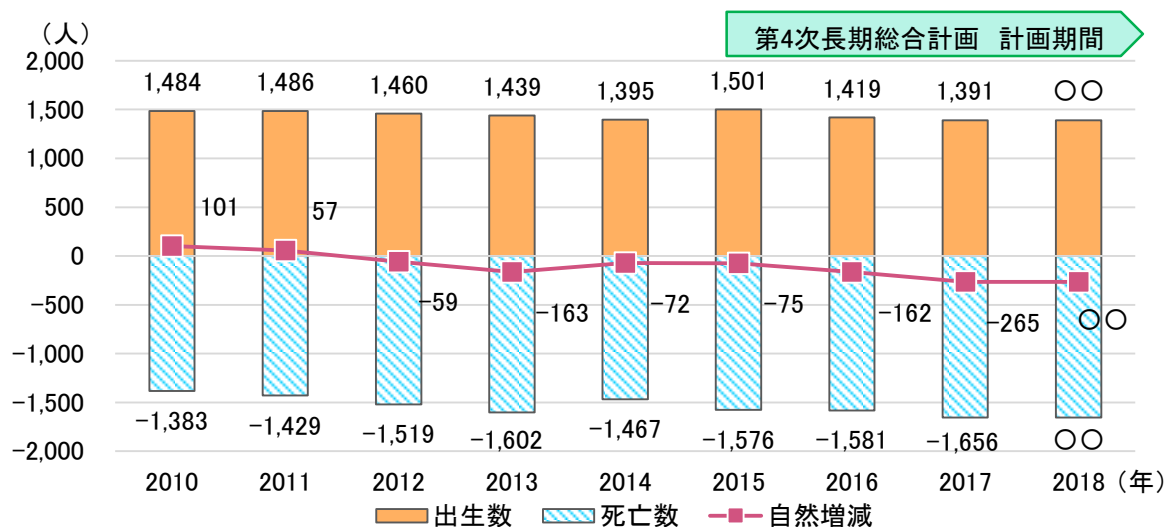
※各年1月1日現在、住民基本台帳人口(2013年以降は外国人を含む)

出典：立川市「世帯と人口」

2 出生数・死亡数及び自然増減の推移

出生数は平成22(2010)年に1,484人となって以降は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成29(2017)年には1,391人、平成30(2018)年には〇〇人となっており、近年微減傾向となっています。一方、死亡数は平成22(2010)年の1,383人から増加傾向にあり、平成30(2018)年には〇〇人となっています。平成24(2012)年には死亡数が出生数を上回り、その後は、自然減が続いています。

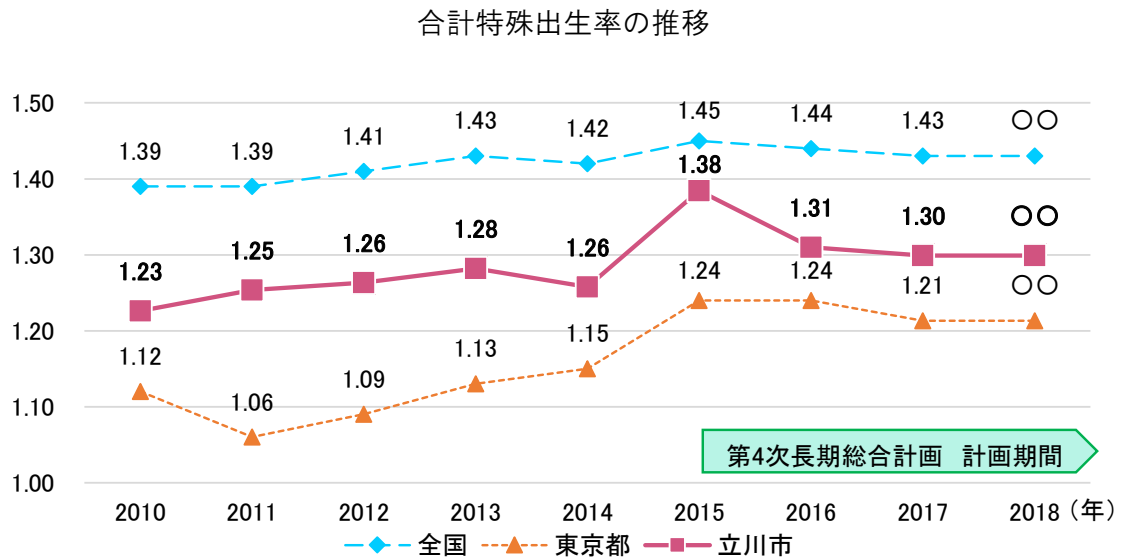
出生数・死亡数及び自然増減の推移



出典：東京都「人口動態統計」

3 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国的な傾向と同様に平成 22（2010）年以降は緩やかに上昇しており、平成 30（2018）年には〇〇となっています。全国の平均値より低いものの、東京都の平均値は上回って推移しています。



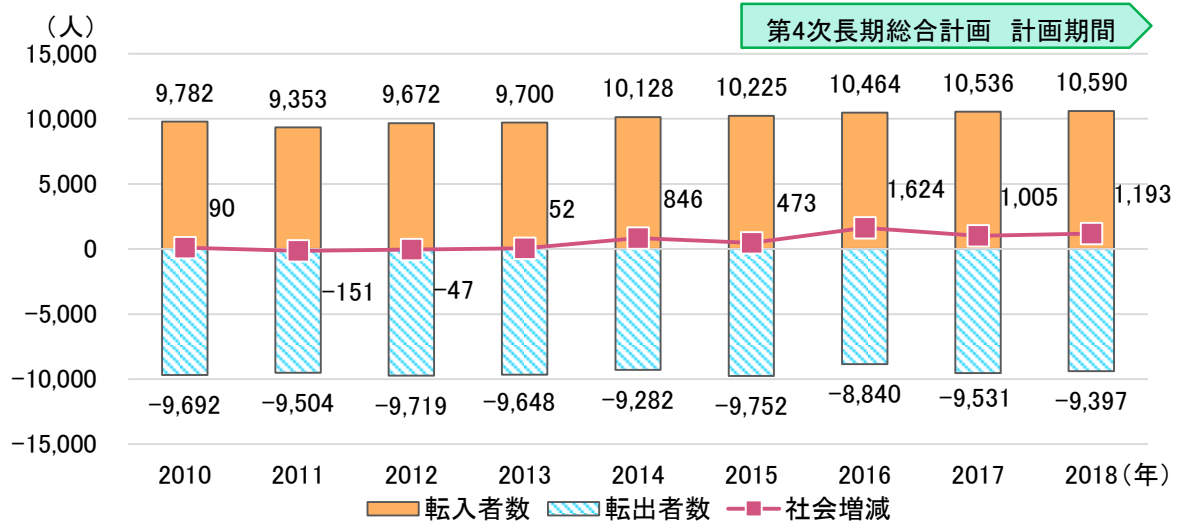
※合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数に相当し、出産期を想定した15～49歳の女性の年齢別出生率（年齢別出生数÷年齢別女性人口）を合算して算出する。

出典：東京都「人口動態統計」

4 転入者数・転出者数及び社会増減の推移

平成 25（2013）年までは転入者数と転出者数がほぼ拮抗しており平成 23（2011）年と平成 24（2012）年は転出者数が転入者数を上回る社会減となりましたが、平成 25（2013）年以降は一貫して転入者数が転出者数を上回って社会増となっています。

転入者数・転出者数及び社会増減の推移

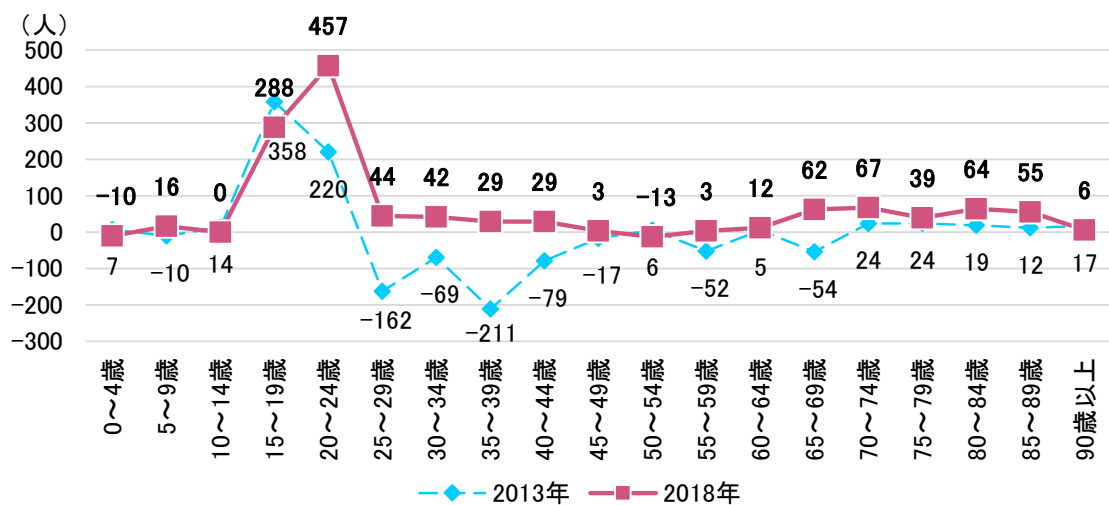


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

5 年齢別社会増減の推移

年齢別の社会増減では、15～24 歳の転入超過が顕著になっており社会増の大きな要因となっています。また、平成 25（2013）年に転出超過傾向が顕著だった 25～44 歳の年代が、平成 30（2018）年には転入超過に転じています。

年齢別社会増減の推移

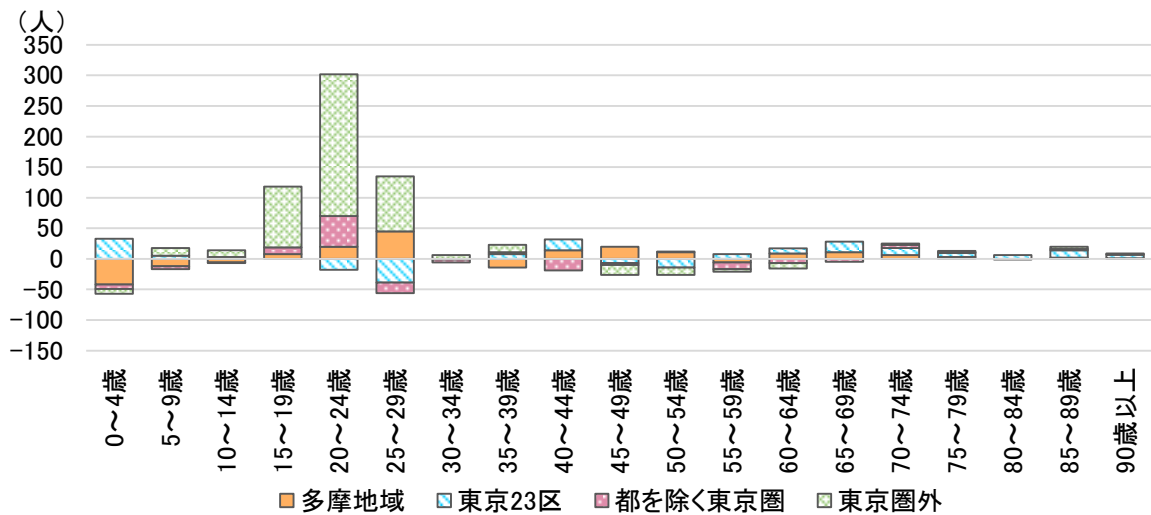


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

6 性別・年齢別人口移動の状況

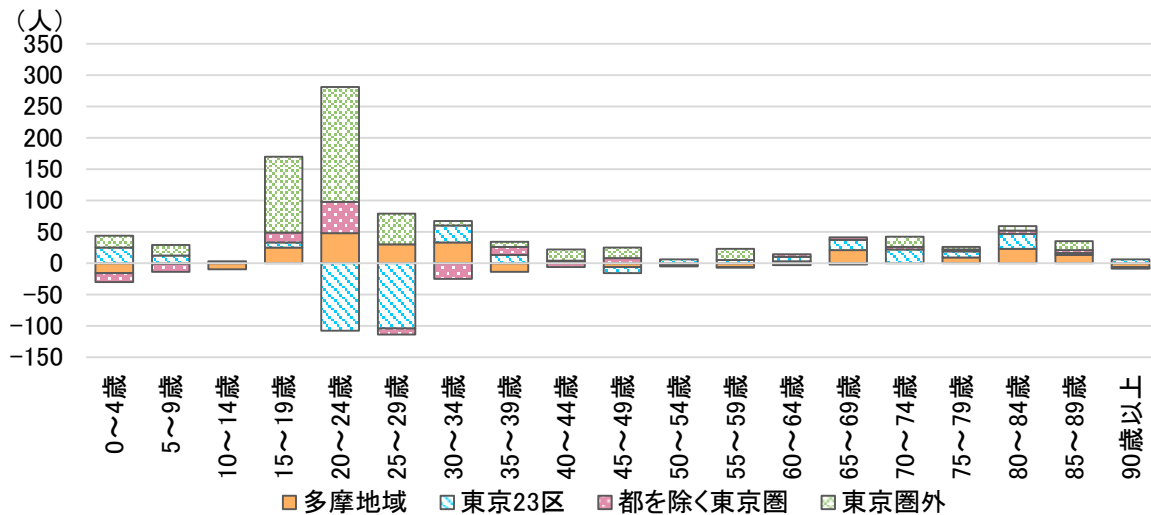
性別・年齢別の人口移動の状況を見ると、男性、女性ともに15～24歳が大幅な転入超過となっており、特に埼玉県や千葉県、東京都、神奈川県いわゆる東京圏を除いた地方部からの転入が多くなっています。一方、20～29歳の女性は、東京23区への転出が多くなっています。

性別・年齢別人口移動の状況（男性、2018年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

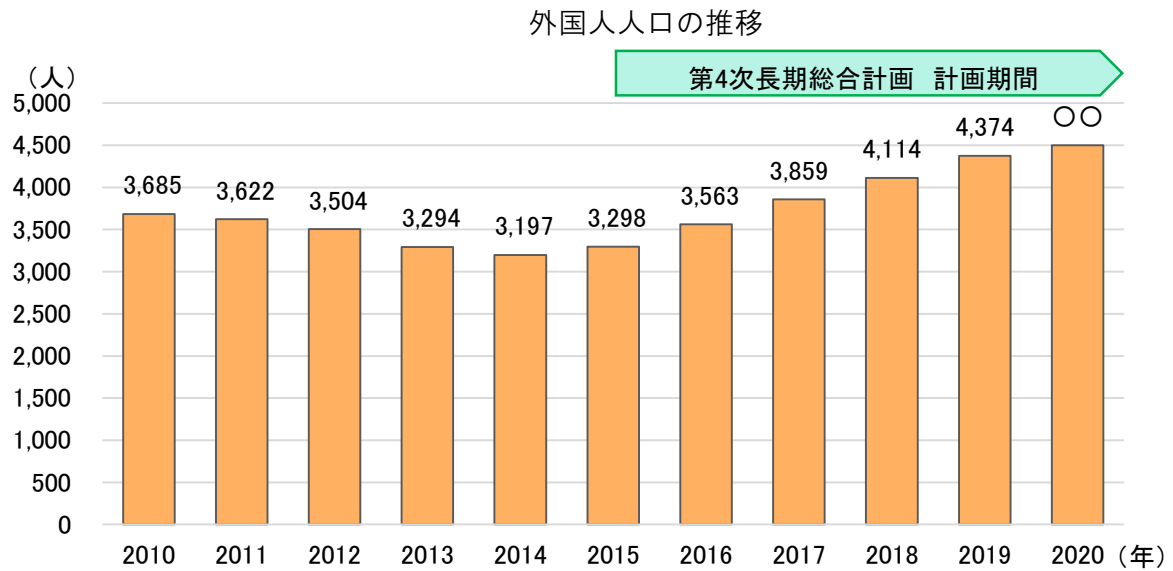
性別・年齢別人口移動の状況（女性、2018年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

7 外国人人口の推移

外国人人口は平成 22（2010）年の 3,685 人から平成 26（2014）年までは減少していましたが、その後は計画期間中一貫して増加しており、令和 2（2020）年には〇〇人になり、総人口に占める割合は約〇〇%となっています。



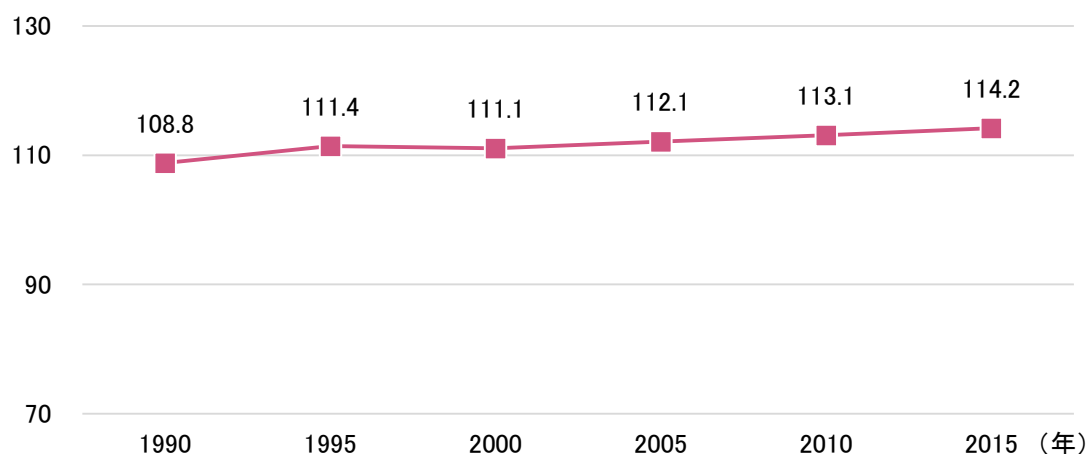
※各年 1 月 1 日現在、住民基本台帳人口（2012 年以前は外国人登録者数）

出典：立川市「世帯と人口」

8 昼夜間人口比率の推移

本市には通勤や通学で市外から多くの人が集まっており、昼間人口は夜間人口を上回って推移しています。昼間人口を夜間人口で除した昼夜間人口比率は増加傾向となっており、平成 27（2015）年では多摩 26 市トップの 114.2 となっています。

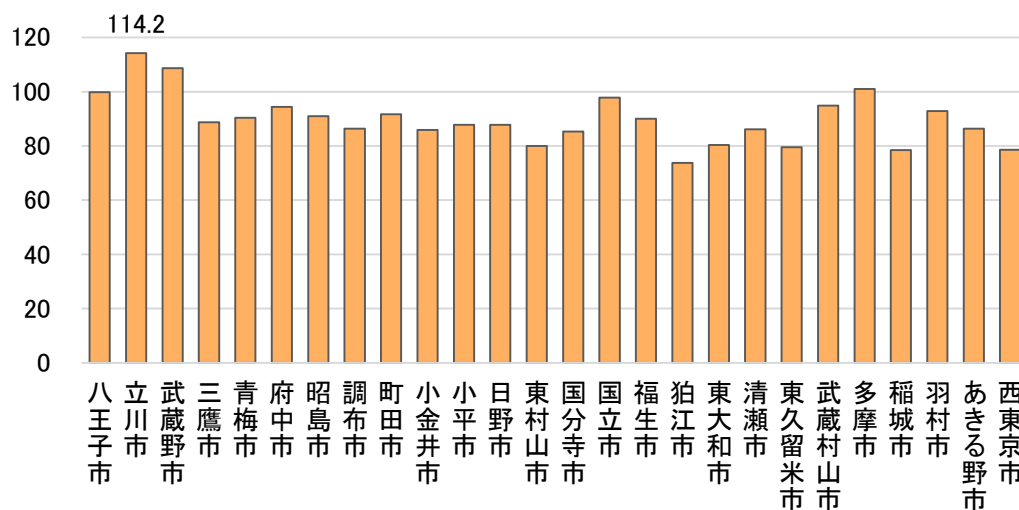
昼夜間人口比率の推移



※昼夜間人口比率とは、常住人口（夜間人口）100 人に対する昼間人口のこと。昼間人口は常住人口から他の地域へ通勤・通学する人口（流出人口）を引き、他の地域から通勤・通学してくる人口（流入人口）を足したもの。

出典：総務省「国勢調査」

昼夜間人口比率（多摩 26 市、2015 年）

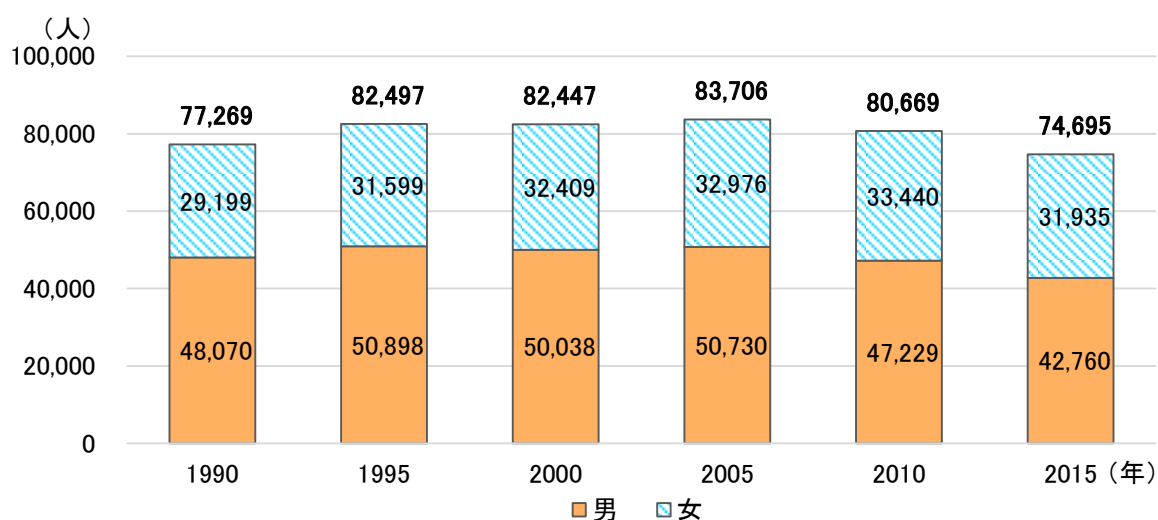


出典：総務省「国勢調査」

9 就業者数の推移

本市の市民の就業者数は、平成 17（2005）年の 83,706 人をピークに減少しており、平成 27（2015）年には平成 17（2005）年から 10.8%減少し 74,695 人となっています。また、本市で働く就業者数も平成 17（2005）年の 104,658 人をピークに減少傾向にあり、平成 27（2015）年には平成 17（2005）年から 6.1%減少し、98,295 人となっています。

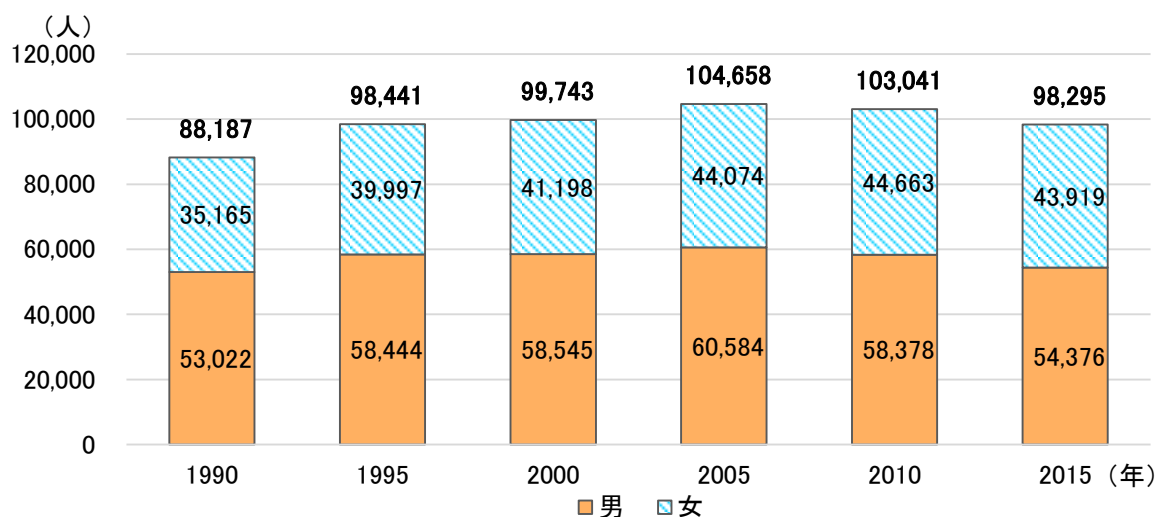
就業者数（常住地）の推移



※立川市を常住地とする 15 歳以上の就業者

出典：総務省「国勢調査」

就業者数（従業地）の推移

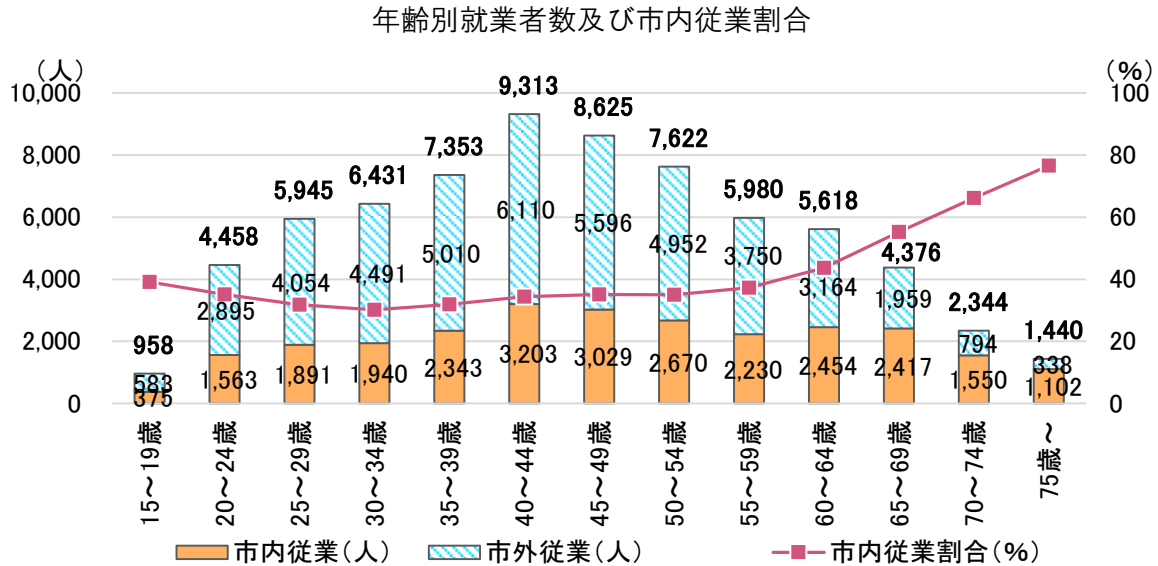


※立川市を従業地とする 15 歳以上の就業者

出典：総務省「国勢調査」

10 年齢別就業者数及び市内従業割合

平成 27（2015）年の本市の市民の就業者数は、40 歳～44 歳が最も多く、次いで 45～49 歳、50～54 歳と続いています。また、市内での従業割合は、15～59 歳で約 30～40% 程度となっており、60 歳以降は 40% を超え、年齢が上がると市内で働く人の割合が高くなる傾向にあります。



※立川市を常住地とする 15 歳以上の就業者（不詳を除く）

出典：総務省「国勢調査」

第2節 人口の見通し

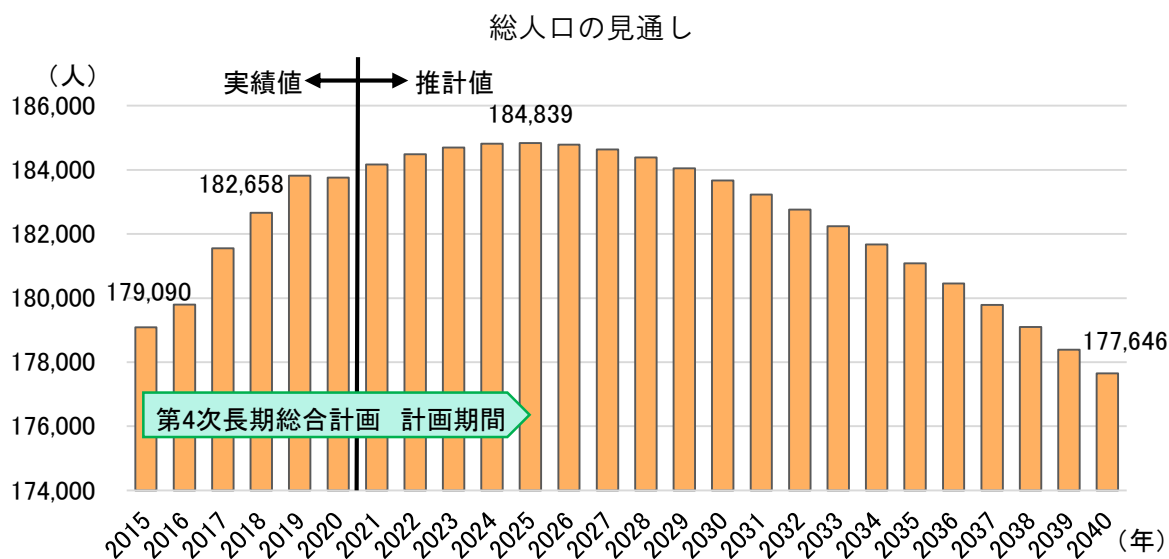
全国的に人口減少や少子化、高齢化が進展する中、本市においても第4次長期総合計画の初年度である平成 27（2015）年以降緩やかな人口減少を見込んでいましたが、主に転入による社会増を背景に、計画期間中一貫して人口増加の見込みとなっています。

しかしながら、今後は、少子化に伴い本市へ転入超過傾向にあった東京圏外の若年世代の人口が減少することや、本市から都心部への転出の増加等により、大幅な社会増は見込めません。また、既に死亡数が出生数を上回る自然減になっており、この傾向はさらに進んでいくことが見込まれます。これらのことから、令和 7（2025）年をピークに本市の総人口は横ばいから減少局面に転じると見込まれます。

今後、本市においても全国的な傾向と同様に人口減少や少子化、高齢化が進展していく中では、定住人口の確保と交流人口の増加を図ることで、本市の発展と周辺地域への活性化にも寄与しつつ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

1 総人口の見通し

令和 2（2020）年に〇〇人であった総人口は、令和 7（2025）年の 184,839 人をピークに減少していき、令和 22（2040）年には 177,646 人とピークから 7,193 人減少すると見込まれます。



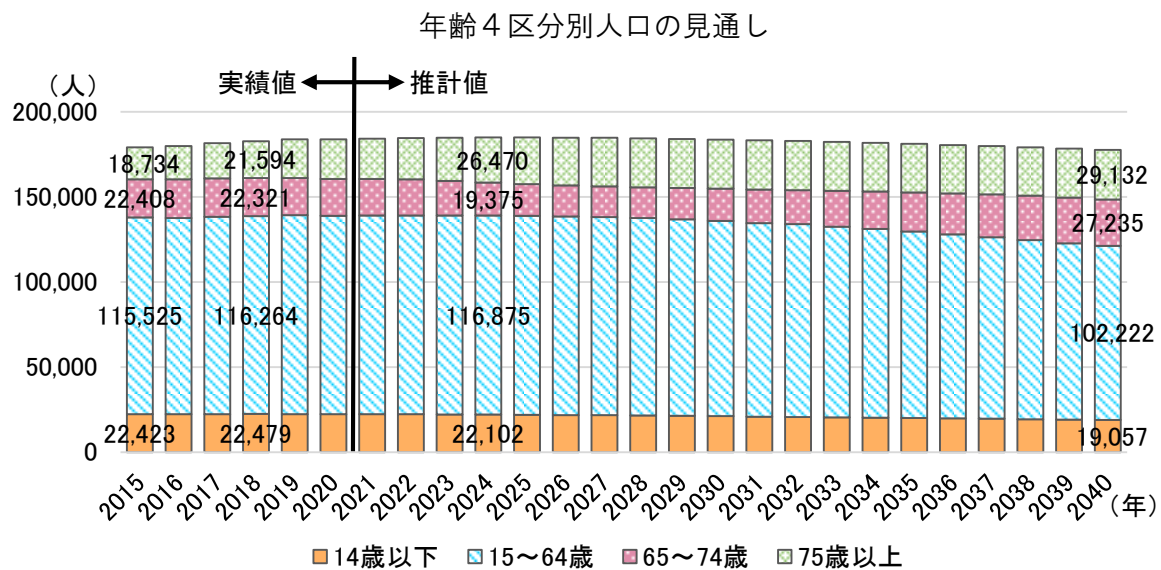
※2020 年までは各年 1 月 1 日現在、住民基本台帳人口

※2021 年以降は、2018 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準人口とし、コーホート要因法により推計

出典：立川市「第 4 次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査」

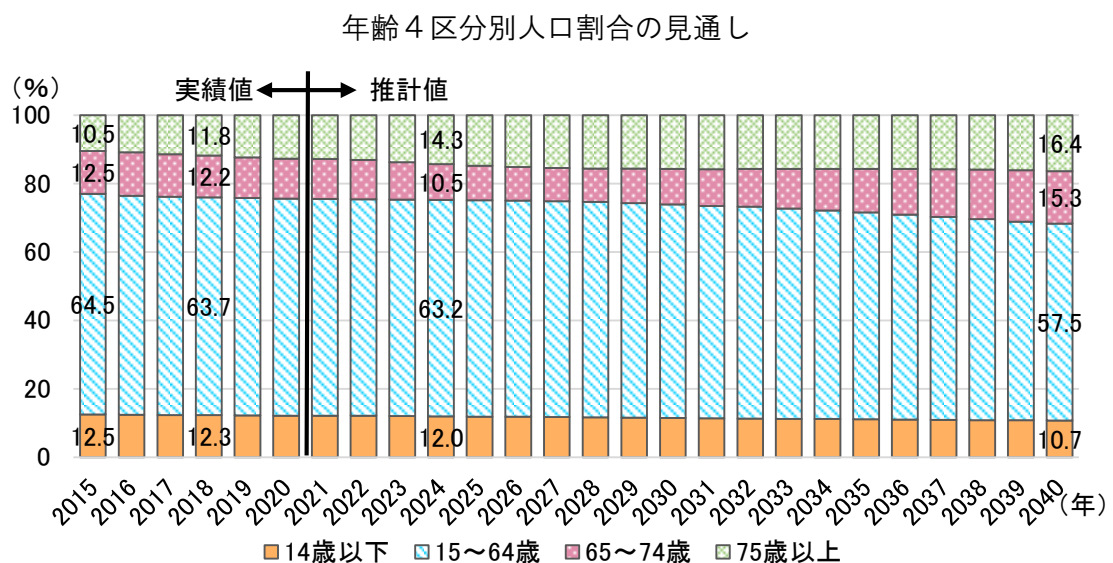
2 年齢4区分別人口・人口割合の見通し

年齢階層別に見ると、14歳以下の人口は平成30（2018）年の22,479人をピークにほぼ一貫して減少すると見込まれます。15～64歳の人口は令和2（2020）年の〇〇人から令和6（2024）年の116,875人をピークにその後一貫して減少すると見込まれます。65歳以上の人口は一貫して増加し、とりわけ75歳以上の人口が令和22（2040）年にかけて大きく増加していくと見込まれます。年齢階層別割合では14歳以下と15～64歳は一貫して減少し、65歳以上は一貫して増加します。令和2（2020）年には1人の65歳以上の高齢者を〇〇人の15～64歳の現役世代で支えている状態でしたが、令和22（2040）年には1人の65歳以上の高齢者を1.8人の15～64歳の現役世代で支える状態になると見込まれます。



※年齢4区分別人口の推計値は小数点以下を四捨五入しているため、合計と総人口が一致しない場合がある。

出典：立川市「第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査」



※年齢4区分別人口割合の推計値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

出典：立川市「第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査」



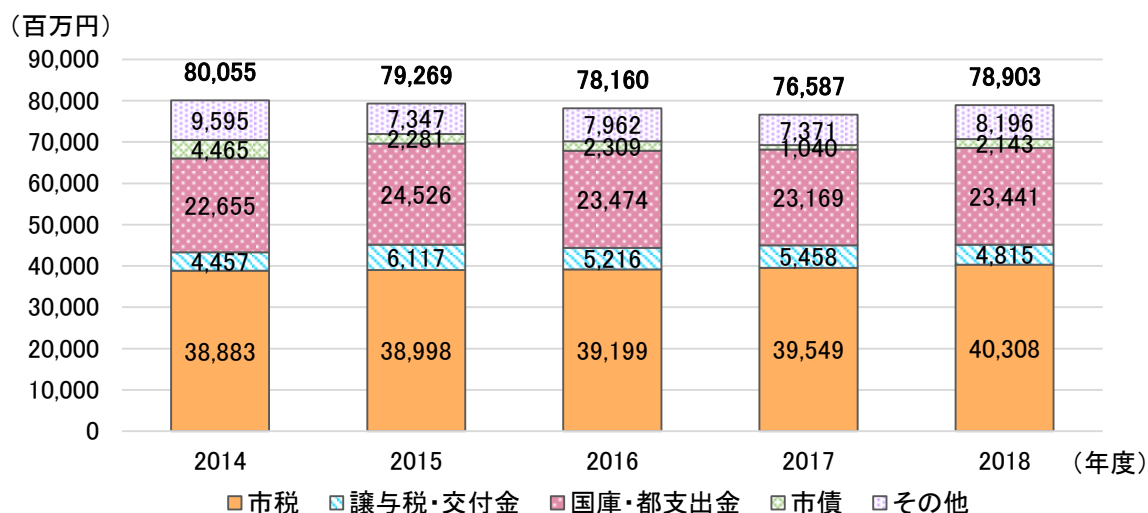
第3節 財政状況の推移

1 普通会計歳入の推移

普通会計の歳入額は、投資的事業に連動した市債の増加などにより平成 26（2014）年度がピークとなり、その後は減少傾向で推移しています。

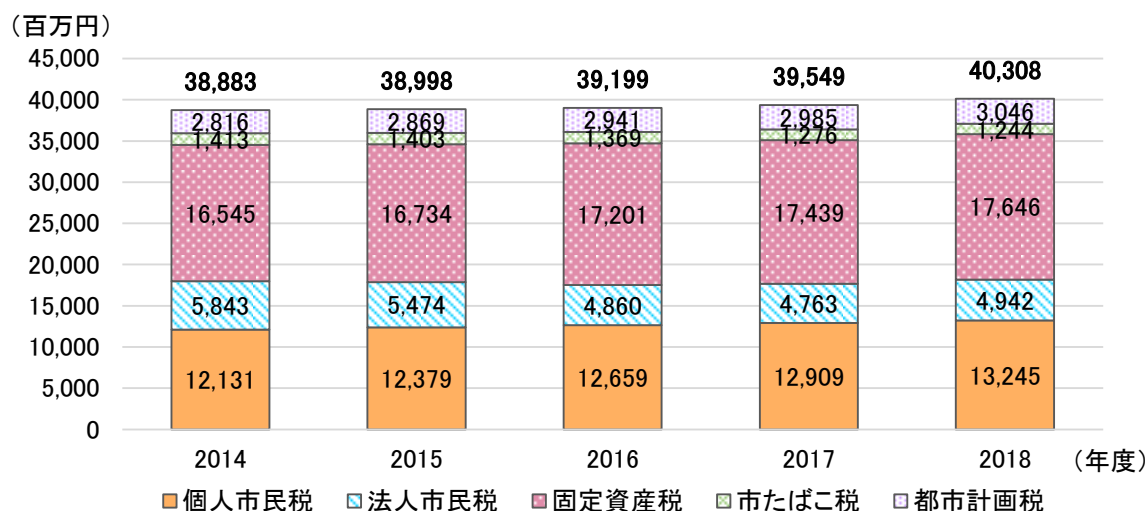
歳入の根幹をなす市税収入は、法人市民税は交付税原資化の影響等により減少傾向となっていますが、個人市民税、固定資産税は増加しており、市税全体では年々増加しています。譲与税・交付金は、地方消費税の税率引き上げの影響で、平成 27（2015）年度は大幅に増加しましたが、その後は税制改正の影響等により減少傾向となっています。法人市民税の割合が高い本市は、税制改正や景気の変動を受けやすい税收構造となっています。

普通会計歳入の推移



出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成

【参考】市税収入額の推移



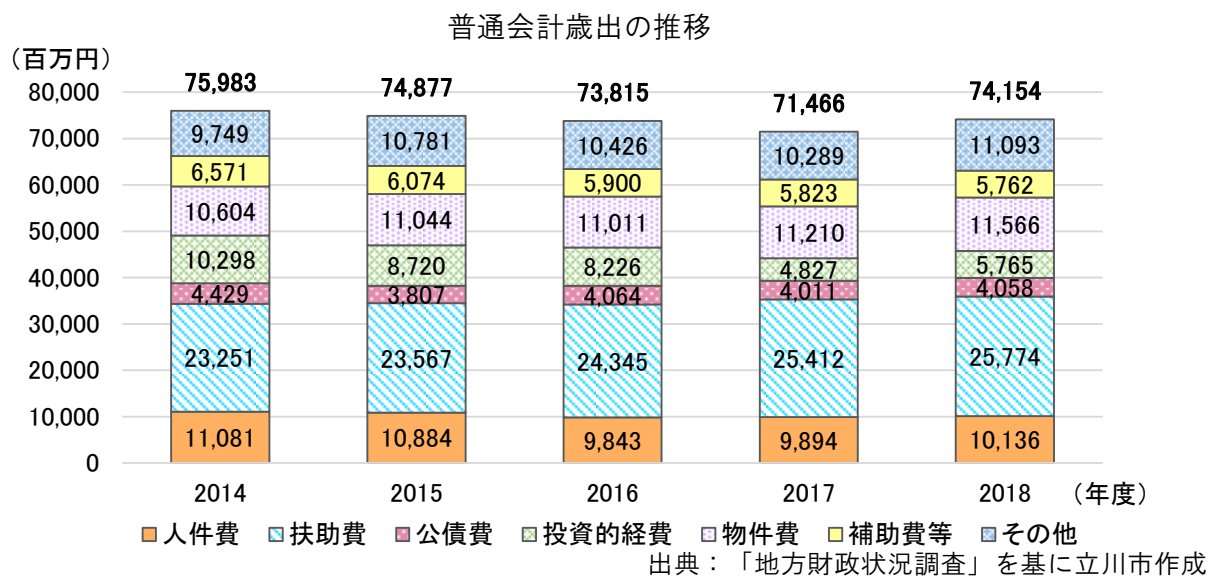
※184 百万円以下である軽自動車税はグラフ上では掲載していない。

出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成

2 普通会計歳出の推移

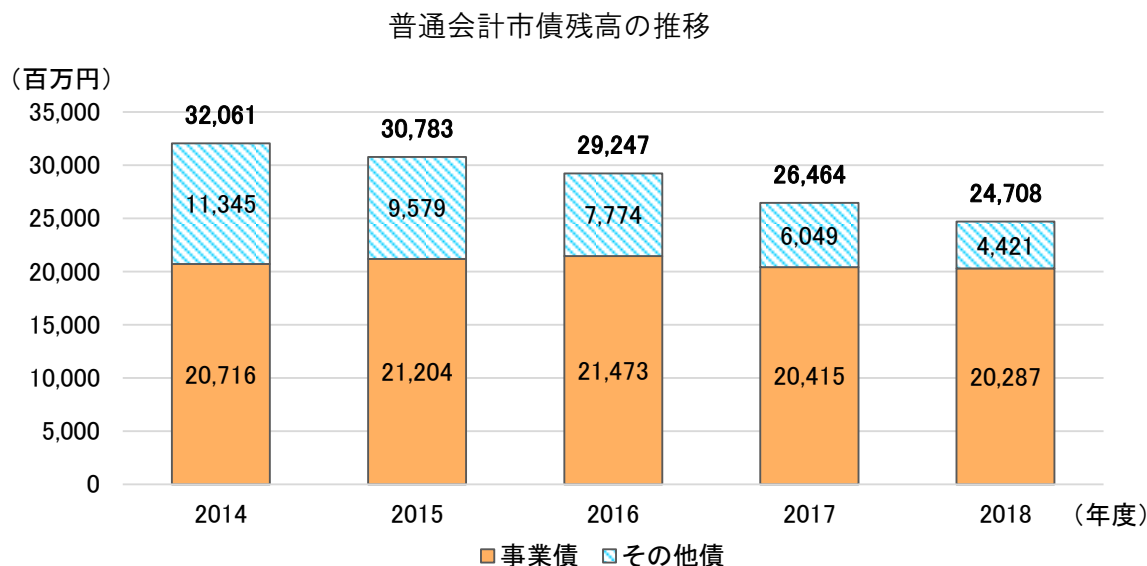
普通会計の歳出額は、平成 26（2014）年度が学校の建替えや大規模改修工事などの影響により 759.8 億円となりましたが、その後は減少傾向で推移しています。

職員定数の適正化により人件費が減少したほか、公債費、投資的経費などは減少していますが、待機児童対策に係る児童福祉費や社会福祉費等が増加したことにより扶助費が増加したほか、物件費などが増加しています。扶助費については年々増加しており、5 年間で 25.2 億円、10.9%増加しています。



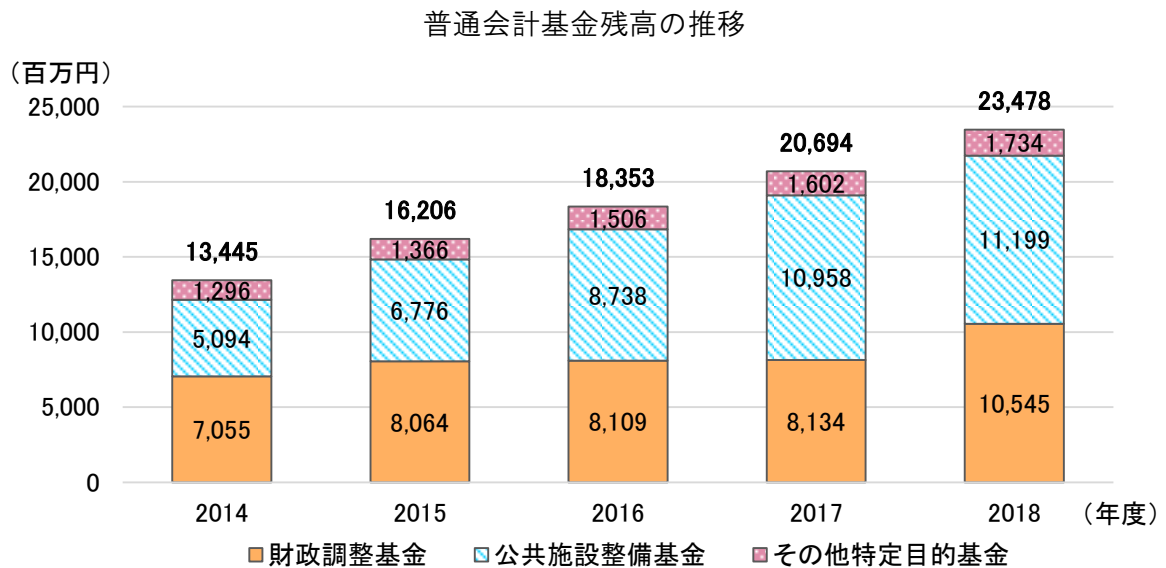
3 普通会計市債残高の推移

普通会計市債残高は、平成 22（2010）年度の立川市財政健全計画、平成 27（2015）年度の立川市行政経営計画において、「新たな市債の発行は、原則、当該年度に償還する元金償還額以下とする」との財政規律を定め、取り組んだことから、平成 30（2018）年度末には 247.1 億円となり、5 年間で 73.5 億円、22.9%減少しています。将来の市財政の負担とならないように市債の活用については計画的に行う必要があります。



4 普通会計基金残高の推移

財政調整基金残高は、平成 30（2018）年度末には 105.5 億円となり、平成 26（2014）年度末に比較して 34.9 億円増加しています。公共施設整備基金は、平成 30（2018）年度末には 112.0 億円となり、平成 26（2014）年度末に比較して 61.1 億円増加しています。経済不況等による大幅な税収減により歳入不足が生じた場合や予期せぬ自然災害、都市インフラや公共施設の老朽化対応などに備え、基金に積み立てをしておく必要があります。



出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成

第4節 財政収支の見通し

これまでの財政状況や今後の社会経済状況を見据え、平成31（2019）年度当初予算額を基に、歳入については、内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」で示されたベースラインケースを踏まえ、将来人口推計や税制改正などの要素を加味し試算しました。市税については、各税目の当初予算額を基準に、経済成長率等の指標や法人市民税交付税原資化の影響等を反映しました。譲与税・交付金については、地方消費税の税率引き上げによる地方消費税交付金の増額、法人市民税法人税割の減収補てんとして創設される法人事業税交付金の増額を見込みましたが、他の交付金は、平成31（2019）年度当初予算額と同額としています。地方債については、歳出の投資的事業等に連動して試算しました。

歳出については、各経費の平均伸び率などを参考に、今後5年間ににおける財政収支を推計しました。人件費は、現行職員数に新陳代謝分を加味し、定年退職予定者数を見込みました。扶助費は、過去の平均伸び率などに基つき、今後も増加していくものとして試算しています。投資的経費は、若葉台小学校や新清掃工場の建設、今後予定している公共施設の長寿命化対策などを見込みました。その他行政経費である物件費・維持補修費・補助費等などについては、物価上昇率や平均伸び率などを見込み、試算しています。

普通会計財政収支の見通し【平成31年度から令和6年度】

区分			平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
			(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
歳入	市税		399億円	401億円	398億円	402億円	406億円	410億円
	譲与税・交付金		46億円	52億円	60億円	61億円	62億円	62億円
	国庫・都支出金		244億円	249億円	260億円	280億円	260億円	267億円
	地方債		30億円	66億円	49億円	62億円	30億円	30億円
	その他収入		36億円	34億円	34億円	35億円	35億円	36億円
	合計①		755億円	802億円	801億円	840億円	793億円	805億円
歳出	義務的経費	人件費	106億円	115億円	116億円	113億円	115億円	118億円
		扶助費	261億円	268億円	276億円	283億円	292億円	301億円
		公債費	37億円	26億円	27億円	28億円	32億円	32億円
	投資的経費		83億円	131億円	116億円	149億円	80億円	80億円
	その他行政経費		268億円	267億円	272億円	277億円	281億円	287億円
	合計②		755億円	807億円	807億円	850億円	800億円	818億円
	差引額（①－②）			0億円	▲5億円	▲6億円	▲10億円	▲7億円
基金充当額等			—	5億円	6億円	10億円	7億円	13億円

出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成

※令和元年7月作成。なお、今後の予算編成作業等を踏まえ、内容は変更する予定です。

この財政収支の見通しでは、令和2（2020）年度以降、5億円を超える財源不足が生じ、令和6（2024）年度には、約13億円の財源不足になると予測しています。この財源不足額については、各年度の予算編成過程の中で、歳入の確保や歳出事業の見直しなど、不断の行財政改革に取り組むとともに、基金等の活用を図ることにより、解消を図っていきます。

第 4 章 行財政運営の基本方針



第4章 行財政運営の基本方針

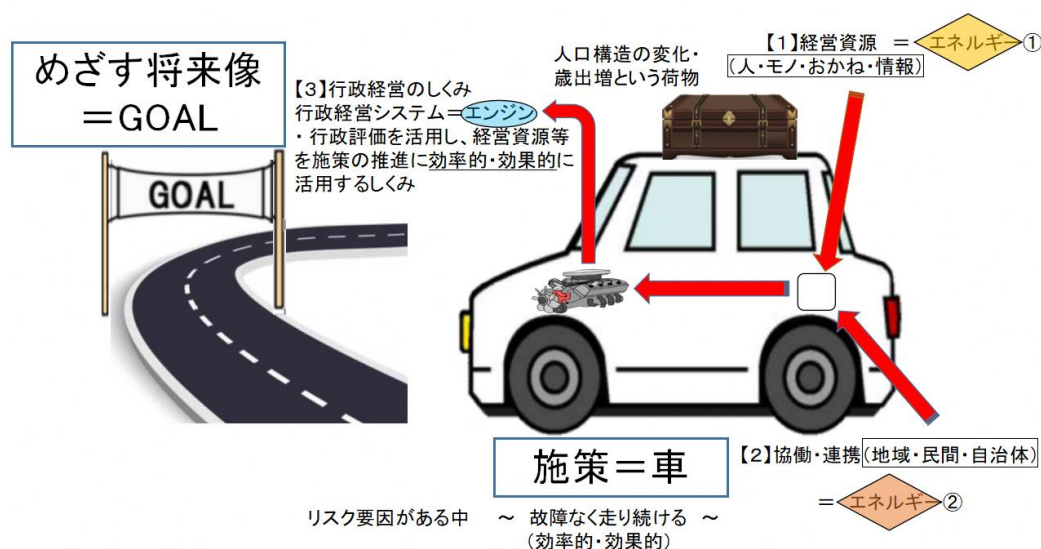
1 基本的な考え方

後期基本計画を着実に推進するため、市は経営資源（人、モノ、おかね、情報）を有効に活用し、地域や民間、他自治体などの多様な主体と連携しながら、施策を進めています。

そうした中で、人口構造の変化や社会保障関係経費の増嵩、公共施設の老朽化などによる歳出増という財政的な課題を抱えながらも、市は最適な選択を行い、持続可能な行財政運営が求められます。

そのため、後期基本計画における行政経営は、経営資源を最大限に活用しながら、地域や民間などの多様な主体と連携を強化し、適切なサービス水準と最適なサービス提供手法を選択していくことを重視していきます。

基本的な考え方の関係性イメージ



2 基本方針

上記の基本的な考え方の下、施策を進めていく上で必要な「経営資源の活用」及び「市民・事業者等との協働・連携」、さらに、これらの経営資源等を効率的・効果的に生かすための「行政経営のしくみ」の3つについて基本方針を定めます。

- (1) 経営資源の活用
- (2) 市民・事業者等との協働・連携
- (3) 行政経営のしくみ

(1) 経営資源の活用

市の経営資源である「人」「モノ」「おかね」「情報」を以下の方針に基づき、最大限に活用していきます。

●効果的な組織と職場・職員の育成【人】	
① 効果的な組織の編成	施策を効果的に進めるため、政策体系や評価体系と人員、予算が連動した組織を柔軟に編成します。複数の組織が施策に関連する場合は、施策における基本事業と組織を連動させることにより、施策の向上を図ります。
② 適正な定員管理	限られた経営資源の中で最適なサービスを提供していくため、職員の役割を明確にして、担い手の最適化を行います。そのためには、業務プロセスや業務の質、コスト等の自治体間の比較を行いつつ、本市の行政特性に合わせ適正な定員管理を進めます。
③ 職場力の強化	生産性を向上させるため、職場力を強化します。職員一人ひとりが意欲・能力を最大限に発揮できる職場環境を形成するとともに組織で力を発揮できる組織体制を構築します。また、時間外勤務の縮減や管理監督者のマネジメントの向上を図り、ワーク・ライフ・バランス※を推進します。
④ 人材の育成	今後の社会環境の変化に対して、常に改革の意識を持ち積極的かつ主体的に行動する職員を人事交流などを含めた研修を通して育成していきます。また、ベテラン層職員の能力を活用する制度やマネジメント手法を検討していきます。
⑤ 優秀な人材の確保	現在の職員採用方法の課題の洗い出しと検証を行い、さらに有効な職員採用の制度とします。また、他自治体とは異なる本市の特性や職場の魅力を最大限に発信し、優秀な人材確保への取組を進めます。
●公共施設や都市インフラ等の効果的な保全・更新及び有効活用【モノ】	
① 持続可能な公共施設等の展開	公共施設を継続的に活用するため、施設管理業務の効率化を図りながら、適切な施設の維持保全に努めます。同時に、将来の更新に伴う財政リスクを見据えて財政支出の上限を定め、コスト削減と機能維持の観点から複合化等の再編を進めます。 また、道路、橋りょう、下水道などの都市インフラについても中長期的なトータルコストの削減や予算の平準化を行いながら、的確に維持管理・更新等を行い、機能を維持していきます。
② 公有財産の有効活用	公共施設再編個別計画に基づく再編に伴い生じる跡地や公有財産等は民間活力による有効活用を推進し、歳入の増加や維持管理のコスト削減を目指します。施設を更新する際は、PPP※手法の導入の可能性を検討し、民間ノウハウの活用を促進します。

●健全な財政運営【おかね】	
① 基金の適正な管理	持続可能な財政運営のために財政調整基金は必要な額を確保します。また、公共施設の再編や都市インフラの老朽化などへ対応するため、投資的事業の進捗を踏まえ、公共施設整備基金は必要な額を確保していきます。
② 市債活用の適正化	公共施設の再編や都市インフラの老朽化などへ対応するため、後年度の公債費の負担を踏まえた借入の考え方をあらためて示していきます。
③ 自主財源の確保	市の収入の根幹である市税等収入については、引き続き収入の確保に努めます。 ネーミングライツや広告料収入の確保、公共施設等の有効活用や未利用地の処分など官民連携のさらなる推進により新たな自主財源を確保します。また、公共施設の建替え等を行う場合は、受益者負担の観点から適正な利用料金となるよう検討します。 競輪事業については、経営基盤の安定化に努めるとともに収益の確保を図ります。
④ 予算編成・執行管理	行政評価と連動した効率的・効果的な予算編成を行います。また、社会保障関係経費をはじめ、義務的経費の増加により、財政構造が硬直化する恐れがあることに留意していきます。公共施設等の老朽化に伴う更新や公共施設の再編の取組に際しては、公共施設整備基金等の有効活用を検討します。
●情報の活用【情報】	
施策の維持、向上に対しさまざまな要因を分析し、データに基づく政策形成を推進していきます。	
① 情報の発信	情報を真に必要としている市民への確に情報が届くしくみを検討し、効果的な情報発信を行うほか、市民との対話の場へ積極的に情報を活用していきます。
② 情報の分析	予算や人員のほか、市が持つさまざまなデータや事業の活動指標などの情報を分析し、新たな施策や事業の立案へ活用していきます。 これまでの行政評価に基づく分析はもとより、地方公会計制度による行政サービスに要する施設別コスト計算書の作成などを検討し、公共施設の更新に生かします。また、市が持つさまざまなデータを AI※等により分析し、効果的なサービスの提供につなげていきます。
③ 情報の官民連携	民間事業者が利活用しやすいオープンデータ※の提供環境を整え、施策の維持・向上に対して主体的に取り組める事業提案制度を進めていきます。また、市の課題となっている施策に関する情報を積極的に提示し、サウンディング型市場調査などを活用し、官民連携により市の課題解決につなげていきます。

(2) 市民・事業者等との協働・連携

自治会等の地域、民間事業者及び他の自治体等を含めて協働・連携して魅力ある住みよいまちづくりを進めていきます。

●地域との協働・連携
女性をはじめ地域の人材を掘り起こし、地域の活性化を図りつつ、団体や個人と適切な役割分担の中、地域との協働・連携を進めていきます。
●適切なサービス提供主体
施策の遂行にあたっては、市が行わなければならないのか、また民間事業者等の活用が期待できるのかを十分に検討し、NPO 法人や民間事業者等と協働・連携を促進していきます。
●官民連携のしくみづくり
市と市民・事業者等との協働・連携を行うにあたり、市の関わり方や連携方法など、効果的な成果が得られるようなしくみを検討します。
●自治体間の連携
市民サービスの維持や効率的・効果的に施策を推進するため、自治体間の連携を促進します。

(3) 行政経営のしくみ

PDCA サイクルにより、予算、人員等の限られた経営資源を適正かつ効率的・効果的に配分するしくみとして行政評価を有効に活用していきます。

費用対効果の視点から、投入できる経営資源を考慮した目標値の設定を基本に、後期基本計画の進捗管理を行うとともに、情報の分析を詳細に行い、戦略的に事業を再構築するほか、最適なサービス提供手法の検討を行政評価により行っていきます。



第 5 章 まちづくり戦略（総合戦略）

第 1 節 戦略の背景

第 2 節 戦略推進の基本的な考え方

第 3 節 戦略の基本目標



第5章 まちづくり戦略（総合戦略）

第1節 戦略の背景

立川駅周辺の拠点整備を進めてきたことで、周辺市等からの来訪者が増加するなど、立川市の多摩地域の交流拠点としての位置付けが確立されつつあります。これからは、より広域的な視点を持ちつつ、ハード面を生かしながらソフト面へとまちづくりの主軸を転換し、交流都市としてさらなる発展を目指していく段階となります。他方で、市内に広がる豊かな緑や都市農地がもたらすやすらぎも、立川市の大きな魅力となっています。今後は、これら立川市固有の自然環境が有する環境保全や防災、交流創出などの多面的機能をグリーンインフラ[※]としてまちづくりに活用していく視点も重要となります。

また、立川市は働く場として、市内外から多くの人が集まっていますが、近年では、働き方改革[※]の推進や職住近接など多様な働き方が求められるようになってきており、新たな就業ニーズに対応できるまちづくりが求められています。さらに、地域での創業の促進や魅力あるしごとづくりを推進し、地域内循環を向上させることで、多摩地域全体の経済循環に貢献し、広域的な地域経済の発展につなげることが求められています。

立川市は近年、アートのまちとして注目を集めていますが、アニメや漫画、スポーツなどのイベントも増え、交流を生み出すコンテンツとして育ってきており、来訪者の増加につながっています。長年にわたり継承されてきた伝統文化に加え、これらを新たな立川市らしい魅力として、市民のまちへの誇りや愛着を育み、大きく成長させていくことも重要な視点となります。さらに、広域的な情報発信拠点としての機能の発揮も期待されていますが、SNS[※]の活用等、ターゲットに訴求した情報の発信方法を構築していくことが重要です。

一方、市民の暮らしに目を向けると、日本各地で震災が発生していることに加え、近年は地球温暖化に伴う異常気象による、これまで想定されなかった災害も発生しており、暮らしの安全・安心が脅かされています。地域の絆を深め、支えあうことで、災害時に自ら避難行動をとることが困難な高齢者や障害者等も含め、誰一人取り残さない安全・安心の確保が求められています。

高齢化や核家族化が進む中で、自治会活動をはじめとした地域コミュニティの重要性がますます高まっています。また、立川市は転入による新住民や外国人住民、来訪者、地域活動に取り組む民間企業も増加するなど、地域社会を形成する主体の多様化が進んでいます。持続可能な支えあいのある地域社会を構築するために、地域コミュニティの重要性についてさらなる理解促進を図るとともに、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらずそれぞれが地域の担い手として持てる力を発揮できるしくみづくりが求められています。

また、未来の担い手育成として、途切れのない子育て支援を引き続き推進するとともに、子どもの視点に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

第2節 戦略推進の基本的な考え方

基本構想に定めた将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現に向け、後期基本計画において推進する分野横断的な取組の方向性を、まちづくり戦略（総合戦略）として定めます。

この戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」第10条に基づき定める「たちかわ創生総合戦略」の機能を内包するものであり、人口減少問題の克服と交流を中心に据えた「たちかわ創生」の視点を盛り込んだものとして設定しています。

後期基本計画期間中の本市の人口は、少子化、高齢化は進展しつつも横ばいの見込みですが、令和7（2025）年をピークに人口減少局面に転じるとともに、急速な少子化、高齢化の進展が見込まれています。本市にとっても近い将来に訪れる人口急減・超高齢社会という極めて厳しく困難な状況への対応を見据えた取組を進めていくため、国が示す地方創生の視点である「しごと」と「ひと」の好循環と、それを支える「まち」の活性化に加え、本市の大きな強みである「交流」を加えた、4つの視点を踏まえて、戦略を推進します。

また、本戦略は持続可能な社会の実現を目指すものであり、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）とその考え方や方向性は共通するところが多くなっています。SDGsは、国際社会全体の目標ではありますが、その実現には基礎自治体も役割を果たすことが期待されており、本市においても本戦略に基づき取組を推進することで、SDGsの実現に貢献していきます。

SDGs とは

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが掲げられました。

SDGsの実現に向けて、先進国を含めた各国が当事者意識を持ち、公共・民間のあらゆる関係者が連携しながら、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが重要とされています。日本では平成28（2016）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、自治体においても各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されるとともに、ステークホルダーとの連携強化などによりSDGsの達成に向けて取組を推進することが求められています。自治体運営と密接に関わるゴール11「住み続けられるまちづくりを」をはじめとした17のゴールの達成に向けて、自治体が重要な役割を果たすものと期待されています。



第3節 戦略の基本目標

魅力と活力にあふれた快適で利便性の高いまちづくり

立川市は、立川駅周辺地域を中心に交通結節点として恵まれた立地条件を生かし、多様な都市機能の集積を進めてきたことで、多摩地域の交流拠点として成長してきました。

今後は、交流都市としてのさらなる発展を目指し、ハードを生かしながらソフト施策の推進へと軸を移していきます。また、環境・景観に配慮した魅力ある街並みや質の高い都市空間の形成に取り組みます。そして、多様な需要に応じた事業活動を活性化させることにより雇用を創出するとともに、創業への支援等を通じた新しいしごとの創出を促進することで、地域内循環を向上させ、地域経済の発展を進めていきます。



ひとびとがふれあい、豊かさと笑顔に満ちたまちづくり

ひとが集まるところには笑顔があふれ、あふれる笑顔はまちの魅力につながります。

市内外から多くのひとが集まり、交流し、つながりを持つことで、多様性に富んだ創造的なアイデアが生まれ、まちの魅力を向上させる、ふれあいと豊かさに満ちたまちづくりを進めていきます。

そして、市民のまちに対する誇りと愛着を育み、ライフスタイルから生み出される立川の魅力を戦略的・効果的に広く発信するシティプロモーションを市民とともに進め、「行きたいまち」「住みたいまち」として発展することを目指します。

また、立川市らしい魅力を生かし、国際交流や観光、産業、教育、文化芸術、スポーツなど幅広い分野でまちを活性化させ、交流を促進します。



住み慣れた地域で安全で安心な生活を送ることのできるまちづくり

東日本大震災以降も日本各地で震災が発生していることに加え、近年は地球温暖化に伴う異常気象による、これまで想定されなかった災害も発生しており、安全・安心のまちづくりの重要性が高まっています。

一人ひとりの市民が自分や家族の命を守り、助けあい思いやる心の絆を持って、多様な主体が協働し、誰一人取り残さない安全で安心な暮らしを支える地域社会の形成を目指します。

特に、防災に関する意識啓発を通じて自助力を向上させ、震災や風水害に備え、地域における災害対策の強化を図ります。

また、市民や地域団体、事業者、関係機関と連携を強化し、子どもから高齢者まで、全ての市民が安全に暮らせる犯罪の起こりにくい地域づくりを進めていきます。



多様で幅広い主体が市民力を発揮した活力に満ちたまちづくり

社会の成熟化や移り変わりの中で、人々の価値観やライフスタイルは多様化しています。立川市では、シニア世代や女性の活躍、新住民や外国人住民、来訪者の増加による人の循環の活性化、地域活動に取り組む企業の増加などが見られ、地域社会を形成する主体の多様化が進んでいます。

こうした中、立川市に関わる多様な主体による交流の場や活躍の場の創出に取り組むとともに、誰もが地域の担い手として力を発揮できるしくみづくりを進め、持続可能な支えあいのある地域社会の構築を目指します。

「ひと」と「地域」がつながりを持ち、情報を共有し、互いに支えあうまちづくりを進めていきます。



豊かな人間性を育み、安心して子育てできるまちづくり

これまで築き上げてきたまちづくりの成果を維持・向上させて、子どもたちへ、そしてその次の世代へ引き継ぎ、立川の未来に向け、市民一人ひとりが夢と希望を持ち、将来にわたり住み続けたいまちを形成していきます。

子ども・若者の未来は、まちの未来です。

子どもたちや親、地域に笑顔があふれ、若い世代や子育て世代にとって、楽しく子育てできるまちを目指します。子どもの権利を尊重し、子どもたちが、心身ともに健やかに成長していけるよう、地域全体で子育てを支援していきます。

未来を担う子どもたちが将来に夢と希望を持ち、社会にはばたけるよう生きる力を伸ばすことのできるまちづくりを進めていきます。



数値目標

成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
来訪者数（JR 立川駅・多摩都市モノレール立川駅南北定期外乗車客数、公共駐車場利用者数）	4,100 万人	4,200 万人	4,290 万人
立川市全体のエネルギー消費量	7,666TJ※	7,127TJ (H28 年度)	6,210TJ
法人市民税法人税割課税対象者数	6,446 社	6,834 社	7,300 社
社会増減数	52 人 (H25 年)	1,193 人 (H30 年)	590 人以上 (R6 年)
人口千人当たりの刑法犯認知件数	15.04 件 (H25 年)	10.26 件 (H30 年)	8.0 件 (R6 年)
65 歳健康寿命※（65 歳の人が要介護 2 以上の認定を受けるまでの年齢の平均）	男 82.40 歳 女 85.84 歳 (H25 年)	男 82.77 歳 女 86.15 歳 (H29 年)	男 83.40 歳 女 86.70 歳 (R6 年)
立川市との連携協定締結件数	92 件	184 件	300 件
出生数	1,439 人 (H25 年)	1,391 人 (H29 年)	1,345 人以上 (R6 年)
年少人口数（1 月 1 日時点）	22,456 人	22,425 人	22,010 人以上

第 6 章 分野別計画

後期基本計画 政策体系

政策の見方

施策の見方

第 1 節 子ども・学び・文化

第 2 節 環境・安全

第 3 節 都市基盤・産業

第 4 節 福祉・保健

第 5 節 行政経営・コミュニティ

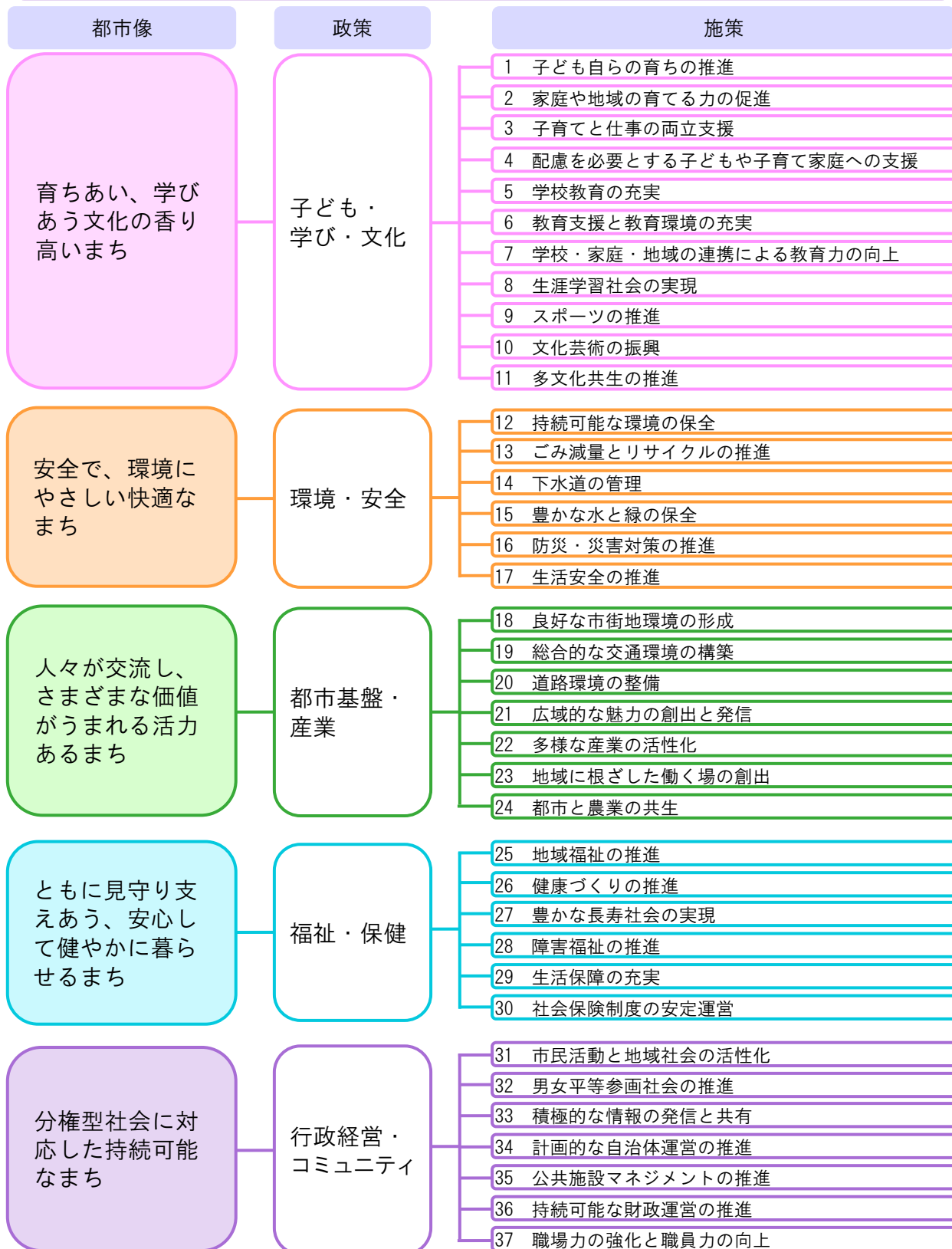


第6章 分野別計画

後期基本計画 政策体系

将来像

にぎわいとやすらぎの交流都市 立川



政策の見方

「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川（将来像）」
の実現に向けて、政策それぞれが取り組むまちづく
りの方向性（都市像）が書かれているよ！

第1節 子ども・学び・文化



育ちあい、学びあう文化の香り高いまち

■政策の取組方針

都市像を実現するための方
針が書かれているよ！

方針1 子どもの成長に合わせた途切れのない子育て・子育ての支援

幼児期の教育・保育から学校教育、地域における子ども・青少年健全育成、若者支援など、成長段階に応じた途切れのない的確な支援を展開するとともに、子どもたちの健全な成長に向け、関係機関におけるきめ細かな対応とすき間のない支援体制を目指します。



方針2 まちの未来をひらく子どもを育成する教育の推進

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力・体力を育むとともに、豊かな心をもち、社会に貢献する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自ら考え判断し、行動できる子どもや、ともに学び、ともに支えあう子どもが育ち、地域とともに歩むネットワーク型の学校づくりを進めます。

方針3 生涯学習・スポーツ活動などによる学びと文化芸術のまちづくりの推進

生涯学習やスポーツ、文化芸術活動への積極的な参加・交流による幅広い学びを促進し、文化の香り高いまちづくりを進めるとともに、多様な文化の共生を目指します。スポーツに関しては 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、競技の振興はもとより、健康やコミュニティづくりまで幅広い取組を強化します。

■数値に見る立川市の「子ども・学び・文化」

	(H25 年度)	(H27 年度)	(H30 年度)
自分には良いところがあると感じている児童・生徒の割合（①小学校6年生、②中学校3年生）	①76.1% ②63.1%	①76.9% ②66.9%	①81.9% ②78.2%
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合	71.2%	75.3%	77.6%



この政策について、立川市がどん
状況なのかがわかる数字が書か
れているよ！



施策の見方

育ちあい、学びあう文化の香り高いまち（子ども・学び・文化）

施策１ 子ども自らの育ちの推進

目的

子どもの権利が尊重され、自ら生きていく力を養い、
育ちあえるまちを目指します。

この施策に取り組むことで、立
川市がどんな状態になることを
目指すのかが書かれているよ！

主な課題

1. 虐待や貧困、いじめなど子どもの育ちをめぐる問題は顕在化して
子どもが尊重され、健やかに育つことのできる社会であることが
2. 子どもが自ら生きていく力を身に付けられるよう、地域の人材の
育成や、児童館には乳幼児から中高生まで成長に応じた体験・活動の場
としての役割が求められます。
3. 地域・学校・関係団体の連携強化を図りながら、青少年の健全育成や環境整備に取り組む
ことが求められています。

この施策の主な
課題が書かれて
いるよ！これら
の課題を解決す
るために頑張っ
ていくんだね！

基本事業

1. 子どもの権利の尊重

- 子どもの最善の利益を実現する社会をつくるため、
醸成に取り組めます。
- 「こどもとおとなのほしあい」や子ども委員会等、子どもの意見表明の機会を確保する
とともに、さまざまな機会を捉えて子どもの権利の啓発に努めます。

主な課題を解決して、施策の目的を達
成するためにどんなことをしてい
くのかが書かれているよ！



こどもとおとなのほしあい in 市議会議場の様子

2. 地域における子どもの居場所づくり

- 地域や利用者の事情に合わせた地域における居場所づくりを推進します。
- 放課後子ども教室や子ども会等の事業を通して、地域の人材発掘、次世代を担う人材を育成します。
- 児童館と地域・学校が連携を強化し、子どもたちの成長に応じた体験等ができる安全・安心な居場所を確保します。

3. 青少年の育成・支援

- さわやかあいさつ運動や子ども 110 番事業などを実施し、青少年の健全育成に取り組めます。
- 将来の地域を担う人材を育成するため、ジュニア

施策の目的を達成するためには、みんなで力を合わせていく必要があるよ！ここには、市民・団体・事業者の皆さんと協力していきたい取組例が書かれているよ！

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、地域の子どものは地域で育むという意識を広げます。
- 市民・団体は、市と協働して中学生の主張大会や成人を祝うつどいを開催します。
- 団体・事業者は、地域の特性を生かした自主的な活動に取り組めます。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン
- 立川市第2次発達支援計画

施策を推進させるために、より具体的な取組内容を記載した個別計画が書かれているよ！

指標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	子どもの権利に関するイベント等への延べ参加者数	314 人	497 人	560 人
2	放課後子ども教室延べ参加児童数	48,048 人	65,070 人	70,000 人
3	青少年健全育成地区委員会委員数	833 人	836 人	850 人

この施策の取組が順調に進んでいるか確認するために、成果指標と目標値を設定しているよ！

第1節 子ども・学び・文化

育ちあい、学びあう文化の香り高いまち

■政策の取組方針

方針1 子どもの成長に合わせた途切れのない子育て・子育ての支援

幼児期の教育・保育から学校教育、地域における子ども・青少年健全育成、若者支援など、成長段階に応じた途切れのない的確な支援を展開するとともに、子どもたちの健全な成長に向け、関係機関におけるきめ細かな対応とすき間のない支援体制を目指します。

方針2 まちの未来をひらく子どもを育成する教育の推進

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力・体力を育むとともに、豊かな心を持ち、社会に貢献する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自ら考え判断し、行動できる子どもや、ともに学び、ともに支えあう子どもが育ち、地域とともに歩むネットワーク型の学校づくりを進めます。

方針3 生涯学習・スポーツ活動などによる学びと文化芸術のまちづくりの推進

生涯学習やスポーツ、文化芸術活動への積極的な参加・交流による幅広い学びを促進し、文化の香り高いまちづくりを進めるとともに、多様な文化の共生を目指します。スポーツに関しては 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、競技の振興はもとより、健康やコミュニティづくりまで幅広い取組を強化します。

■数値に見る立川市の「子ども・学び・文化」

	(H25 年度)	(H27 年度)	(H30 年度)
自分には良いところがあると感じている児童・生徒の割合 (①小学校6年生、②中学校3年生)	①76.1% ②63.1%	①76.9% ②66.9%	①81.9% ②78.2%
安心して子どもを産み育てることができている市民の割合	71.2%	75.3%	77.6%



施策 1 子ども自らの育ちの推進

目的

子どもの権利が尊重され、自ら生きていく力を養い健やかに成長できるまちを目指します。

主な課題

1. 虐待や貧困、いじめなど子どもの育ちをめぐる問題は顕在化しています。一人ひとりの子どもが尊重され、健やかに育つことのできる社会であることが求められています。
2. 子どもが自ら生きていく力を身に付けられるよう、地域の人材の確保が求められます。また、児童館には乳幼児から中高生まで成長に応じた体験・活動の場、安全・安心な居場所としての役割が求められます。
3. 地域・学校・関係団体の連携強化を図りながら、青少年の健全育成や環境整備に取り組むことが求められています。

基本事業

1. 子どもの権利の尊重

- 子どもの最善の利益を実現する社会をつくるため、子どもの権利の尊重について、意識の醸成に取り組みます。
- 「こどもとおとなのほしあい」や子ども委員会等、子どもの意見表明の機会を確保するとともに、さまざまな機会を捉えて子どもの権利の啓発に努めます。



こどもとおとなのほしあい in 市議会議場の様子

2. 地域における子どもの居場所づくり

- 地域や利用者の事情に合わせた地域における居場所づくりを推進します。
- 放課後子ども教室や子ども会等の事業を通して、地域の人材発掘、次世代を担う人材を育成します。
- 児童館と地域・学校が連携を強化し、子どもたちの成長に応じた体験等ができる安全・安心な居場所を確保します。

3. 青少年の育成・支援

- さわやかあいさつ運動や子ども110番事業などを青少年健全育成地区委員会や学校と協働で実施し、青少年の健全育成に取り組みます。
- 将来の地域を担う人材を育成するため、ジュニア・リーダーを養成します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、地域の子どもは地域で育むという意識を広げます。
- 市民・団体は、市と協働して中学生の主張大会や成人を祝うつどいを開催します。
- 団体・事業者は、地域の特性を生かした自主的な活動に取り組みます。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
- 立川市第2次発達支援計画

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	子どもの権利に関するイベント等への延べ参加者数	314 人	497 人	560 人
2	放課後子ども教室延べ参加児童数	48,048 人	65,070 人	70,000 人
3	青少年健全育成地区委員会委員数	833 人	836 人	850 人



施策２ 家庭や地域の育てる力の促進

目的

安心して妊娠・出産・子育てができて、健やかな成長を地域全体で見守ります。

主な課題

1. 妊娠や出産、子育てに関して不安を抱える妊産婦や保護者は増加傾向にあり、切れ目なく母子保健サービスを提供することが求められています。
2. 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが難しくなっています。家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげながら、親と子がともに育っていける環境が求められています。

基本事業

１．母と子どもの健康支援

- 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠や出産、子育てに関する相談に応じ、切れ目のない支援に取り組みます。
- 乳幼児健康診査や各種予防接種などを通じて、健やかな子どもの成長を支援します。



離乳食準備教室の様子

2. 家庭や地域における子育ての支援

- 子育て情報誌の発行やホームページ、講座などを活用し、子育てに関する情報をわかりやすく伝えとともに、相談機能の充実に取り組み、必要な支援やサービスにつなげます。
- 子育てひろばや子育てサークル、保育園の園庭開放など、身近な場所での交流を通じて、地域で子育てに関わり、互いに助けあうまちづくりを支援します。
- 子どもに関する手当や医療費の助成を通じて、子育てに伴う経済的な負担を軽減します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、子育て家庭を温かい目で見守り、地域や関係機関等と連携し、互いに助けあう地域づくりに協力します。
- 市民は、地域の相談・交流の場や健康診査に親子で積極的に参加します。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
- 健やかたちかわ21プラン 第3次（立川市第5次地域保健医療計画）



子育てひろばの活動風景

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	乳幼児健診受診率(3～4 か月・1 歳 6 か月・3 歳)	95.4%	97.9%	98.0%
2	子育てひろばの利用者数	76,302 人	89,205 人	95,000 人



施策3 子育てと仕事の両立支援

目的

子どもの健やかな育ちと仕事の両立を支援します。

主な課題

1. 共働き世帯が増加する中、安心して子育てできるよう保育園や幼稚園などの多様なサービスを活用した待機児童の解消が求められています。幼児教育・保育の無償化※により、さらなる保育の質の確保や環境整備、保育士の人材確保と育成が必要となっています。
2. 共働き世帯が増加する中、安心して子育てできるよう学童保育所の待機児童の解消が必要となっています。
3. 保育ニーズは多様化しており、それに応じた保育サービスの充実が必要となっています。

基本事業

1. 保育施設の量と質の確保

- 認可保育園、地域型保育施設※だけでなく、認証保育所や認定こども園、幼稚園の預かり保育等の併用など各種の保育サービスを活用し待機児童対策を行います。
- 法令に則り、保育の質を確保します。また、保育園等の東京都の指導検査立ち合い、市の巡回指導や指導検査を行います。
- 保育従事者の処遇改善等や研修の実施による人材確保・定着支援、人材育成に努めます。

2. 学童保育所の量と質の確保

- 学童保育所の整備と、定員拡大を行い、待機児童解消に向けて取り組みます。
- 放課後子ども教室と学童保育所の連携について検討を進めるほか、サマー学童保育所や児童館ランドセル来館、放課後ルームを効果的に活用します。

3. 保育サービスの推進

- 幼稚園・認定こども園・保育園等が特性を生かしながら、柔軟に多様な教育・保育サービスを提供できるよう支援します。
- 幼児教育・保育の無償化を適切に行い、子育て世代の経済的な費用負担の軽減を図ります。
- 休日保育や年末保育、病後児保育の拡充等について検討します。
- 認可外保育園や企業主導型保育所[※]との研修や情報交換の機会をつくり、連携に努めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・事業者は、子どもの健やかな育ちを前提とし、ワーク・ライフ・バランス[※]の推進に取り組めます。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
- 立川市第2次発達支援計画
- 立川市第3次特別支援教育実施計画
- 立川市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



保育園の活動の様子

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	保育園待機児童数（翌年度 4月1日時点）	95 人	57 人	0 人
2	学童保育所待機児童数（翌 年度4月1日時点）	177 人	211 人	0 人
3	一時預かり・病児病後児保 育・その他の保育サービス の実施園数	10 か所	17 か所	20 か所



施策 4 配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援

目的

配慮が必要な子ども・若者や子育て家庭が、自立し、安定した生活を営むことができるまちを目指します。

主な課題

1. 発達に支援が必要な子どもや配慮を要する家庭等からの相談件数の増加とともに相談内容も多様化しており、それぞれ適切な対応が求められています。また、不登校やひきこもり、ニートなど子どもや若者が抱える問題が深刻化しています。
2. 核家族化の進展や子育ての孤立化などの中、養育困難な家庭やひとり親家庭、特定妊婦[※]等への支援が求められます。また、児童虐待の予防、虐待を受けた子どもや虐待した保護者への適切な支援が必要です。

基本事業

1. 乳幼児期から青年期までの子どもへの途切れのない成長支援

- 円滑な就学先選択のため、発達相談と就学相談、また、幼保・小とも密接な連携を図り、サポートファイル[※]も活用しながら、途切れのない支援を行います。
- 子どもの発達相談等では、早期に適切な支援へつなぎ、保護者の心理的負担などの軽減に努めるとともに児童発達支援センターを設置します。
- 医療的ケア[※]の必要な児童への支援について検討します。
- 子ども・若者自立支援ネットワークを活用し、困難を抱える子ども・若者への支援の輪を広げ、自立を支援します。

2. 配慮を必要とする家庭への支援

- 子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等の活動を通して、児童虐待の予防、早期発見及び対応に努めます。また、養育上の支援が必要な家庭等への支援を行います。
- こんにちは赤ちゃん事業等を通して保護者の養育状況を確認し、必要に応じて養育支援訪問事業につなげます。
- ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、配慮を必要とする子どもや家庭について理解します。
- 市民・団体・事業者は、「子どもの安全確認措置」の協力を努めます。
- 市民は、必要に応じて支援機関等に連絡し、地域での見守りや支援につなげます。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
- 立川市第2次発達支援計画
- 立川市第3次特別支援教育実施計画
- 立川市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



子ども未来センターの相談室の様子

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	サポートファイルの利用 件数	—	—	2,600 件
2	養育支援訪問事業（専門的 相談支援）の訪問実家庭数	75 世帯	53 世帯	80 世帯



施策 5 学校教育の充実

目的

「知」「徳」「体」の基礎を培い、児童・生徒の「生きる力」を育みます。

主な課題

1. 学力調査の結果等から、教員の授業力のさらなる向上と、児童・生徒の習熟の程度に応じた取組が求められています。
2. 規律ある学校生活を送るために、自他を尊重し、豊かな心を育む教育活動の取組が求められています。
3. 遊びや運動を通じた体力の向上、規則正しい生活習慣による心身の健やかな成長を促進することが求められています。

基本事業

1. 学力の向上

- 児童・生徒が自ら課題を発見し解決に向けて取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学校組織が一丸となって、地域力を生かして立川市民科や各教科の充実を図ります。
- グローバル人材の育成を図るとともに、英語教育推進に関わる事業による外国語活動・外国語科授業の充実を図ります。
- 教員及び学習支援員等による放課後や土曜日・日曜日、長期休業日を活用した補足的な学習機会を拡充させる取組を行います。

2. 豊かな心を育む教育の推進

- 教育活動全体を通して、児童・生徒一人ひとりの自他を尊重する豊かな心を培うとともに、さまざまな人権課題への理解を深める教育を推進します。
- 道徳教育や人権教育、文化的行事、体験的活動、読書活動の充実を図り、豊かな情操を育むとともに、多様な文化を尊重する豊かな心の育成を図ります。
- いじめ問題に係る各種法令等に基づき、学校での組織的・継続的な対応を強化するとともに、学校・家庭・地域が連携し、いじめの未然防止、早期発見を図ります。

3. 体力の向上と健康づくりの促進

- 休み時間等の遊びや一校一取組による運動・体育授業の充実により体力向上を図ります。
- 基本的な生活習慣を定着させるための取組を推進し、心身の健康増進を図ります。
- 児童・生徒の心身の健全な発達のため、安全で栄養バランスのとれた学校給食の提供と、食育を推進します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市と連携して、児童・生徒の健全育成に取り組みます。
- 市民は、児童・生徒の心身の健康を育み、生活習慣や道徳的判断の基礎をつくります。

関連する個別計画

- 立川市第3次学校教育振興基本計画



体力テストの様子

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	全国学力・学習状況調査の平均正答数を100としたときの達成率(①小学校6年生、②中学校3年生)	①97.1% ②101.3%	①102.2% ②101.2%	①105.0% ②105.0%
2	道徳授業地区公開講座への参加者数	7,988 人	9,511 人	11,000 人
3	全国体力調査におけるシャトルラン(小学校)・持久走(中学校)の全国平均得点を100としたときの達成率(①小学校5年生、②中学校2年生)	①95.2% ②84.1%	①99.3% ②100.7%	①101.1% ②101.9%

施策 6 教育支援と教育環境の充実

目的

児童・生徒が、個に応じた学習や質の高い学びが受けられるまちを目指します。

主な課題

1. 通常の学級において、発達に課題がある等により、特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒が増加傾向にあるため、ハード・ソフト両面の支援が求められています。
2. 「主体的・対話的で深い学び」を進め、子ども一人ひとりのニーズや学びの進捗に適した学習を提供するため、学校へのサポートが必要です。また、児童・生徒とふれあう時間を増やすため、教員の校務の負担軽減が求められています。
3. 老朽化が進む校舎等の安全・安心のため、適切な維持管理が求められています。また、教育の質の向上のため、さらなる ICT*環境の整備が求められています。

基本事業

1. 特別支援教育の推進

- すべての小・中学校に特別支援教室を整備し、発達障害による困難さの改善を自校の中でサポートします。
- ユニバーサルデザイン*を踏まえ、すべての児童・生徒にとってわかりやすい指導・支援の工夫を実践するとともに、障害に対する理解啓発を推進します。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級を新たに開設し、適切な指導・支援を実施します。

2. 学校運営の充実

- スクールソーシャルワーカー*等と連携し、不登校児童・生徒の支援を充実します。
- 副校長補佐、スクールサポートスタッフ、部活動指導員等の人材の配置や学校事務の共同実施などにより、学校の運営を支援します。
- 教員一人ひとりの心身の健康保持の実現や誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備するなど、教員の働き方改革*に取り組めます。

3. 教育環境の充実

- 教育の質の向上などの観点から、すべての小・中学校をネットワークで結び、センターサーバ[※]及び統合型校務支援システムの導入を進めます。
- 学校施設の日常的な点検と劣化している箇所の修繕・補修に引き続き取り組みます。また、体育館への空調機導入や照明のLED化など、教育環境の充実に取り組みます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、コミュニティ・スクール[※]や地域学校協働本部事業、ボランティア活動などにより、学校の支援を進めるとともに地域の活性化に努めます。
- 市民は、障害に対する正しい知識や特別支援教育への理解を深め、ともに生き、支えあう意識を高め、広げていきます。

関連する個別計画

●立川市第3次学校教育振興基本計画

●立川市第3次特別支援教育実施計画



大規模改修により新しくなった理科室

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	発達障害等により特別な指導・支援を受けている児童・生徒数	139 人	421 人	620 人
2	1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働をしている教員の割合	—	22.7%	0%
3	体育館照明のLED化実施済校数	0 校	8 校	28 校

施策 7 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

目的

コミュニティ・スクール※を中心とした地域のネットワークを生かし、学校・家庭・地域の連携により、児童・生徒を育てます。

主な課題

1. 教育活動の多様化、地域コミュニティの希薄化等に伴い、学校や家庭、地域が連携した教育活動の充実とともに、郷土やまちを愛する心情を養い、新しい文化の創造に貢献できる児童・生徒の育成が求められています。
2. 小1問題※や中1ギャップ※の解消に向け、幼保・小連携や小中連携を推進することが求められています。
3. 登下校時の児童・生徒の安全確保のため、交通安全や防犯、防災の対策が求められています。

基本事業

1. ネットワーク型の学校経営システムの構築

- コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業の連携による教育活動を推進し、学校支援を組織的に行います。
- 義務教育9年間の中で、歴史を含めた郷土学習と主権者教育、キャリア教育を関連付けた立川市民科を通して、まちを知り、まちに愛着を持ち、まちに貢献できる児童・生徒の育成を図ります。
- 研究機関や大学、企業、スポーツ団体等と連携し、持続可能な教育活動の充実を図ります。

2. 幼保小中連携の推進

- 中学校区を単位とした小中連携教育を推進するため、児童・生徒の協働学習・共同活動や教職員の派遣・交流等を行い、小中学校間の教育課程の円滑な接続を図ります。
- 小学校生活を園児に体験させる等、子どもや教職員の日常的な相互交流を計画的に実施し、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図ります。

3. 児童・生徒の安全・安心の確保

- 通学路を含めた学校における児童・生徒の安全確保に取り組みます。
- 交通安全や防犯、防災に係る安全指導を計画的に実施します。また、児童・生徒が自ら危険を予測し、身を守る行動が取れるように安全教育を充実します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、持続可能な教育力を発揮します。
- 市民・団体は、児童・生徒が安全で安心して通学できるよう見守り等の活動を行います。
- 市民は、学習習慣や基本的生活習慣が身に付く家庭教育を進めます。
- 市民は、積極的に教育活動に参画します。

関連する個別計画

- 立川市第3次学校教育振興基本計画



小中連携活動の様子

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数	924 件	1,454 件	1,500 件
2	小・中学校が連携した教育活動の実施回数	47 回	168 回	190 回
3	学校管理下における傷病事故件数	590 件	458 件	420 件

施策 8 生涯学習社会の実現

目的

生涯にわたり自分の意思で学び活躍できるまちを目指します。

主な課題

1. 年齢や障害の有無等に関わらず、誰もがいつでも学習情報を享受できる環境整備が求められています。また、学習する場を必要とする市民が施設確保の際、利用しやすいシステムの提供が求められています。
2. 学び直しやキャリア形成、地域の交流促進・課題解決などが生涯学習に求められている中で、多様化する学習ニーズに対応できる場と機会の提供が求められています。
3. 資料・情報の多様化・電子化が進み、情報拠点としての図書館機能の強化や将来の収蔵スペースの確保に向け、資料・情報の共同保存等が課題となっています。また、中央図書館の統括による地区図書館の安定した運営体制を維持するために、専門性の高い職員の育成と確保が求められています。

基本事業

1. 学習情報の発信

- 情報誌「きらり・たちかわ」や広報紙、ホームページ、SNS※などの情報媒体を通じた情報発信を進めます。
- 施設予約システムの安定した運用により、生涯学習施設の利用を促進し、学習意欲の向上につなげます。

2. 学習の場と機会の提供

- 多様な学習機会を提供します。
- 市民や団体、大学、研究機関などとの連携により、主体的な学びの場づくりとともに学びを深める機会の創出を支援します。
- 地域学習館については、地域の課題解決の取組に必要な情報提供を行うなど、地域の課題解決支援機能の強化を進めます。

3. 地域情報拠点としての図書館の運営

- 図書館の基幹である人材を生かして、地域に根ざした市民に役立つ情報を収集し、提供します。
- 読書活動や調査研究活動を通じて、多様な価値観の醸成や課題解決等の支援につながる生涯学習拠点としての図書館機能の強化に取り組めます。
- 情報媒体の多様化に対応できるよう効果的なシステムの構築と環境整備を図るとともに、将来の収蔵スペースの確保に向け、広域連携等による共同保存の検討を進めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、学習の場や学習の機会を通じて多様な交流に取り組めます。
- 市民・団体は、学習活動に主体的に参加し、学習の成果を地域社会に還元します。
- 市民は、読書習慣を身につけ、多様な価値観や自発的に調べ学ぶ意識を醸成します。

関連する個別計画

- 立川市第6次生涯学習推進計画
- 立川市第3次図書館基本計画
- 立川市第4次子ども読書活動推進計画



市民交流大学事業（講座）に参加する市民の様子

指標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	市民交流大学事業の受講者数	78,698 人	84,599 人	86,290 人
2	地域学習館及び学習等供用施設の利用者数	623,792 人	614,831 人	633,275 人
3	図書館資料を借りた延べ利用者数	522,879 人	607,809 人	638,000 人

施策 9 スポーツの推進

目的

「する」「みる」「ささえる」という観点から、いつでもスポーツに親しむことができるまちを目指します。

主な課題

1. 健康や体力を保持・増進するためにスポーツに取り組んでいる市民の割合は、世代間で差があり、意識啓発とスポーツに親しむきっかけづくりが求められています。また、性別、年齢等を問わず、全ての人がスポーツに取り組める機会の創出が求められています。
2. トップアスリートとの交流を通じたスポーツ機運の醸成、体育協会やスポーツ推進委員等と連携した事業の展開、スポーツを通じた地域経済の活性化が求められています。
3. 体育施設は安全で快適に利用でき、持続可能な管理運営が求められています。また、地域スポーツを推進する基盤となる指導者の育成も求められています。

基本事業

1. ライフステージに応じたスポーツの推進

- 誰もがスポーツの楽しさや魅力を実感できるよう普及・啓発活動を行います。また、立川シティハーフマラソン大会や市民体育大会など、気軽に参加できるニーズに合ったスポーツ事業を実施することで、健康や体力の保持・増進に取り組んでいる市民の増加を図ります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったスポーツへの関心を持続するために、子どもから高齢者まで幅広くスポーツに取り組めるよう、体育協会やスポーツ推進委員等と連携してスポーツに親しむ機会の充実を図ります。
- 障害のある人もない人も一緒にできるスポーツの実施により障害者スポーツの理解・啓発に努めます。

2. 交流と連携による地域スポーツの推進

- 日本学生ハーフマラソン選手権大会や箱根駅伝予選会、立川をホームタウンとするプロスポーツチームを通じて、トップアスリートの「魅せる」スポーツを展開することで、市民の交流を促進するとともに、選手や来訪者へのおもてなしを実行していきます。
- 体育協会やスポーツ推進委員等と連携して、スポーツを通じた交流と地域の活性化に取り組めます。

3. スポーツ環境の充実

- 身近な施設で継続的にスポーツができるよう、安全で利用しやすい環境を整備します。
- 講習会等を通じて、スポーツ指導者の人材確保や人材育成、指導力向上に取り組みます。
- 屋外体育施設の今後のあり方や管理運営等の方向性について検討します。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、地域のスポーツ指導者の技術習得に取り組み、市民との交流を通じてスポーツの楽しさを伝えます。
- 市民は、スポーツに主体的に取り組み、健康づくりや体力の保持・増進に努めます。
- 市民は、トップアスリートやプロスポーツを観戦する機会などを通じて、スポーツに親しみます。

関連する個別計画

- 立川市第2次スポーツ推進計画



立川シティハーフマラソンの様子

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	週1回以上スポーツを行っている市民の割合	42.6%	34.7%	70.0%
2	地域スポーツ教室参加者数	10,865 人	7,025 人	11,000 人
3	市体育施設利用者数	934,420 人	1,064,891 人	1,070,000 人

施策 10 文化芸術の振興

目的

身近に文化芸術に触れることができる、文化の香り高いまちを目指します。

主な課題

1. 生活様式や価値観の変化、文化芸術に対するニーズも多様化する中、誰もが良質で多様な文化芸術に触れる場や機会の充実が求められています。
2. 継続的な文化芸術活動につながる支援や文化芸術作品の維持保全のほか、ファール立川アート等、立川ならではの文化芸術の魅力の発信が求められています。
3. 文化財の継続的な維持管理や経年劣化に対応した保存事業の継続、所有者の相続等に伴う維持保全のほか、伝統芸能の担い手不足等が課題となっています。また、立川市史編さんに伴い収集した資料等の整理や活用方法の検討が課題となっています。

基本事業

1. 文化芸術に触れる機会の充実

- たましん RISURU ホール（市民会館）や子ども未来センターなど、文化施設の有効活用や「GREEN SPRINGS」の民間施設等との効果的な連携を進めます。
- 「まち全体が美術館構想」を推進し、文化芸術を身近に感じられるまちを目指します。
- 地域文化振興財団と連携して、地域での文化芸術活動を支援します。
- ファール立川アート鑑賞教室や小中学校訪問事業をはじめとする芸術鑑賞事業、ワークショップ等により、子どもの感性を育てます。

2. 文化芸術活動の発信・支援

- 立川いったい音楽まつりや市民オペラ、市民文化祭等の自主的な文化芸術活動を支援します。
- ファール立川アートや市所有の芸術作品を維持保全するとともに、シティプロモーションの一環として、魅力を広く発信します。
- 立川文化芸術のまちづくり協議会等を通じて、文化芸術の育つ環境づくりを進めます。

3. 伝統的文化の継承

- 文化財を適切に保存・保護し、維持管理に対する助言や支援を行い、次世代に継承します。
- 学校等との連携により、子どもたちが郷土の伝統を学ぶ機会を確保し、伝統文化の継承を図ります。
- 本市の歴史的変遷を明らかにし、学術的な発見や成果を体系的に整理するために、新編立川市史の編さんを進めます。また、市史編さんに伴い収集した資料や市民から寄贈された資料の整理や保管、活用及び公開方法等について、検討を進めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、伝統的文化を大切に保存し、守っていく意識を継承します。
- 団体・事業者は、市民の文化芸術活動を支援し、機会の提供及び情報発信に努めます。
- 市民は、文化芸術活動に積極的に参加し、心豊かに生活します。
- 市民は、地域の文化や文化財に関心を持ち、その振興に努めます。

関連する個別計画

●立川市第4次文化振興計画

●立川市第6次生涯学習推進計画



立川いったい音楽まつりの様子

指標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	日頃から文化芸術に触れる機会がある市民の割合	38.4%	46.1%	52.0%
2	ファールアートツアー参加者数	1,811 人	2,311 人	2,700 人
3	歴史民俗資料館収集資料点数	13,119 点	16,589 点	17,200 点



施策 11 多文化共生の推進

目的

国籍や民族などの異なる人々が、文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会を実現します。

主な課題

1. 多文化共生都市宣言を受け、さらなる外国人と日本人の交流が求められています。
2. 「出入国管理及び難民認定法及び法務省措置法の一部を改正する法律」の成立により、外国人のさらなる増加が見込まれるため、受け入れへの対応や災害時の情報提供、外国人向けの情報発信、情報伝達の工夫等が求められています。

基本事業

1. 多文化共生意識の向上と多様な文化の理解

- 文化のちがいを互いに尊重し、多文化共生のための意識啓発を図ります。
- 外国人と地域住民との交流を目的とする事業を開催・支援します。
- 地域における各主体等と連携を図り、多文化共生の推進体制の整備に努めます。
- 姉妹市であるアメリカ合衆国サンバーナディノ市との派遣高校生交換事業を支援します。



立川市多文化共生都市宣言記念シンポジウムの様子

2. 外国人が住みやすいまちづくり

- 生活に必要な基礎的な日本語を習得するため、外国人を対象にした日本語教室を開催します。
- 外国人が快適に安心して生活を送ることができるよう、暮らしの情報や行政情報の多言語化に取り組みます。
- 外国人向けの相談窓口の開設など、生活の支援に努めます。
- 市民団体やボランティア、受入企業等との協働により、外国人の増加に対応できるよう努めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、多文化共生意識を高め、外国人が地域コミュニティの一員として地域活動に参加できるよう支援します。
- 市民・団体は、日本語教室や交流事業に取り組みます。
- 市民は、多文化共生事業に積極的に参加します。

関連する個別計画

- 立川市第4次多文化共生推進プラン



多言語化されたガイドマップ等

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	多文化共生事業への参加者数	343 人	382 人	420 人
2	外国人のための日本語教室の参加者数	2,564 人	3,085 人	3,400 人



【都市像】

育ちあい、学びあう文化の香り高いまち

子ども・学び・文化

施策1 子ども自らの育ちの推進

- ①子どもの権利の尊重
- ②地域における子どもの居場所づくり
- ③青少年の育成・支援

施策11 多文化共生の推進

- ①多文化共生意識の向上と多様な文化の理解
- ②外国人が住みやすいまちづくり

施策2 家庭や地域の育てる力の促進

- ①母と子どもの健康支援
- ②家庭や地域における子育ての支援

施策10 文化芸術の振興

- ①文化芸術に触れる機会の充実
- ②文化芸術活動の発信・支援
- ③伝統的文化の継承

施策3 子育てと仕事の両立支援

- ①保育施設の量と質の確保
- ②学童保育所の量と質の確保
- ③保育サービスの推進

施策9 スポーツの推進

- ①ライフステージに応じたスポーツの推進
- ②交流と連携による地域スポーツの推進
- ③スポーツ環境の充実

施策4 配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援

- ①乳幼児期から青年期までの子どもへの途切れのない成長支援
- ②配慮を必要とする家庭への支援



施策8 生涯学習社会の実現

- ①学習情報の発信
- ②学習の場と機会の提供
- ③地域情報拠点としての図書館の運営

施策5 学校教育の充実

- ①学力の向上
- ②豊かな心を育む教育の推進
- ③体力の向上と健康づくりの促進

施策7 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

- ①ネットワーク型の学校経営システムの構築
- ②幼保小中連携の推進
- ③児童・生徒の安全・安心の確保

施策6 教育支援と教育環境の充実

- ①特別支援教育の推進
- ②学校運営の充実
- ③教育環境の充実

第2節 環境・安全

安全で、環境にやさしい快適なまち

■政策の取組方針

方針1 日常の安全確保と災害等への備えと対策

日々の生活を安全・安心に過ごすことのできる防犯などのしくみづくりや、大規模災害などへの備えと対策を進めます。

方針2 都市環境の整備と自然環境の保全

環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源循環システムなどの都市環境を整えとともに、暮らしにうるおいを与える自然環境を育み、将来へ引き継ぎます。

方針3 安全で快適な生活環境の整備

公共空間でのマナーの徹底や迷惑行為の防止などの取組を進め、快適な生活環境の確保を実現します。

■数値に見る立川市の「環境・安全」

	(H25 年度)	(H27 年度)	(H30 年度)
居住地域は住みやすいと感じている市民の割合	82.3%	86.5%	87.3%
居住地域で、安全で安心した生活が送れていると感じている市民の割合	81.6%	84.1%	85.8%

施策 12 持続可能な環境の保全

目的

良好な地球環境・生活環境が次世代に引き継がれるまちを目指します。

主な課題

1. 温暖化や海洋汚染等の地球規模での環境問題が顕在化する中、市民や事業者、行政などあらゆる主体が環境に対する意識を高め、環境の保全に向けてそれぞれの役割を果たすことが求められています。
2. たばこのポイ捨てなどのマナー違反や不適切な動物飼養をなくす取組の促進が求められています。また、高齢化の進展等に伴って、管理されていない空家が増加していることから、空家の利活用や適正な管理が必要です。
3. 環境汚染物質の測定など、公害の実態把握とその公表が求められています。

基本事業

1. 環境に配慮した活動の推進

- 各種啓発イベントやホームページ等の情報発信を通じて、環境への配慮に対する意識向上を図り、主体的な行動を促すとともに、人材育成にもつながる学習会等に取り組みます。
- 市民や事業者と連携・協力して、低炭素社会※の実現に向けた取組を進めます。
- 公共施設における環境配慮行動に取り組み、事業所として率先した省エネルギー対策を推進します。

2. 生活環境の保全

- 喫煙マナーアップ実行委員会や地域猫活動団体など、地域と連携して生活環境の向上に取り組みます。
- 飼い主による愛玩動物の適正管理と飼養マナーの向上につながるよう啓発に取り組みます。
- 管理されていない空家等の所有者に対し、法令に基づく空家の適正管理を依頼するとともに、空家の利活用を含めた計画を策定し、空家対策を推進します。

3. 公害の防止

- 大気や水質、騒音等の環境基準適合性を定期的に把握し、その結果を公表するほか、東京都環境確保条例等に基づき、事業所等に対する規制や指導を行います。
- 新たな環境汚染物質等が確認された場合には、国や東京都と連携して迅速な状況の把握と公表に努めます。
- 航空機騒音の軽減を図るため、周辺市町と連携し、関係機関に要請します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、節電や公共交通機関の利用等、環境に配慮した活動を実践します。
- 市民・団体・事業者は、地域における清掃活動等の実施、活動へ参加・協力します。
- 市民・団体・事業者は、地域の快適な生活環境が維持できるよう、マナーを守ります。
- 事業者は、事業所における環境に関する法令等を遵守します。

関連する個別計画

- 立川市第2次環境基本計画



環境フェアの様子

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	温暖化防止に取り組んでいる市民の割合	70.3%	83.9%	90.0%
2	地域猫活動登録団体数	32 団体	45 団体	55 団体
3	公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	0 件	0 件	0 件



施策 13 ごみ減量とリサイクルの推進

目的

環境への負荷が少ない循環型のまちを目指します。

主な課題

1. ごみ焼却による CO₂ の発生を抑制し、限りある資源やエネルギーを節約するため、ごみの減量と分別・リサイクルの推進が必要です。特に、家庭ごみには、生ごみや雑がみ等の多くの資源が含まれており、排出量削減に向けた新たな取組の検討が求められています。
2. 事業活動が活性化する中、事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、排出事業所にごみの減量と分別を促し、リサイクルのさらなる推進が必要です。
3. 清掃工場や総合リサイクルセンターは、日々排出される資源やごみを処理しており、それらの処理が滞らないよう、安定的な稼働が求められています。特に、現清掃工場の稼働については、清掃工場移転までの間、住民の理解を得る必要があります。

基本事業

1. 家庭ごみ減量の推進

- 広報紙やホームページ、説明会などを通じ、ごみ排出量の推移や処理の実態等を伝え、ごみの発生抑制や再使用の工夫、分別の目的と具体的な方法などを周知し、市民や事業者の意識向上を目指します。
- 生ごみについては、食品ロス※削減や水切りの取組を進めるとともに、たい肥化の拡充など、さまざまな取組を検討します。
- 雑がみや容器包装プラスチック分別徹底の具体策を検討し、リサイクルを推進します。

2. 事業系ごみ減量の推進

- 事業系ごみの分別・リサイクルの実態を把握するとともに、搬入物検査や訪問指導を通じ、排出事業所にごみの減量と分別を促し、リサイクルを推進します。
- 食べきり協力店やごみ処理優良事業所を広めるとともに、登録・認定事業所の取組事例を訪問指導等に生かします。

3. 安定したごみ処理

- 現清掃工場については、市民への情報提供や説明を丁寧に継続するとともに、計画的な保守点検や整備・補修により、安全かつ安定した施設運営に取り組みます。
- 総合リサイクルセンターは、設備長寿命化計画等に基づく設備の改修に取り組みます。
- 清掃工場の移転については、新清掃工場整備基本計画を踏まえ、新清掃工場の整備、運営・維持管理を進めるとともに、現清掃工場の解体等に向けて取り組みます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、レジ袋の削減など、ごみの発生抑制(リデュース)に取り組みます。
- 市民・団体・事業者は、使い回しなど、使えるものの再使用(リユース)に取り組みます。
- 市民・団体・事業者は、集団回収や店頭回収、市の分別収集への協力など、資源の分別(リサイクル)に取り組みます。

関連する個別計画

- 立川市第2次環境基本計画

- 立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



食べきり協力店オリジナルステッカー



資源とごみの分別ハンドブック

指標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	家庭ごみ排出量	38,758 t	36,297 t	35,020 t
2	事業系ごみ排出量	12,660 t	13,555 t	6,640 t
3	施設稼働率（①清掃工場、 ②総合リサイクルセンター）	①94.7% ②100%	①100% ②89.0%	①100% (R4 年度) ②100%



施策 14 下水道の管理

目的

快適で衛生的な生活環境が保全されたまちを目指します。

主な課題

1. 河川等の公共用水域の水質向上のため、下水道管の計画的整備及び単独処理区の下水の高度処理が求められています。
2. 豪雨や台風により、浸水被害が発生している多摩川上流処理区では、雨水対策が求められています。
3. 老朽化に伴う施設の大量更新時代を迎える中で、安定した下水道サービスを提供するために、長期的な視点に立った計画的な施設整備と健全な下水道経営が求められています。

基本事業

1. 公共用水域の水質向上

- 下水を適切に処理し、良好な水環境に寄与します。
- 下水の高度処理に対応した北多摩2号水再生センターへの流域編入※を進めます。
- 都市計画道路等、新たな道路築造やまちづくりの進捗に合わせ下水道管の整備を進めます。

2. 雨水対策

- 多摩川上流処理区残堀川流域について、浸水被害の軽減に向けて道路管理者と連携し雨水対策を進めます。
- 多摩川上流処理区空堀川流域について、東京都及び3市（立川市、東大和市、武蔵村山市）が連携し雨水幹線の整備を進めます。また、浸透機能の拡充等の雨水対策を進めます。
- 宅地内からの雨水流出を抑制するため、民間開発や住宅などの新築・建替の際の雨水浸透施設の設置を促進します。

3. 適正な施設管理と安定した下水道経営

- 下水道施設について、日常点検を通じ適切な修繕などを進めます。
- 維持管理費の最小化、平準化を図るため、下水道管路施設長寿命化計画等に基づき、計画的に下水道施設の老朽化対策を進めます。
- スケールメリット※を生かした効率的な事業運営を実現するため、流域編入を進めます。
- 地方公営企業会計に基づき、下水道経営の透明性を高めるとともに、経営基盤を強化します。

市民・団体・事業者との協力

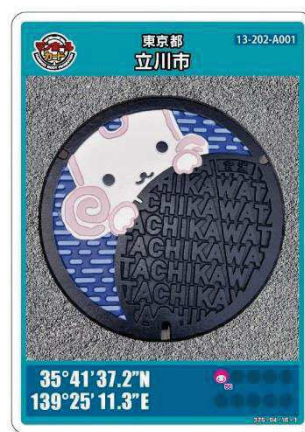
- 市民・団体・事業者は、下水道施設の異常を発見した時は速やかに市に連絡します。
- 市民・団体・事業者は、雨水を速やかに排除するため雨水ますの蓋のごみを清掃します。
- 市民・事業者は、下水道管閉塞等につながる油類や腐敗した汚水等を流しません。
- 市民・事業者は、雨水浸透施設の設置などにより、浸水被害の軽減や地下水のかん養※に取り組めます。

関連する個別計画

- 立川市下水道総合計画
- 立川市下水道管路施設長寿命化計画



下水処理場の様子



くるりんマンホールカード

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	流域編入事業の工程管理 (全 18 工程)	2/18 工程	8/18 工程	18/18 工程 (R5 年度)
2	雨水ます等浸透化対策率	10.2% (H26 年度)	51.7%	89.0%
3	下水道管調査実施率 (5 年間の実施率)	97.7% (H23～H27 年度)	99.1% (H26～H30 年度)	100% (R2～R6 年度)



施策 15 豊かな水と緑の保全

目的

暮らしにうるおいを与える自然環境に育まれたまちを目指します。

主な課題

1. 生物多様性などの自然と共生する社会の実現が求められています。
2. 安全で安心して快適に利用できる公園の維持管理が求められています。
3. 水や緑などの豊かな自然環境を将来に継承していくことが求められています。

基本事業

1. 自然とのふれあいの創出

- 自然や生物多様性の大切さ等について情報発信し、自然環境保全に対する意識啓発を図ります。
- 保育園や小学校等での環境学習や広く市民等を対象とした自然観察会などを通じて、自然とふれあう機会を創出します。

2. 公園の維持管理

- 身近な公園の魅力と機能の向上を図るため、市民ニーズを踏まえた再整備や管理運営を進めます。
- 市民や事業者との協働に向けた新たな対応や、取組の充実を図ります。
- 公園内にある老朽化した施設については、定期的な点検等を中心とした長寿命化対策を行い、遊具については安全性などから優先度を決定して更新を進めます。

3. 水と緑の環境の向上と継承

- 水や緑などの豊かな自然環境を将来に引き継げるよう、市街地の貴重な緑である樹木、樹林の保全に取り組むとともに、河川、地下水、湧水などの調査を行い、健全な水循環を確保するなど、自然環境の保全に取り組めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、水と緑を保全する意識を高めます。
- 市民・団体・事業者は、公園を適正に利用し、維持管理に協力します。
- 市民は、自然観察会などの自然とふれあう活動に参加します。
- 市民は、生物多様性の確保の大切さについて理解を深めます。

関連する個別計画

- 立川市第2次環境基本計画
- 立川市緑の基本計画



立川公園ガニガラ広場

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合	84.7% (H26 年度)	82.2%	85.0%
2	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	65 公園	73 公園	76 公園
3	保存樹木の本数	482 本	478 本	483 本

施策 16 防災・災害対策の推進

目的

安心して暮らせる災害に強いまちを目指します。

主な課題

1. 市民の自助・共助に対する意識を高め、地域全体の防災力を向上させていくことが求められています。
2. 災害発生時の被害を最小限にするため、日頃から災害時に対する備えが必要です。
3. 震災に加え、異常気象等による、これまで想定されなかった自然災害が日本各地で発生しています。災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制等の整備が必要です。

基本事業

1. 防災意識・地域防災力の向上

- 災害による被害を最小限にするため、市民や事業者、消防署、消防団などの防災関係機関と連携し、地域防災力の強化を図ります。
- 市民や事業者に対して、飲料水や食料、トイレ対策等必要なものの備蓄や住宅の安全対策など、防災対策に関する意識啓発を行い、災害への備えの強化を図ります。
- 市民防災組織の組織化や地域防災訓練の実施等について支援します。
- 市民とともに避難所運営の体制やマニュアル等の整備に取り組みます。



防災訓練の様子

2. 防災活動の推進

- 災害時に必要な情報を迅速かつ的確に伝達できるよう、情報の収集・分析・提供体制の整備を図ります。
- 避難所機能のあり方について、多角的な視点で検討し、環境整備に取り組めます。
- 災害時の被害を減らすため、民間木造住宅や緊急輸送道路※沿道建築物の耐震化を促進します。

3. 災害対策の推進

- 関係機関と連携を図りながら、医療救護活動体制の構築を進めます。
- 災害時の帰宅困難者対策に迅速に対応するため、事業者等との連携を推進します。
- 災害時にそれぞれの役割を自主的に実行できるようマニュアルを整備するとともに、庁内連携を図ります。
- 災害時における迅速な復旧・復興に必要なしくみづくりを進めるとともに、災害廃棄物の適正な処理ができるしくみをつくりまします。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、行政と協力して防災訓練等を開催するとともに、自発的に参加します。
- 市民・団体・事業者は、災害に備えて建築物の耐震化や食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄に取り組まします。
- 市民は、自らの命は自ら守るという意識を持ち、日常から防災意識を高めます。

関連する個別計画

- 立川市地域防災計画
- 立川市業務継続計画（BCP）
- 立川市耐震改修促進計画

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	防災対策を行っている市民の割合	77.5%	66.1%	80.0%
2	避難所運営連絡会の開催回数	9 回 (H27 年度)	23 回	24 回
3	一時滞在施設等における帰宅困難者受入可能者数	7,090 人	10,120 人	17,239 人

施策 17 生活安全の推進

目的

犯罪や交通事故の起こりにくい安全・安心に過ごすことができるまちを目指します。

主な課題

1. 安全に暮らせる、犯罪の起こりにくい地域づくりが求められています。
2. 市内刑法犯認知件数の減少と合わせて、立川駅周辺の体感治安向上が求められています。
3. 近年、市内交通事故発生件数は増加傾向にあり、交通ルールの遵守や自転車の運転マナーの向上、交通安全施設の整備等が求められています。
4. 若者を対象とする情報商材※の勧誘や、高齢者宛に実在の公的機関を騙った架空請求などの消費者被害が繰り返されており、啓発や相談体制の充実が求められています。

基本事業

1. 防犯の推進

- 防犯意識の向上に向けて、立川見守りメールやホームページなどで犯罪・防犯に関する情報を発信します。
- あいあいパトロール隊などの地域防犯活動を支援し、住民の防犯意識向上を目指します。

2. 立川駅周辺地域の安全の向上

- 立川駅南口地域安全ステーションを拠点として、地域住民や事業者、警察署等と協力したパトロールを推進します。
- 犯罪等の早期解決に向けて、現有する防犯カメラの活用などで警察署の捜査に協力し、安全なまちの形成を目指します。

3. 交通安全の推進

- 関係機関や地域団体等と連携し、交通安全運動推進キャンペーンや交通安全教室等を実施するとともに、交通安全意識の向上に向け、情報発信や周知・啓発活動に取り組みます。
- 安全な道路環境を確保するため、交通安全施設の整備を図るとともに、劣化度の進行を踏まえ、計画的な更新に取り組みます。

4. 消費者行政の推進

- 消費者被害の未然防止に向けて、広報紙やホームページなどを通じた情報発信や、消費生活講座、くらしフェスタ立川などを行うとともに、賢い消費者を育むために若年者からの消費者教育を推進し、情報や知識を得る機会の提供に努めます。
- 消費生活相談員のさらなる資質向上を図り、相談体制を充実します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、地域の防犯活動に取り組みます。
- 市民・団体・事業者は、交通ルールを遵守し、交通マナーの向上に努めます。
- 市民・団体は、地域・消費者同士で連携・協力し、自主的な消費生活活動を推進します。

関連する個別計画

- 第10次立川市交通安全計画



自転車教室の様子



消費生活相談事例集

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	立川見守りメールの登録者数	20,215 人	31,200 人	39,000 人
2	立川駅周辺(曙町・柴崎町・錦町)刑法犯認知件数	1,467 件 (H25 年)	973 件 (H30 年)	760 件 (R6 年)
3	交通安全講習会参加者数	1,673 人	1,237 人	1,700 人
4	消費生活相談件数	1,647 件	1,806 件	2,040 件

【都市像】

安全で、環境にやさしい快適なまち

環境・安全

施策 12 持続可能な環境の保全

- ①環境に配慮した活動の推進
- ②生活環境の保全
- ③公害の防止

施策 17 生活安全の推進

- ①防犯の推進
- ②立川駅周辺地域の安全の向上
- ③交通安全の推進
- ④消費者行政の推進

施策 13 ごみ減量とリサイクルの推進

- ①家庭ごみ減量の推進
- ②事業系ごみ減量の推進
- ③安定したごみ処理



施策 16 防災・災害対策の推進

- ①防災意識・地域防災力の向上
- ②防災活動の推進
- ③災害対策の推進

施策 14 下水道の管理

- ①公共用水域の水質向上
- ②雨水対策
- ③適正な施設管理と安定した下水道経営

施策 15 豊かな水と緑の保全

- ①自然とのふれあいの創出
- ②公園の維持管理
- ③水と緑の環境の向上と継承

第3節 都市基盤・産業

人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち

■政策の取組方針

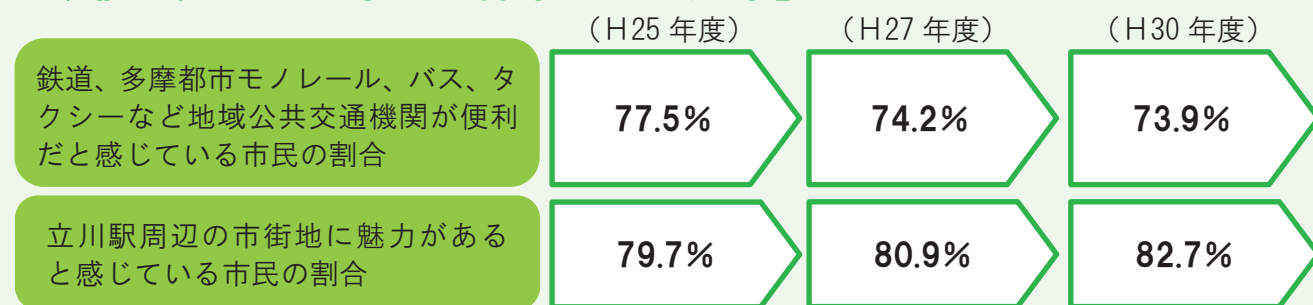
方針1 都市機能集積を生かした持続可能なまちづくり

都市基盤の計画的な整備・保全と、人や環境に配慮した交通網の構築を図り、中核拠点※となる立川駅周辺や地域の特性を生かした生活中心地※の形成により、効率的・効果的で持続可能なまちづくりを進めます。

方針2 人々が集まり交流する魅力づくり

多様な都市機能の集積による立川の拠点性や魅力を広く効果的に発信し、事業所集積と多様な産業の活性化を図ることで、人々の交流を促進してさまざまな価値がうまれ続けるまちづくりを進めます。

■数値に見る立川市の「都市基盤・産業」



施策 18 良好な市街地環境の形成

目的

生活中心地※には日常生活を支える都市機能が集積するとともに、各拠点間の有機的ネットワークが形成された持続可能なまちを目指します。

主な課題

1. 社会環境の変化やまちづくりの動向を踏まえ、拠点等の形成や幹線道路、都市農地、更新時期を迎える団地などの地域特性を生かした市街地の形成が求められています。
2. 人口減少や少子化、高齢化など人口動態の大きな変化に対し、既存の都市基盤を活用し、都市機能の再編・集約による、持続可能な都市づくりが求められています。

基本事業

1. 地域の特性を生かした市街地の形成

- 生活中心地として位置付けている武蔵砂川駅周辺は、市道2級25号線や第四次事業化計画における優先整備路線である都市計画道路の進捗に合わせたまちづくりについて検討します。
- 生活中心地として位置付けている西国立駅周辺は、JR南武線の鉄道立体化を見据えたまちづくりについて検討します。
- 地区計画等の都市計画制度を活用することにより、都市農地や更新時期を迎える団地などの地域特性を生かしたゆとりとにぎわいのある市街地の形成について検討します。
- 良好な景観形成のため、景観に係る啓発活動を実施していきます。
- 新たなまちづくりのしくみとして、まちづくり条例※の制定に向けて検討します。

2. 持続可能な都市の形成

- JR青梅線・南武線、西武拝島線の各駅周辺の生活中心地については、人々の活動や交流を図る拠点等の形成に向け、日常生活を支える都市機能の集積を進めます。
- 中核拠点※や生活中心地など各拠点間をつなぐ有機的な交通ネットワークを形成するため、計画的に都市基盤・交通基盤の維持・保全・整備を進めます。
- まちの魅力や価値を維持・向上させるため、市民・事業者・行政の適切な役割分担・協働によるまちづくりの推進を検討します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、まちづくりへの理解を深め、協議会やワークショップ等、協議の場に積極的に参加します。
- 市民・団体・事業者は地域の一員として自覚し、まちづくりに関心を持ちます。
- 市民・団体・事業者は、関係団体等と連携し、民間と行政の適切な役割分担の下、まちづくりに取り組みます。

関連する個別計画

- 立川市都市計画マスタープラン
- 立川市景観計画
- 立川市交通マスタープラン



JR 立川駅周辺の様子

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	1 日当たりの JR 西国立駅、 西武拝島線武蔵砂川駅の 乗降者数及び JR 西国立駅 周辺の路線バス利用者数 の合計	31,452 人	33,779 人 (H29 年度)	36,000 人
2	建物着工棟数（平均棟数）	847 棟 (H21～H25 年度)	933 棟 (H25～H29 年度)	940 棟 (R2～R6 年度)



施策 19 総合的な交通環境の構築

目的

多様な交通手段で移動しやすいまちを目指します。

主な課題

1. 誰もが快適に移動できるユニバーサルデザイン※の視点や、今後の集約型の地域構造への再編を見据え、交通ネットワークや交通円滑化の視点による交通環境の構築が求められています。
2. 平成 29 年 5 月に施行された自転車活用推進法や、国・東京都が策定する自転車活用推進計画を踏まえ、環境形成や安全・安心などの視点で、ソフト・ハード両面により自転車を活用する施策の展開が求められています。

基本事業

1. 総合都市交通戦略の展開

- 交通事業者や地域との連携・役割分担を踏まえた交通ネットワークの構築に取り組みます。
- 交通政策基本法で示す高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策の推進に向け、地域福祉やユニバーサルデザイン、子育て支援等の視点から、交通手法・交通手段について検討します。
- 鉄道ネットワークの充実に向けて、JR 中央線の複々線化及び多摩都市モノレールの延伸、JR 青梅線の鉄道立体化及び JR 南武線の鉄道立体化等の事業化について、関係機関に強力に要請していきます。

2. 自転車活用環境の向上

- 立川市自転車活用推進計画に基づき、本市の特性にあわせた自転車活用施策を推進します。
- 立川駅南口東京都・立川市合同施設の自転車等駐車場の開設に向けて、立川駅周辺の施設整備や利用料金の考え方、地域団体や関係機関と連携した放置自転車等対策の方向性などを整理するとともに、西武拝島線や多摩都市モノレール沿線の自転車等駐車対策を推進します。
- 東京都や警視庁、近隣市と連携し、歩行者と自転車の安全性の向上を目的とした自転車走行環境の整備に取り組みます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・事業者は、地域公共交通や自転車の利用に努めます。
- 市民・事業者は、放置自転車対策や自転車利用のルール・マナーの徹底など、自転車の活用環境の向上活動へ参加します。
- 事業者は、交通の利便性の向上に努めます。

関連する個別計画

- 立川市都市計画マスタープラン
- 立川市交通マスタープラン
- 立川市総合都市交通戦略
- 立川市コミュニティバス（くるりんバス）再編計画
- 立川市自転車活用推進計画
- 第10次立川市交通安全計画
- 立川市駐車場整備計画
- 立川市第2次環境基本計画



自転車ナビマーク・ナビラインによる整備

指標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	コミュニティバスの収支率	29.1%	34.7%	40.0%
2	1日当たりの市内放置自転車台数	1,023 台	175 台	90 台



施策 20 道路環境の整備

目的

道路を安全で快適に利用できるまちを目指します。

主な課題

1. 広域的な都市計画道路や立鉄中付第1号線及び第2号線、立3・4・15号線、立3・4・21号線など、道路の計画的な整備が求められています。
2. 生活道路は、歩行者の安全性や防災機能を向上するため、計画的な整備が求められている一方で、地元理解や合意形成が必要となっています。
3. 誰もが安全で快適に移動できる道路環境を確保するため、ユニバーサルデザイン※の視点に立った道路整備が求められています。
4. 道路機能の維持については、定期点検や計画的な補修等を行う一方、予算の平準化や維持管理コストの縮減を図ることが必要です。道路空間の活用についてはエリアマネジメント※の視点に立って協議する必要があります。

基本事業

1. 幹線道路の整備

- 広域的な都市計画道路の早期整備を引き続き要請するとともに、本市が施行する都市計画道路の整備を推進し、地区幹線道路ネットワークの構築を目指します。

2. 生活道路の整備

- 生活道路拡幅事業計画を推進し、緊急車両の通行や防災機能の向上を図るため、引き続き、市道2級25号線及び市道西1号線の整備に取り組みます。

3. 人にやさしい道路環境づくり

- 「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進し、誰もが安全で快適に移動できる道路環境の確保に取り組むとともに、東京都の無電柱化チャレンジ支援事業を活用して無電柱化を進めます。

4. 適切な管理による道路機能の維持

- 道路等の老朽化に対応するため、道路整備に関する計画の見直しを行いながら、道路ストックの長寿命化に取り組みます。また、街路樹については、街路樹のあり方方針により適正に維持管理します。
- まちのにぎわいの創出のため、民間団体の自発的活動を促進するとともに、地域によるエリアマネジメントの観点から道路占用の弾力的かつ適切な運用を図ります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、道路の美化活動等に参加し、快適な道路環境づくりに取り組みます。
- 市民は、道路整備に関わるまちづくりについて、積極的に協議の場に参加します。

関連する個別計画

- 立川市都市計画マスタープラン
- 立川市無電柱化推進計画
- 立川市橋りょう長寿命化修繕計画
- 生活道路拡幅事業計画
- 立川駅北口・南口デッキ長寿命化修繕計画



武蔵砂川駅前広場の様子

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	都市計画道路事業認可取得路線数	—	3 路線	8 路線
2	生活道路拡幅事業整備率 (2 級 25 号線、西 1 号線)	—	0%	74.5%
3	歩道段差解消率	80.6%	91.0%	94.4%
4	ロードサポーター活動実績団体数	11 団体	6 団体	20 団体

施策 21 広域的な魅力の創出と発信

目的

市内外の人が交流し、にぎわいと活力のあるまちを目指します。

主な課題

1. サンサンロード沿道地域や立川駅南口東京都・立川市合同施設など、計画期間中に立川駅周辺地域におけるハード整備が概ね完成を迎えることから、さらなる魅力と回遊性の向上が求められています。
2. 国営昭和記念公園やさまざまな国の研究機関、プロスポーツ、アニメなど、多様な観光資源の連携・活用により本市の魅力をさらに高め、戦略的な情報発信を通じて、まちのイメージ向上やにぎわい創出につなげることが求められています。

基本事業

1. 中心市街地の魅力と回遊性の向上

- サンサンロード沿道地域や立川駅南口東京都・立川市合同施設などの新たな開発エリアと既存の地域資源との連携を図り、中心市街地の魅力やまち全体のイメージの向上を目指します。
- 立川駅周辺地域の商業・業務機能等との連携により、集客力の維持・向上を目指します。



立川 燦燦 イルミネーションの様子

2. 観光資源を生かしたにぎわいの創出

- 国営昭和記念公園やさまざまな国の研究機関、プロスポーツ、アニメなど、本市ならではの特徴的な観光資源を通じて、本市の魅力や価値を広く発信し、本市の認知度向上を図るとともに、シビックプライド※の醸成や国内外からの来訪者の増加を図ります。
- 他の自治体や事業者等と連携して、相乗効果の期待できる広域観光に取り組みます。
- 地域の団体や事業者等が中心となって行う観光・MICE※の取組への支援等を行います。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、まちづくりの課題に関心を持ち、解決に向け取り組みます。
- 団体・事業者は、おもてなしの精神で来訪者の増加に努めます。
- 団体・事業者は、積極的にイベント等の誘致活動に参加します。
- 団体・事業者は、来訪者のニーズの把握に努めます。

関連する個別計画

- 立川市第3次観光振興計画



立川まつり国営昭和記念公園花火大会の様子

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	サンサンロードでのイベント等実施回数	13 件	16 件	20 件
2	休日の滞在人口率※	1.36 倍 (H27 年)	1.44 倍 (H30 年)	1.50 倍 (R6 年)



施策 22 多様な産業の活性化

目的

多様な産業の集積を生かし、地域経済が発展したまちを目指します。

主な課題

1. 商店街や個店、ものづくり産業等、多様な産業の集積を生かした魅力向上や活性化が求められています。
2. 中小事業者の経営基盤強化や事業承継問題等、経営上の課題に対し、さまざまな支援機関の集積やネットワークを生かした支援が求められています。

基本事業

1. 商店街・個店・ものづくり産業の魅力の向上

- 商店街（会）が実施する集客イベントや販売促進イベント等を支援します。
- 隠れた名店や魅力的な個店を取り上げ、広く PR することで個店の魅力を高め、地域商店街の活性化を図ります。
- ものづくり事業者の操業環境の維持・向上を図るとともに、新たな販路拡大や付加価値の高い製品づくりなどの取組を支援します。
- 中小企業の付加価値創出や生産性向上等を支援する国等の制度に基づき、ものづくり事業者等の経営基盤強化、生産性向上につながる取組を支援します。

2. 中小事業者の経営安定化への支援

- 中小事業者が活用しやすい、時代の変化に対応した融資あっせん制度を実施します。
- 商工会議所をはじめ各種業界団体等と連携して、事業者の実態とニーズの把握に努め、事業承継をはじめとした経営課題への支援を行います。
- 事業承継問題について、東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター等の専門支援機関と連携し、事業所のニーズに沿ったさまざまな支援を展開します。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、イベント等の実施や多様な人材の活用により、個々の店舗等や商店街の魅力を高めます。
- 市民は、魅力ある個店や商店街の店舗を積極的に利用し、地域経済の活性化に貢献します。
- 団体は、事業者の課題やニーズの把握に努め、市と連携して事業者の経営基盤強化を支援します。



商店街のイベント事業（たちかわ商人祭）の様子



輝く個店受賞店舗の紹介

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	商店街連合会加盟の商店街(会)加盟会員数	1,298 件	1,261 件	1,280 件
2	市制度融資における融資実行件数	295 件	328 件	360 件



施策 23 地域に根ざした働く場の創出

目的

創業しやすく、多様な就労機会のあるまちを目指します。

主な課題

1. 働き方改革※の推進や職住近接など、働き方の多様化が進む中、多種多様な創業や魅力あるしごとづくりなど、社会やニーズの変化に対応した柔軟な支援が求められています。
2. 地域経済の活力を持続させていくため、女性や若年者、シニア等、ライフステージに応じた就労支援の充実が求められています。

基本事業

1. 地域特性を生かした創業支援

- 職住近接や多種多様な事業所・支援機関等の集積など、ビジネスを展開する上でのまちの魅力を広く発信し、立川での創業を推進します。
- 立川で創業することにメリットを感じられる支援を実施します。
- たちかわ創業応援プロジェクトにおいて経営安定化に関する窓口相談を実施します。



創業セミナーの様子

2. 就労機会の創出

- 国や NPO 等のほか、東京しごとセンター多摩の立川への移転を契機とした東京都との連携をさらに強化し、女性や若年者、シニアを中心に就労の相談や支援を推進します。
- 高齢者の生きがいづくりと就労機会の確保のため、シルバー人材センターの運営を支援します。
- ビジネス相談や就労希望者と事業者とのマッチング等を通じて、中小企業の経営や働き方の多様化に対応した創業等を支援することで、就労機会の確保や創出に取り組みます。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、女性や若年者、シニアの積極的な雇用を推進します。
- 団体は、創業者に向けた情報発信や支援を積極的に行います。



ビジネス相談の様子

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	市制度融資における創業融資の実行件数	16 件	21 件	28 件
2	ビジネス相談窓口相談件数	238 件	315 件	360 件



施策 24 都市と農業の共生

目的

農業への理解を深め、農業を身近に感じながら過ごすことができるまちを目指します。

主な課題

1. 農地を「都市にあるべきもの」と位置付けた都市農業振興基本法の制定以降、都市農地を保全するためのさまざまな制度が整備されており、制度の周知と理解を促進することが求められています。
2. 農地の多面的機能や地場産農畜産物、立川農業の魅力を積極的に発信することが求められており、ファーマーズセンターみののれ立川はその拠点機能を担うことが期待されています。
3. 都市農業の経営基盤強化について、農業者、関係機関、行政が一体となり対策を考えていく必要があります。

基本事業

1. 都市農地保全の推進

- 特定生産緑地制度^{*}や都市農地貸借円滑化法に基づく貸借の制度等、新たな制度について周知と理解を図り、都市農地の保全と有効な利活用を促進します。
- 都市農地貸借円滑化法に基づく貸借の制度を活用し、担い手や後継者不足に悩む生産緑地所有者と借りたい意欲のある農業者や農業法人、新規就農者等とのマッチングを進めます。
- 農地パトロールを実施し、農地の適正管理を促進します。

2. 立川農業の魅力発信

- 立川農業の魅力をファーマーズセンターみののれ立川の拠点機能を生かして、さまざまな形で発信します。
- 親子農業体験等の市民交流型の事業に取り組みます。

3. 持続可能な農業振興策の推進

- 生産から物流、販路開拓まで幅広い業務を担う農業者の負担を軽減するしくみの検討等、持続可能な農業経営につながる取組を進めます。
- 認定農業者等^{*}の経営改善計画のフォローアップのしくみづくりなど、経営基盤強化のための取組を支援します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、農地の幅広い役割や魅力を理解し、農畜産物の地産地消に努めます。
- 団体は、事業者の意見を取りまとめるとともに、市と連携・協力して立川農業の振興に努めます。
- 団体は、商工会議所などを通じて、異業種との連携協力体制の確立に努めます。
- 事業者は、農地の適正管理に努め、環境に配慮した農業に取り組みます。
- 事業者は、収穫体験等市民との交流を行います。

関連する個別計画

- 立川市第5次農業振興計画



親子収穫体験の様子

指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	都市農地（生産緑地）の面積	211.76ha	199.92ha	190ha 以上
2	ファーマーズセンターみのれ立川来客者数	106,580 人	175,470 人	200,000 人
3	認定農業者等経営体数	92 経営体	94 経営体	100 経営体



【都市像】

人々が交流し、
さまざまな価値がうまれる活力あるまち

都市基盤・産業

施策 18 良好な市街地環境の形成

- ①地域の特性を生かした市街地の形成
- ②持続可能な都市の形成

施策 24 都市と農業の共生

- ①都市農地保全の推進
- ②立川農業の魅力発信
- ③持続可能な農業振興策の推進

施策 19 総合的な交通環境の構築

- ①総合都市交通戦略の展開
- ②自転車活用環境の向上



施策 23 地域に根ざした働く場の創出

- ①地域特性を生かした創業支援
- ②就労機会の創出

施策 20 道路環境の整備

- ①幹線道路の整備
- ②生活道路の整備
- ③人にやさしい道路環境づくり
- ④適切な管理による道路機能の維持

施策 22 多様な産業の活性化

- ①商店街・個店・ものづくり産業の魅力の向上
- ②中小事業者の経営安定化への支援

施策 21 広域的な魅力の創出と発信

- ①中心市街地の魅力と回遊性の向上
- ②観光資源を生かしたにぎわいの創出

第4節 福祉・保健

ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち

■政策の取組方針

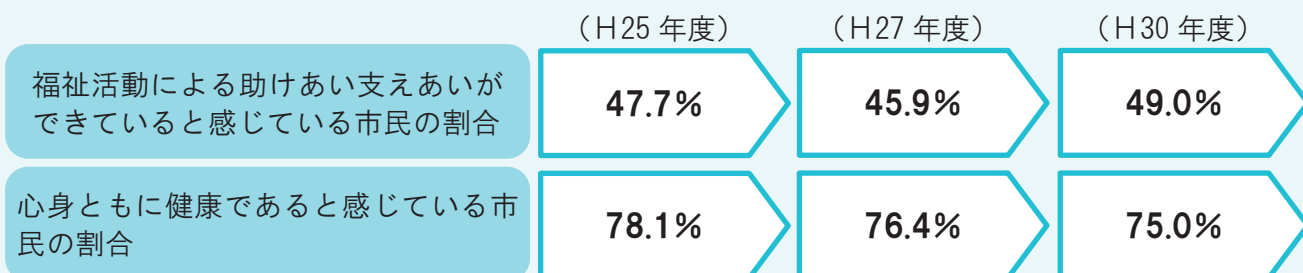
方針1 地域で見守り支えあう地域福祉の推進

市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らすために、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、市民がお互いに見守り支えあうしくみづくりを進めます。

方針2 安心した生活を支えるセーフティネットの充実

市民の誰もが、安心して暮らしていけるセーフティネットの充実と人にやさしいまちづくりを進めます。

■数値に見る立川市の「福祉・保健」



施策 25 地域福祉の推進

目的

地域で見守り支えあい、すべての人がいきいきと暮らせるまちを目指します。

主な課題

1. 地域課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みる力を育むことが求められています。また、50 歳代前後のひきこもりの子どもを、80 歳代前後の親が養い、生活の困窮や社会的孤立のリスクを抱える 8050 問題や、子育てと老親の介護を同時に行う負担が問題となるダブルケアなど、既存の窓口では対応が困難な事例が生じており、市民の困りごとを包括的に受け止める場が必要になっています。
2. 高齢者や障害者、子育て世代、外国人など不安や困難を抱える人に対する地域における支えあい活動の重要性が増す一方、活動の担い手の確保が難しくなっています。また、災害時に自ら避難することが困難な人が取り残されないよう地域の支援が必要です。

基本事業

1. 地域福祉活動の推進

- 地域福祉コーディネーター※や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関、団体等と連携し、地域のネットワークづくりのさらなる推進と、地域住民との協働により地域課題の解決を図ります。
- さまざまな困りごとを抱えた市民に対し、身近な地域で包括的な相談体制を確立するとともに、ボランティアや地域住民との交流の場を通じて地域の活性化を図ります。

2. 地域の支えあい活動の推進

- 地域福祉活動を推進するために、関係機関や団体と連携して、啓発活動や情報発信、人材の確保を強化します。
- 避難行動要支援者に対する支援体制の整備を進めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、地域福祉活動について理解します。
- 市民・団体・事業者は、主体的に地域福祉活動に参加します。
- 市民・団体・事業者は、世代を超えたコミュニケーションの促進や、支えあいの環境づくりを進めます。

関連する個別計画

- 立川市第4次地域福祉計画



福祉のまちづくりを考える地域懇談会の様子

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	支えあいサロン登録数	116 箇所	213 箇所	250 箇所
2	地域の活動（行事）に参加している市民の割合	36.2%	31.3%	40.0%

施策 26 健康づくりの推進

目的

一人ひとりの市民が、主体的に健康づくりに取り組み、健康でいきいきとした生活ができるまちを目指します。

主な課題

1. 健康寿命※の延伸が求められている中、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する必要があります。
2. 生活習慣病の予防やがんによる死亡者を減少させるため、特定健康診査や各種がん検診の定期受診の定着化等による疾病の早期発見、早期治療が一層重要となっています。
3. 身近な地域で安心して、保健医療サービスが受けられる体制の整備が求められています。

基本事業

1. 健康の維持・増進

- 健康教室や情報誌等を通じて、心と体の健康を維持・増進するための正しい情報を発信するとともに、対象者の特性に応じた取組を推進します。
- 団体や事業者と連携し、地域のつながりによる健康づくりを支援します。

2. 生活習慣病予防対策の推進

- 特定健康診査やがん検診の受診率、精密検査受診率の向上を図ります。また、検診等の受診しやすい体制の整備を進めます。
- 身近な地域で気軽に生活習慣病予防の相談等ができる環境整備を検討します。

3. 保健医療体制の充実

- 身近な所で安心して何でも相談できる、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持つよう普及啓発します。
- 新型インフルエンザ等の感染症に対する危機管理体制の整備を図ります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、生活習慣病予防等の重要性を理解し、運動習慣を身につける等、主体的に健康管理に取り組みます。
- 団体は、地域のつながりを豊かにするため、幅広い市民が参加できる健康づくり活動に主体的に取り組みます。
- 事業者は、職場における健康づくりを推進します。

関連する個別計画

- 健やかたちかわ 21 プラン 第3次（立川市第5次地域保健医療計画）
- 立川市いのち支える自殺総合対策計画



ロコモティブシンドローム予防教室の様子

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	健康教室参加者数	589 人	785 人	800 人
2	疾病予防や健康づくりなどの健康管理に取り組んでいる市民の割合	80.0% (H26 年度)	77.0%	80.0%
3	かかりつけ医を持っている市民の割合	60.3%	58.4%	65.0%

施策 27 豊かな長寿社会の実現

目的

高齢者になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるまちを目指します。

主な課題

1. 老人クラブ加入者や福祉会館利用者数の減少・横ばいに加え、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれ、いつでも気軽に社会参加できる場の設置と地域で互いに見守るしくみが必要となっています。
2. 高齢者がフレイル※予防に主体的に取り組むことができるよう介護予防活動等への支援の充実が求められています。また、今後、団塊世代が後期高齢者になり、増加が見込まれる認知症への対策も重要となります。
3. 支援が必要になった場合でも地域で生活が続けられるよう、さまざまなサービス主体による住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム※の構築が求められています。また、高齢者を含む世帯全体を支援する相談機能の強化が必要となっています。

基本事業

1. 生きがいと社会参加の推進

- 老人クラブ等を支援し、レクリエーションや講座への参加を通じて、高齢者等がいきいきと暮らすことができる生活環境づくりを進めます。
- 高齢者の就労やボランティア活動、地域支えあいネットワーク事業への参加を支援し、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。

2. 介護予防と認知症対策の推進と生活支援

- 地域や地域包括支援センター等と連携して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を見守る取組を支援します。
- 自ら取り組む介護予防活動を支援し、地域生活が続けるための生活支援に取り組みます。
- 認知症等により判断能力が低下しても地域で生活が続けられるよう、市民が認知症等を正しく理解し、地域で見守るしくみづくりに取り組みます。

3. 必要なサービス利用と相談体制の充実

- 多様な事業主体と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤づくりを進めます。
- 地域包括支援センター等の関係機関の連携により、医療・介護連携や高齢者を取り巻く課題についての相談機能の向上を図ります。
- 高齢者の尊厳を守り、その人らしく安心して生活できるよう権利擁護を推進します。
- 地域で生活し続けられるよう、必要なサービスが受けられる体制の整備に取り組みます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、認知症を正しく理解し、高齢者の尊厳を守ります。
- 市民・団体・事業者は、地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤づくりに参加します。
- 市民（高齢者）は、地域での交流活動や生きがいづくりに主体的に取り組むとともに、高齢者自ら積極的に見守り活動や介護予防に取り組みます。

関連する個別計画

- 立川市高齢者福祉介護計画（第7次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画）



指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	地域の活動（行事）に参加している高齢者の割合	48.9%	44.3%	50.0%
2	健康管理に取り組んでいる高齢者の割合	63.4%	86.8%	90.0%
3	家族・親戚以外で隣近所に相談や助けあいができる人がいる高齢者の割合	56.3%	56.3%	60.0%

施策 28 障害福祉の推進

目的

障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちを目指します。

主な課題

1. 障害への理解や合理的配慮[※]の提供等について、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の趣旨を市民や事業者に浸透させていく必要があります。
2. 身体・知的・精神障害についての相談や発達障害・高次脳機能障害などの専門的な相談に対応するための体制の整備や人材確保、スキルアップが求められています。
3. 障害者の高齢化・重度化や親の高齢化が進んでおり、地域で安心して暮らし続けるための支援体制の確保が求められています。
4. 障害者の一般就労の促進と定着に向けた生活支援のより一層の充実や社会のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保が求められています。

基本事業

1. 権利擁護の推進

- 条例の趣旨を広く市民に浸透させるための啓発活動を充実します。
- 地域の関係機関と連携し、障害者（児）への虐待防止に取り組みます。
- 関係機関や支援者により、成年後見制度の周知や制度利用を促進します。

2. 相談体制の整備

- 多様な障害に対応するため、市と相談支援事業所等の連携を強化し、地域の相談体制の整備を進めます。

3. 地域生活の支援

- 障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた対応について、地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- 障害者（児）が地域生活へ移行し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、日常生活や社会生活に関する必要な情報を効果的に発信します。

4. 自立に向けた就労支援・社会参加の促進

- ハローワークや障害者就労支援センター等と連携して、企業等に対し障害者雇用の促進を働きかけるなど、障害者の就労を推進します。
- 社会参加などを通じて障害者(児)の生きがいをづくりを支援します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、地域社会における交流や学習会等を通じて、障害や障害のある人についての正しい理解を深め、障害者差別のないまちづくりに協力します。
- 事業者は、障害や合理的配慮についての理解を深め、個々の状況に応じた対応をします。
- 事業者は、障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用と働きやすい環境づくりを進めます。

関連する個別計画

●立川市第6次障害者計画

●立川市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



指 標				
基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	成年後見制度利用支援事業利用者数	1 人	5 人	10 人
2	計画相談支援及び障害児相談支援の利用者数	86 人	335 人	390 人
3	グループホームで生活している障害者数	156 人	191 人	230 人
4	障害者就労支援事業による就労者数（定着支援対象者数）	129 人	189 人	200 人

施策 29 生活保障の充実

目的

最低限度の生活が保障され自立した生活を送ることができるまちを目指します。

主な課題

1. 生活困窮者が抱える多様な課題を把握し、自立に向け必要な支援を行うことが求められています。
2. 国の制度である生活保護制度を適正に実施する必要があります。
3. 市営住宅の経年劣化に対応するため、計画的な改修・修繕と費用の確保が必要です。また、住宅確保要配慮者に対する住まいの支援等が求められています。

基本事業

1. 自立した生活への支援

- 就労支援員などの専門的な立場からの支援により、被保護者の就労や日常生活における自立を促進します。
- 生活困窮者への支援は、国の動向を注視しつつ必要な事業の実施を検討します。また、庁内外の関係協力機関等との連携を強化するとともに、効果的な支援に努めます。
- 貧困の連鎖防止のため、生活保護世帯等の子どもの進学につながる支援に努めます。

2. 適正な生活保護制度の運営

- 生活保護制度は、法定受託事務であるため、国の制度改正等を的確に踏まえ、漏給や濫給の防止等に努めます。
- 医療扶助の適正化のため、被保護者健康管理支援事業に取り組みます。

3. 市営住宅の適切な維持管理

- 市営住宅の計画的な改修・修繕に努め、長寿命化を図り、適切に維持管理します。
- 市営住宅のストックを有効活用し、住宅供給を推進します。
- 住宅マスタープラン改定にあたり、市営住宅の運営入居管理を含め住宅確保要配慮者に対する支援策等について検討します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、地域の中で生活に困った方を相談につなげます。
- 市民（市営住宅入居者）は、市営住宅を適正に利用します。

関連する個別計画

- 立川市第3次住宅マスタープラン
- 立川市営住宅長寿命化計画



幸町七番住宅1号棟（外壁塗装改修工事後）

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	生活保護から自立した世帯数	86 世帯	91 世帯	95 世帯
2	保健指導により食事習慣、運動習慣が改善された被保護者数	—	—	10 人
3	市営住宅入居率	95.0%	88.8%	95.0%

施策 30 社会保険制度の安定運営

目的

対象者が安心して社会保険サービスを受けることができるまちを目指します。

主な課題

1. 介護を必要とする高齢者が増加しており、介護保険制度における費用負担の公正化が求められています。
2. 国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、東京都や都内市区町村と連携し、国保財政健全化計画に基づく財政運営や効果的な事業運営を推進することが求められています。
3. 増え続ける医療費に対応するため、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、事業を安定運営することが求められています。
4. 老後に安定した生活ができるよう、日本年金機構と連携し年金受給権を確保することが求められています。

基本事業

1. 介護保険制度の適正な運営

- 利用者ニーズに対して必要なサービスを提供できるよう、適正に介護保険事業を推進します。
- 介護保険制度の適正な運営を図り、持続可能な制度運営を進めます。

2. 国民健康保険制度の適正な運営

- 糖尿病性腎症重症化予防指導、受診行動適正化指導（重複・頻回受診、重複服薬）、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用などを推進し、健康維持増進や医療費適正化に取り組めます。
- 医療費に見合った保険料率等の設定など保険基盤の安定化を図り、適正な運営を行います。
- 国民健康保険制度の財政基盤の強化・拡充などについて国等に対し要請します。

3. 後期高齢者医療制度の適正な運営

- 東京都後期高齢者医療広域連合と連携し適正な事務を行うとともに、制度改正等に的確に対応します。

4. 国民年金制度の適正な運営

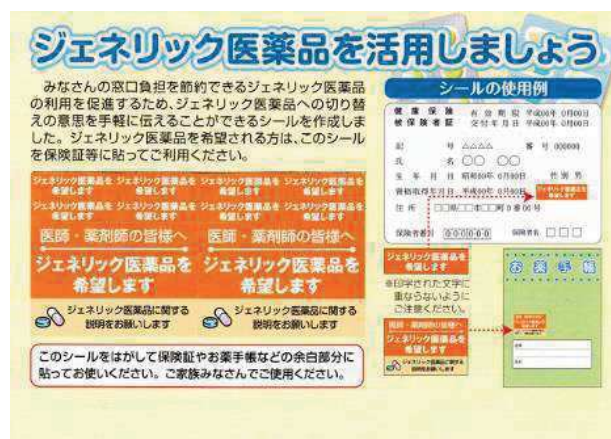
- 法定受託事務として、日本年金機構と連携し適正な事務を行います。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、制度の財政的安定のため、保険料を遅滞なく納付します。
- 市民は、社会保険制度を正しく理解し、届出等を行います。
- 市民は、健康の維持・増進に取り組みます。

関連する個別計画

- 立川市高齢者福祉介護計画（第7次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画）
- 立川市国民健康保険保健事業実施計画（第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画）



ジェネリック医薬品希望シール

指標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	介護保険料収納率（現年分）	98.0%	98.7%	99.0%
2	国民健康保険後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用率	50.6%	78.6%	80.0%
3	後期高齢者医療健康診査受診率	42.7%	44.4%	60.0%
4	国民年金保険料納付率（現年分）	57.8%	68.3%	70.0%

【都市像】

ともに見守り支えあう、
安心して健やかに暮らせるまち

福祉・保健

施策 25 地域福祉の推進

- ①地域福祉活動の推進
- ②地域の支えあい活動の推進

施策 30 社会保険制度の安定運営

- ①介護保険制度の適正な運営
- ②国民健康保険制度の適正な運営
- ③後期高齢者医療制度の適正な運営
- ④国民年金制度の適正な運営

施策 26 健康づくりの推進

- ①健康の維持・増進
- ②生活習慣病予防対策の推進
- ③保健医療体制の充実



施策 29 生活保障の充実

- ①自立した生活への支援
- ②適正な生活保護制度の運営
- ③市営住宅の適切な維持管理

施策 27 豊かな長寿社会の実現

- ①生きがいと社会参加の推進
- ②介護予防と認知症対策の推進と生活支援
- ③必要なサービス利用と相談体制の充実

施策 28 障害福祉の推進

- ①権利擁護の推進
- ②相談体制の整備
- ③地域生活の支援
- ④自立に向けた就労支援・社会参加の促進

第5節 行政経営・コミュニティ

分権型社会に対応した持続可能なまち

■政策の取組方針

方針1 効率的・効果的な行政運営の推進

持続可能な社会を形成するため、行財政改革によるバランスの取れた行政経営を推進するとともに、周辺市との広域連携という考え方を進め、市民ニーズに対応した行政サービスの提供をめざします。

方針2 協働によるまちづくりの推進

市民の声をまちづくりに取り入れ、市民一人ひとりが力を発揮できるような環境を整備するとともに、積極的な情報の発信と共有を図り、地域コミュニティとの協働によるまちづくりを進めます。

■数値に見る立川市の「行政経営・コミュニティ」

	(H25 年度)	(H27 年度)	(H30 年度)
広報紙やHP 等により必要な行政情報が入手できていると感じている市民の割合	77.0%	76.7%	76.5%
居住地域に対して何か貢献したいと思っている市民の割合	65.2% (H26 年度)	65.1%	64.8%

施策 31 市民活動と地域社会の活性化

目的

市民一人ひとりが主体的に活動し、住みよい地域づくりが進むまちを目指します。

主な課題

1. 地域課題の解決のために、市民や団体、事業者等と連携して地域課題を共有し、多様な主体との協働によるまちづくりが求められています。
2. 地域コミュニティに求められる役割は大きくなっている一方、自治会への加入率の低下や地域活動への参加者の減少が進んでいます。自治会活動の支援のあり方の検討や地域コミュニティの活性化につながる手法の構築が求められています。

基本事業

1. 協働の推進

- 市民活動に関する情報提供や活動事例を紹介し、まちづくりや地域課題の解決のための意識啓発を図ります。
- 講座や研修等を通じて、協働の理解促進と事業推進に取り組みます。
- 多様化する市民ニーズに対応するため、協働推進基本指針を改定し、時代の変化やニーズに合った新たな取組を検討し、市民や団体、事業者等と協働して課題解決を図ります。



自治会で行われるお祭りの様子

2. 地域コミュニティの活性化支援

- 「立川市自治会等を応援する条例」の制定をきっかけにして、活動に対する補助制度や役員の負担軽減等により、自治会の加入促進や活性化に取り組みます。
- 市民の主体的な活動など、地域課題の解決に取り組む団体を支援します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市の協働事業に参加します。
- 市民・団体・事業者は、公益活動や社会貢献に取り組みます。
- 市民・団体は、自治会イベント等の地域の活動に参加し、連携・協力します。
- 市民・団体は、地域の課題を認識し、主体的に解決に向けて取り組みます。



市民団体がホスト役のコミュニティプログラムの様子

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	市と市民活動団体等との協働事業数	95 事業	99 事業	105 事業
2	地域の活動（行事）に参加している市民の割合	36.2%	31.3%	40.0%

施策 32 男女平等参画社会の推進

目的

男女の人権が尊重され、対等な立場で共に参画し、責任を担う社会の実現をめざします。

主な課題

1. 女性の個性や能力を発揮し活躍できる社会づくりを推進し、誰もが平等に輝ける社会を築くことが求められています。
2. 配偶者等からの暴力に関連する相談件数は減少傾向にありますが、暴力との認識は性別や年代によるばらつきが多いことやデートDV※など若年層への被害が増加していることから、性別や年代を問わない啓発や暴力被害の早期発見・早期対応が求められています。

基本事業

1. 男女平等参画に関する意識啓発

- 女性活躍の前提である家事・子育て等を男女が協力して行うため、男性の意識改革を含めた男女平等参画と多様な性への理解など、人権の意識づくりを進めます。
- 女性活躍のためには、女性が経営参画や雇用の場における指導的な役割を担う人材の育成が重要であり、生涯を見通したキャリア形成などを支援します。
- 多様で柔軟な働き方を取り入れ、地域における女性活躍推進を進める企業を表彰するとともに、働き方改革※を進めるため、官民が連携し、男女ともに働きやすい環境づくりに取り組めます。

2. 配偶者等からの暴力の防止

- 女性に対する暴力を根絶し、安全・安心に暮らせる環境をつくるため、意識啓発や情報発信を進めます。
- 家庭や職場などに起因するさまざまな問題を抱えた市民の相談体制を整え、配偶者等からの暴力を早期に発見し、迅速に対応することで安全を図ります。

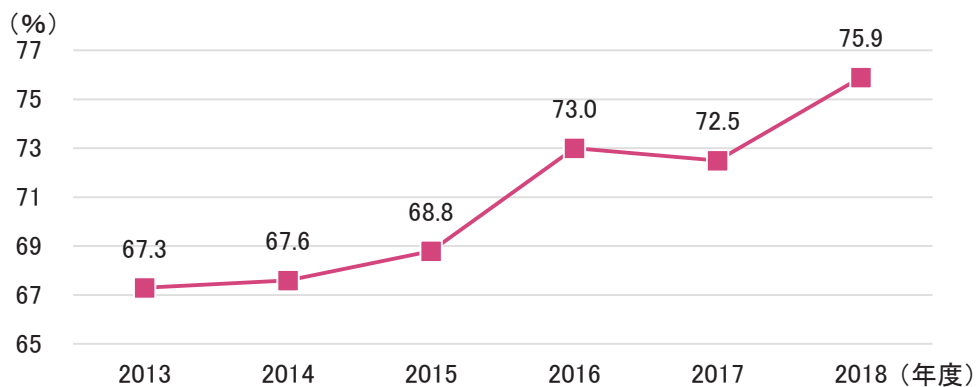
市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、男女平等参画に関する意識向上に努めます。
- 市民・団体・事業者は、ワーク・ライフ・バランス※の実現に努めます。
- 団体は、配偶者等からの暴力防止のために、啓発や支援に協力します。
- 事業者は、女性が能力を発揮できる職場環境をつくれます。

関連する個別計画

- 立川市第7次男女平等参画推進計画

「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方を持たない市民の割合



出典：立川市市民満足度調査

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	啓発イベントや啓発講座・研修等の参加者数	3,437 人	3,226 人	3,800 人
2	カウンセリング相談件数に占める配偶者等からの暴力に関する相談件数の割合	45.9%	16.3%	10.0%

施策 33 積極的な情報の発信と共有

目的

市民や団体、事業者との情報共有や相互理解が進むまちを目指します。

主な課題

1. 市政情報に対する市民や団体等の関心が高まる中、市政に対する透明性や信頼を高めるため、多様な媒体でのわかりやすい情報発信や行政情報の積極的な公開が求められています。
2. 市民や団体と情報を共有し協働によるまちづくりを進めるため、より多くの市民の「声」を把握することや市民が市政へ参画できる機会を増やすことが求められています。

基本事業

1. 戦略的な広報活動

- 広報紙やホームページ、SNS※、報道機関への情報提供等の多様な媒体を活用して、市の情報をわかりやすく、積極的・効果的に発信し、受け手の次の行動につなげます。
- 「選ばれるまち」となるため、市に関するさまざまな情報を戦略的に発信するシティプロモーションを推進します。
- 情報公開制度に基づく市政情報の公開を行うとともに、オープンデータ※の取組を進めます。

2. 市民ニーズの的確な把握

- 市政に対する意見や提案について、タウンミーティングやパブリックコメント、広聴制度などを通じて的確に把握し、政策形成への活用を進めます。
- SNS などの活用を通じて、市民や団体等と情報を共有し、市政運営に反映する双方向のしぐみを検討します。
- 市民が問い合わせや相談、市政に関する意見、提案をしやすい環境づくりを進めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、広報紙やホームページ等を通じて、市政に関する情報の収集を心がけます。
- 市民・団体・事業者は、SNS を活用した情報発信を行うなど、交流人口を増やすために市の魅力を情報発信します。
- 市民・団体・事業者は、積極的にオープンデータを活用します。
- 市民・団体・事業者は、パブリックコメントや広聴制度、その他の方法により、市政に関する意見や提案を行います。



フリーマガジンの発行

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	SNS のフォロワー数	2,890 件	8,328 件	14,000 件
2	タウンミーティング参加者数	187 人	172 人	250 人



施策 34 計画的な自治体運営の推進

目的

効率的・効果的に施策が推進され、持続可能な自治体運営が行われるまちを目指します。

主な課題

1. 少子化、高齢化の進展に伴う人口構造の変化などにより、さらに財政運営が厳しくなることが見込まれる中、持続的にサービス提供ができるよう計画的な行政経営が必要です。
2. 施策や事務事業の展開にあたっては、限られた資源で有効な手段を選択して進める必要があるため、費用対効果の視点による行政経営が必要です。
3. 限られた資源で適切なサービス提供手法を選択するには、民間活力等の活用が必要です。
4. 社会環境にあった ICT※の活用により、市民の利便性の向上とさらなる事務の効率化が必要です。

基本事業

1. 社会潮流に対応した行政の推進

- 後期基本計画に基づき、計画的で持続可能な行政経営を進めます。
- 社会環境の変化に対応した適正な事務を推進します。

2. 効率的・効果的な事務事業の推進

- 行政評価を活用して、施策や事務事業の進捗管理を適切に行うとともに限られた経営資源を効果的に活用します。
- 費用対効果の視点から事業の改善や再構築を行い、持続可能な施策を展開します。
- 部局横断的な課題に対し効果的な施策を推進します。

3. 民間活力等の活用

- より効果的な事業手法として民営化や指定管理者制度など、PPP※手法のさらなる活用に取り組みます。
- 効率的・効果的な事業展開が期待できる業務に関して、官民連携を推進し経費削減に取り組みます。

4. 市民サービス向上と業務効率化のためのICT活用

- 効率的・効果的な行政運営と市民サービスの向上につながるICTの活用を推進します。
- 自治体クラウド※など新しい技術の活用を推進します。
- 情報化の進展に対応した情報セキュリティを確保します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、社会状況に応じた市民等と行政の役割について理解を深めます。
- 市民は、市政の課題を自分事として捉えて関心を持ちます。

関連する個別計画

- 立川市第2次行政経営計画
- 立川市第3次情報化計画



持続可能なにぎわいのあるまちを目指して

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	後期基本計画に掲げる施策毎の成果指標の目標値を達成した指標の割合	-	-	100%
2	改善や見直しの図られた事務事業割合	70.7% (H27 年度)	76.8%	79.1%
3	民間活力の活用及び官民連携による経費削減額(計画期間中平均額)	39 百万円 (H27 年度)	62 百万円 (H27～H30 年度)	50 百万円 (R2～R6 年度)
4	個人番号カード交付率	9.4% (H28 年度)	15.4%	40.0%

施策 35 公共施設マネジメントの推進

目的

公共施設の再編を進めるとともに公有財産を有効に活用し、施設の機能が将来世代に引き継がれるまちを目指します。

主な課題

1. 少子化、高齢化が進展し、人口減少局面に転じることが見込まれている中、将来世代に大きな負担を残さない持続可能な公共施設の展開が必要です。
2. 公共施設の廃止等に伴う跡地の方向性を決定することや公有財産の適正な管理が必要です。また、公共施設の維持管理や更新の費用の縮減のためには、公共施設を資産として有効活用していく必要があります。

基本事業

1. 持続可能な公共施設の展開

- 公共施設再編個別計画に基づき、公共施設の再編を進めます。
- 効率的・効果的な維持保全により、公共施設を安全・安心に保ちます。



将来世代に公共施設を引き継ぐために

2. 公有財産の有効活用

- 民間の資金やノウハウの活用により、公共施設の効率的・効果的な整備・運営手法を検討します。
- 再編に伴い余剰となる施設や土地等について、売却等を含めた活用を進めます。
- 公有財産について、民間活力を積極的に活用し、維持管理・更新費用を抑えます。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、公有財産の利活用に効率的・効果的な手法を提供します。
- 市民は、公共施設を将来世代へ引き継ぐ視点から、地域施設の検討の場に参加します。

関連する個別計画

- 立川市公共施設再編計画
- 立川市公共施設再編個別計画
- 立川市公共施設等総合管理計画



老朽化した市役所を転用した子ども未来センター

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	公共施設再編個別計画に基づく施設整備計画の策定数	—	—	7 計画
2	公有財産の利活用による効果額	—	—	6.6 億円

施策 36 持続可能な財政運営の推進

目的

中期的視点に基づき、一般財源の規模に見合った、弾力的で均衡の取れた財政運営を目指します。

主な課題

1. 社会保障関連経費等の増大が見込まれる状況では、当該年度の財政収支としてのフロー指標※だけでなく、基金残高や債務残高などのストック指標※も考慮した計画的な財政運営とともに、市民等への適切な財政状況の公表が重要となります。
2. 社会が成熟化し、市民の意識やライフスタイルが多様化する中で、新たな課題や市民ニーズに対し、限られた予算の下で的確に対応していく必要があります。
3. 少子化、高齢化による生産年齢人口の減少の進展などにより、今後は市税等の大幅な増加は見込めず、持続可能な財政運営を進めるためには安定した財源の確保が重要となります。

基本事業

1. 計画的な財政運営の推進

- 財政の健全性と弾力性を確保するため、中期的な視点で基金や市債の残高を管理します。
- 財政収支を踏まえ、公共施設の適正管理にかかる投資的事業の増大に対しては基金や市債を効果的に活用します。
- 財務書類などから得られる資産情報を意識した財政運営を推進します。

2. 効果的な予算執行の推進

- 後期基本計画に基づく施策目的の実現のため、行政評価を予算編成へ反映させるとともに、経常的経費の縮減に努め、限られた財源の有効活用を図ります。
- 社会状況や市民ニーズを踏まえた的確な予算編成を行うとともに、市民の安全・安心に配慮しつつ、喫緊の行政需要の変化に柔軟に対応します。

3. 安定した財源の確保

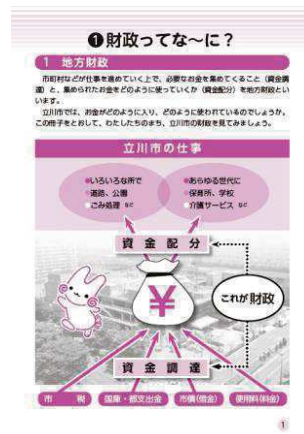
- 自主財源を安定的に確保するため、適正な課税と市税等の納期内納付を推進します。
- 競輪事業の安定化と経営基盤の強化を図り、市の財源の確保に取り組みます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市税等の正しい申告と納期内の納付を行います。
- 市民は、市の財政状況に関心を持ちます。

関連する個別計画

- 立川市第2次行政経営計画



やさしい財政白書

指 標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	実質公債費比率	2.4%	2.8%	2.8%以下
2	経常収支比率	92.8%	91.1%	91.1%以下
3	市税収納率(現年分)	99.1%	99.5%	99.5%以上

施策 37 職場力の強化と職員力の向上

目的

職員がいきいきと働き、社会の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、質の高い住民サービスが提供できるまちを目指します。

主な課題

1. 職員同士が相互に支えあう職場づくりや職場を越えた連携・協力がスムーズな組織づくりを進めるとともに、管理監督者の適正なマネジメントの下、健康的にいきいきと働くことができる職場づくりを進めることが求められています。
2. 急速な社会環境の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、高い専門的知識や能力、幅広い視野、多様な業務経験を有する人材を育成するとともに、市民・団体・事業者等との連携・調整を通じて課題解決を図ることのできる調整能力の高い人材の育成が求められています。

基本事業

1. 職場力の強化

- 職員同士が相互に学びあい、支えあう組織風土づくりを推進します。
- 創意工夫を重ねながら、常に改善し続ける職場づくりを進めるとともに、職員同士の関わり合いを強化し、さまざまな課題に組織横断的に取り組む組織づくりを進めます。
- 働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス※を推進し、子育てや介護をしながら活躍できる職場づくりを進めるとともに、心身ともに健康で働きやすい職場づくりを進めます。

2. 職員力の向上

- 超高齢社会の進行や多様化する市民ニーズに対応するため、ベテラン層職員の活用やコミュニケーション能力の高い職員の育成を進めます。
- ジョブローテーションを継続し、幅広い視野と職務遂行能力を持った職員の育成を進めるとともに、高度な専門知識や経験を備えた人材の適材適所の活用を進めます。
- 市民・団体・事業者等との協働を通じて地域課題を解決することのできる調整能力の高い職員の育成を進めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市の事業において職員と協働します。

関連する個別計画

- 立川市第4次職員人材育成実施計画
- 立川市第2次コンプライアンス実施計画
- 立川市第3次特定事業主行動計画



新入職員接遇研修の様子



係長研修の様子

指標

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	年間の時間外勤務時間数が平準化された職場の割合	46.9%	44.9%	50.0%
2	全職員数に占める人事評価結果が標準以上の職員数の割合	96.2% (H28 年度)	97.5%	98.0%

【都市像】

分権型社会に対応した持続可能なまち

行政経営・コミュニティ

施策 31 市民活動と地域社会の活性化

- ①協働の推進
- ②地域コミュニティの活性化支援

施策 37 職場力の強化と職員力の向上

- ①職場力の強化
- ②職員力の向上

施策 32 男女平等参画社会の推進

- ①男女平等参画に関する意識啓発
- ②配偶者等からの暴力の防止



施策 36 持続可能な財政運営の推進

- ①計画的な財政運営の推進
- ②効果的な予算執行の推進
- ③安定した財源の確保

施策 33 積極的な情報の発信と共有

- ①戦略的な広報活動
- ②市民ニーズの的確な把握

施策 35 公共施設マネジメントの推進

- ①持続可能な公共施設の展開
- ②公有財産の有効活用

施策 34 計画的な自治体運営の推進

- ①社会潮流に対応した行政の推進
- ②効率的・効果的な事務事業の推進
- ③民間活力等の活用
- ④市民サービス向上と業務効率化のためのICT活用

資料編

個別計画一覧

用語解説

策定関係資料



資料編

個別計画一覧

政策名	施策番号	施策名	個別計画名
子ども・学び・文化	2	家庭や地域の育てる力の促進	第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
	4	配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援	立川市第2次発達支援計画
	5	学校教育の充実	立川市第3次学校教育振興基本計画
	6	教育支援と教育環境の充実	立川市第3次特別支援教育実施計画
	8	生涯学習社会の実現	立川市第6次生涯学習推進計画
			立川市第3次図書館基本計画
			立川市第4次子ども読書活動推進計画
	9	スポーツの推進	立川市第2次スポーツ推進計画
	10	文化芸術の振興	立川市第4次文化振興計画
環境・安全	11	多文化共生の推進	立川市第4次多文化共生推進プラン
	12	持続可能な環境の保全	立川市第2次環境基本計画
	13	ごみ減量とリサイクルの推進	立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
	14	下水道の管理	立川市下水道総合計画
			立川市下水道管路施設長寿命化計画
	15	豊かな水と緑の保全	立川市緑の基本計画
	16	防災・災害対策の推進	立川市地域防災計画
			立川市耐震改修促進計画
			立川市業務継続計画（BCP）
	17	生活安全の推進	第10次立川市交通安全計画

政策名	施策 番号	施策名	個別計画名
都市基盤・産業	18	良好な市街地環境の形成	立川市都市計画マスタープラン
			立川市景観計画
	19	総合的な交通環境の構築	立川市交通マスタープラン
			立川市総合都市交通戦略
			立川市コミュニティバス（くるりんバス）再編計画
			立川市自転車活用推進計画
			立川市駐車場整備計画
	20	道路環境の整備	立川市無電柱化推進計画
			立川市橋りょう長寿命化修繕計画
			生活道路拡幅事業計画
			立川駅北口・南口デッキ長寿命化修繕計画
	21	広域的な魅力の創出と発信	立川市第3次観光振興計画
	24	都市と農業の共生	立川市第5次農業振興計画
福祉・保健	25	地域福祉の推進	立川市第4次地域福祉計画
	26	健康づくりの推進	健やかたちかわ21 プラン 第3次 （立川市第5次地域保健医療計画）
			立川市いのち支える自殺総合対策計画
	27	豊かな長寿社会の実現	立川市高齢者福祉介護計画（第7次 高齢者福祉計画・第7期介護保険事 業計画）
	28	障害福祉の推進	立川市第6次障害者計画
			立川市第5期障害福祉計画・第1期 障害児福祉計画
	29	生活保障の充実	立川市第3次住宅マスタープラン
			立川市営住宅長寿命化計画
	30	社会保険制度の安定運営	立川市国民健康保険保健事業実施計 画（第2期データヘルス計画・第3 期特定健康診査等実施計画）

政策名	施策番号	施策名	個別計画名
行政経営・コミュニティ	32	男女平等参画社会の推進	立川市第7次男女平等参画推進計画
	34	計画的な自治体運営の推進	立川市第2次行政経営計画
			立川市第3次情報化計画
	35	公共施設マネジメントの推進	立川市公共施設再編計画
			立川市公共施設再編個別計画
			立川市公共施設等総合管理計画
	37	職場力の強化と職員力の向上	立川市第4次職員人材育成実施計画
			立川市第2次コンプライアンス実施計画
			立川市第3次特定事業主行動計画

※複数の施策にまたがる個別計画については、代表的な施策のみを記載し、再掲はしていません。

用語解説

用語		解説
あ 行	ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般。
	医療的ケア	「経管栄養、痰の吸引」等、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為。
	AI (エーアイ)	Artificial Intelligence の略称。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせることを目的とした研究や技術。
	SNS(エスエヌエス)	Social Networking Service の略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのこと。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民、商店街、事業者等による主体的な取組のこと。
	オープンデータ	行政が保有している情報を誰でも自由に複製や加工して利用できる公開データのこと。

用語		解説
か 行	かん養	雨や川の水などが地下に浸透して帯水層に流れ込むこと。
	企業主導型保育所	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設。
	緊急輸送道路	震災時の緊急輸送や応急活動を担う防災拠点等を結ぶ輸送ネットワークとして、道路管理者が指定する道路のこと。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
	健康寿命	平均寿命のうち、健康で自立した生活を送ることができる年数のこと。
	合理的配慮	筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で、状況に応じて行われる配慮のこと。
	コミュニティ・スクール	学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域住民等が力を合わせて学校経営に取り組むこと。学校教育の充実に向けて、地域が学校・子どもたちを応援・支援するだけでなく、学校も地域のパートナーとして、連携・協働し、地域の活性化にも寄与していくことを目的としている。

用語		解説
さ 行	サポートファイル	子どもが生まれてから成人期までの成長の過程や生活の様子などを保護者自らが記録するファイルのこと。保育園や小中学校へ入園入学する際や医療機関、相談機関等で子どもの相談をする際に担当者にファイルを提示することで、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を伝えることができ、適切な支援につながりやすくなる。
	シビックプライド	市民の地域への誇りや愛着のこと。
	自治体クラウド	自治体が情報システムのハードウェアやソフトウェア、データなどを自らの庁舎内で保有・管理するのではなく、庁外のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用する形態のこと。

用語		解説
さ 行	情報商材	インターネットの通信販売やセミナーなどで、副業や投資の高額収入を得るためのノウハウ等として、販売されている情報のこと。
	小1 問題	幼稚園・保育園から小学校に入学した際、児童が授業中に教室内のうろつきや廊下に出てしまうなど、小学校生活への適応が課題となる現象。
	食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。
	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童・生徒及び家庭への相談・支援を行う専門家のこと。
	スケールメリット	規模を大きくすることで得られる効果や利益、優位性などのこと。
	ストック指標	ストックとは、フローとして流れる金銭や財・サービスが蓄積されたものを、ある一点の時期でとらえた金額や物量のこと。ストック指標には、年度末の基金残高や債務残高などがあげられる。
	生活中心地	特徴のある商店街やコミュニティインフラ（道路、公園、集会施設、子育て支援施設、高齢者介護施設、教育文化施設など）の整った、身近な地域における人々の活動や交流の中心地。本市では、JR 西立川駅・西国立駅、西武拝島線玉川上水駅・武蔵砂川駅・西武立川駅を中心としたエリアのこと。
	センターサーバ	機密性や耐震性に優れたデータセンター等に設置し、各拠点から共通利用できるようにしたサーバのことで、学校間の情報共有と一元管理を実現するもの。

用語		解説
た 行	滞在人口率	指定地域で指定時間に滞在していた人数の年間平均値に対する、夜間人口（国勢調査）の割合のこと。
	地域型保育施設	市が認可している保育施設。主に0～2歳の子どもの預かり、認可保育園より少人数での保育を行う。
	地域福祉コーディネーター	ふれあいと支えあいのある福祉コミュニティづくりに向け、地域での福祉活動の推進や地域の団体・住民等のネットワークを形成し課題解決に取り組む人のこと。
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
	中1 ギャップ	小学校から中学校に進学することに伴い、学習内容の違いや生活リズムの変化に戸惑い、円滑な学校生活が送れなくなるなど教育課題となる現象。
	中核拠点	交通利便性などを生かした業務・ビジネス、商業、文化、飲食サービスなど高度な機能集積により、東京圏の都市活力や都市文化をリードする拠点。本市では、立川駅周辺地域のこと。
	TJ（テラジュール）	テラジュール。エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位。1ジュールは、地球上でおよそ102グラムの物体を1メートル持ち上げる時の仕事量に相当する。テラジュールは10の12乗（1兆）ジュール。
	デートDV	交際している恋人の間で、親密な相手を思い通りに動かすために、身体のみならず、言葉、態度などを複合的に使って相手の人権を侵害する暴力のこと。
	低炭素社会	環境・エネルギー技術を生かした製品等の生産と普及、革新的な技術の研究開発促進、産業構造や社会システム、生活様式の変革等により、温室効果ガスの吸収作用の保全・強化などが行われ、温室効果ガスの排出量が、地球が自然に吸収できる範囲に収まり、創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。
	特定生産緑地制度	生産緑地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、平成29年5月の生産緑地法の一部改正により、創設された制度のこと。特定生産緑地の指定を受けることで、生産緑地の税制優遇措置や生産緑地の買取申出が可能となる時期を10年ずつ延長することができる。

用語		解説
た 行	特定妊婦	若年での妊娠や予期しない妊娠、経済的に不安定な家庭での妊娠など、出産する前から出産後の子どもの養育に不安を抱えると考えられる妊婦のこと。

用語		解説
な 行	認定農業者等	「認定農業者」は農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を提出した農業者を自治体の首長が認定したもの。これに青年等就農計画の認定を受けた「認定新規就農者」を合わせ、「認定農業者等」として重点的に支援すべき対象と位置づけている。

用語		解説
は 行	働き方改革	企業においては労働時間管理、業務改善などにより生産性の向上と働く時間や場所などの柔軟化をめざすこと。一方、労働者に対してはそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現すること。
	PPP(ピーピーピー)	Public Private Partnership の略称。官と民がパートナーを組んで事業を行うという官民協力の形態のこと。
	フレイル	加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態をフレイル(虚弱)と呼び、適切な評価・対策を行うことで、一定の機能回復が可能とされている。
	フロー指標	フローとは、ある一定期間内にやりとりされる金銭や財・サービスの流れを表したもの。フロー指標には、1年間の収入と支出を計上する財政収支などがあげられる。

用語		解説
ま 行	まちづくり条例	開発等を行う事業者及び市民と市が協調し、環境にも配慮した住みよい快適なまちづくりを進めるため、公共施設等の整備について事業者及び市民に協力を要請して、緑化及び水循環の推進並びに安全かつ利便性のある生活空間を創出し、もって優良な生活環境の整備を図ることを目的とした条例のこと。
	MICE(マイス)	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称のこと。

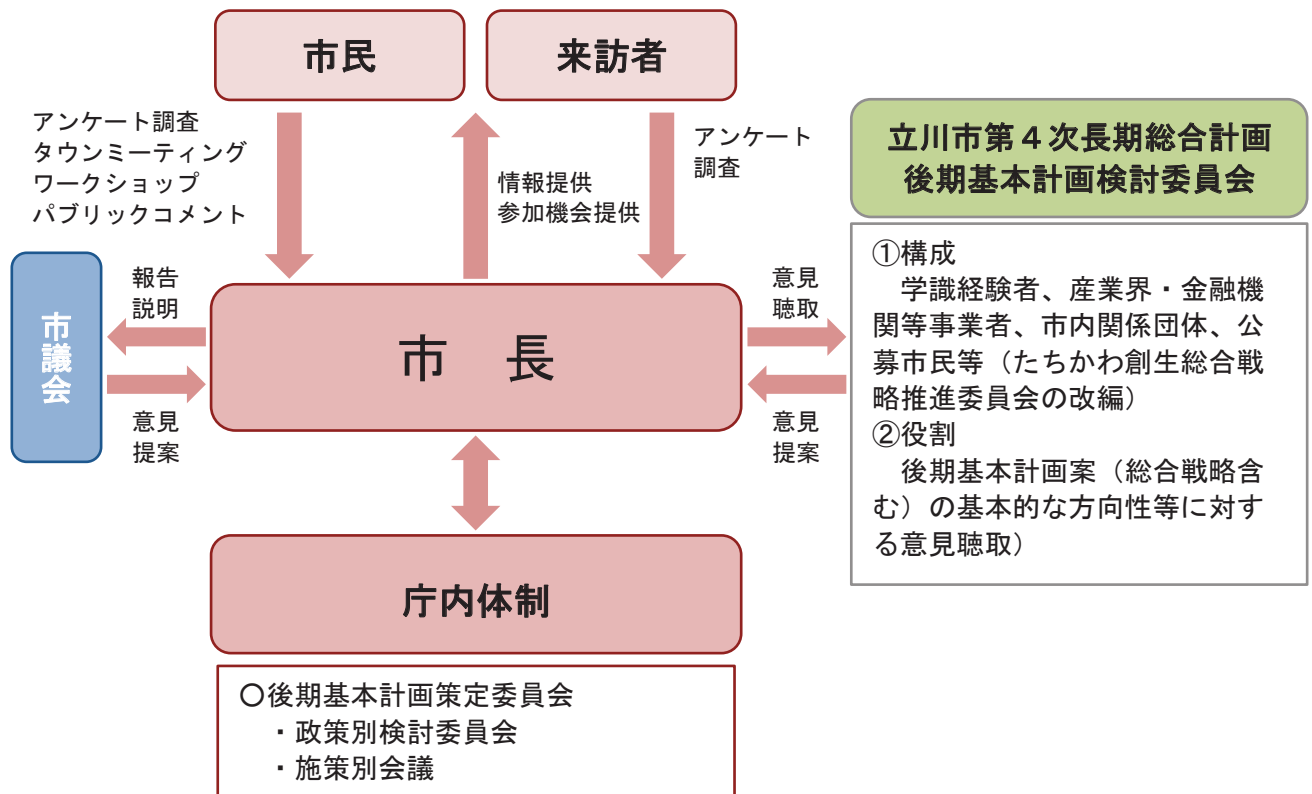
用語		解説
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすいようにデザインする考え方。ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、発展させた考え方。
	幼児教育・保育の無償化	子どもの保護者の経済的負担の軽減を目的として、幼稚園や保育園、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもと住民税非課税世帯の0～2歳児クラスまでの子どもの利用料が上限額の範囲内で無償となること。令和元年10月1日から実施。

用語		解説
ら 行	流域編入	単独処理区(立川市錦町下水処理場で下水が処理される本市の概ね南半分の区域)を流域下水道北多摩二号処理区に編入すること。編入に伴い、錦町下水処理場で行っている下水処理は、北多摩二号水再生センターで行われることとなる。

用語		解説
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活を送るために、仕事と生活の調和を図ること。

策定関係資料

1 策定体制



2 策定経過

平成 29（2017）年 12 月 8 日	立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画策定方針決定
平成 30（2018）年 4 月 2 日～20 日	市民満足度調査
平成 30（2018）年 5 月 28 日	施策別会議設置、検討開始
平成 30（2018）年 6 月 21 日	立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置、検討開始
平成 30（2018）年 7 月 10 日	立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画政策別検討委員会設置、検討開始
平成 30（2018）年 7 月 20 日～8 月 6 日	来街者意向調査
平成 30（2018）年 9 月～11 月	タウンミーティング「市長と語ろう！～みらいの立川を創る～」開催
平成 30（2018）年 10 月 14 日	市民ワークショップ開催
平成 30（2018）年 12 月 8 日	大学（院）生世代対象ワークショップ開催
平成 31（2019）年 1 月 31 日	立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画検討委員会を設置、検討開始
令和元（2019）年 7 月 29 日	立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画検討委員会が市長に報告書を提出
令和元（2019）年 12 月	立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画素案議会報告

3 市議会報告経過

日程	常任委員会	報告事項
平成 29 年第 4 回定例会	総務委員会	・ 第 4 次長期総合計画後期基本計画策定方針（案）について
平成 30 年第 3 回定例会	総務委員会	・ 第 4 次長期総合計画後期基本計画検討体制・策定スケジュール（予定）について
平成 30 年第 4 回定例会	総務委員会 厚生産業委員会 環境建設委員会 文教委員会	・ 第 4 次長期総合計画前期基本計画 振り返り結果シート
平成 31 年第 1 回定例会	総務委員会	・ 後期基本計画における施策見直しの考え方について ・ 後期基本計画と創生総合戦略の関係について
令和元年第 2 回定例会	総務委員会 厚生産業委員会 環境建設委員会 文教委員会	・ 第 4 次長期総合計画後期基本計画骨子案 ・ 第 4 次長期総合計画後期基本計画施策体系案について
令和元年第 3 回定例会	総務委員会 厚生産業委員会 環境建設委員会 文教委員会	・ 後期基本計画検討委員会報告書について ・ 立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画骨子案について ・ 後期基本計画分野別計画の検討状況について
令和元年第 4 回定例会		
令和 2 年第 1 回定例会		

4 立川市第4次長期総合計画後期基本計画検討委員会

① 委員構成

委員長	細野 助博	中央大学 名誉教授
副委員長	佐藤 浩二	立川商工会議所 会頭
委員	朝野 芳嗣	立川市聴覚障害者協会 会長
	永長 大樹	帝京大学文学部社会学科 大学生
	岡嶋 裕史	中央大学国際情報学部 教授
	奥村 圭	読売新聞東京本社 立川支局長（任期：令和元年5月～）
	菊池 宏子	NPO 法人インビジブル アーティスト／クリエイティブ ディレクター
	北原 裕貴	多摩信用金庫価値創造事業部
	小島 剛	読売新聞東京本社 立川支局長（任期：～平成31年4月）
	小柳 郁美	公募市民
	佐藤 太史	立川バス労働組合 書記長
	田中 良明	立川市 副市長
	畠山 拓	公募市民
	松本 暢子	大妻女子大学社会情報学部社会情報学科 教授
	萬田 和正	立川市自治会連合会 会長
	山中 ゆう子	子育て・いれかわりたちかわり実行委員会 代表

（敬称略 会長・副会長以外は五十音順）

② 検討経過

日程		主な検討事項
第1回	平成31年 1月31日	・立川市第4次長期総合計画後期基本計画の策定について ・立川市の人口動向について
第2回	3月5日	・まちづくり戦略（総合戦略）検討にあたっての基本的な視点について ・まちづくり戦略（総合戦略）の方向性（「交流」、「しごと」）について
第3回	4月8日	・まちづくり戦略（総合戦略）の方向性（「まち」、「ひと」）について
第4回	令和元年 6月12日	・まちづくり戦略（総合戦略）の方向性について
第5回	7月16日	・後期基本計画検討委員会報告書案について



5 市民参加

(1) 市民満足度調査

(目的) 行政評価の一環として、第4次長期総合計画前期基本計画の進捗管理および成果指標の基礎資料とするため、市民の皆様が市の施策について感じていることや生活の実態、問題意識を把握する。

(調査対象) 立川市に住民票を有する平成30(2018)年3月1日現在で満18歳以上の男女：3,000人

(抽出方法) 層化無作為抽出(各町の人口規模・年代構成・男女比で比例配分のうえ、無作為抽出)

(調査回収) 郵送調査法、無記名方式

(調査期間) 平成30(2018)年4月2日調査票発送から4月20日回答投函締切
※平成30(2018)年5月25日到着分まで受け付け

(回収結果) 有効回答数：1,016件 有効回答率：33.9%

【調査結果の概要】

調査項目		調査結果
立川市を住みよいところだと思うか	思う	55.5%
	どちらかといえば思う	39.1%
	合計	94.6%
立川市にこれからも住み続けたいと思うか	思う	58.6%
	どちらかといえば思う	34.0%
	合計	92.6%

(2) 来街者意向調査

(目的) 来街者の意向を把握するため、来街目的や立川市の印象等についてアンケート調査を行い、調査結果を集計・分析して、計画策定に向けた基礎資料とすることを目的とする。

(調査方法) ①調査地点：JR立川駅周辺北口・南口ペDESTリアンデッキ

②調査実施日：平成30(2018)年7月20日、21日、22日、23日、8月5日、6日の6日間(平日3日、土日3日)

③調査対象者：立川への来街者のうち、概ね中高生以上の男女を対象

④調査方法：街頭インタビュー形式によるアンケートで600サンプルを目標として実施

(調査項目) ①あなた自身について ②来街状況について ③立川に対する評価について

(回収結果) 613件

【調査結果の概要】

調査項目		調査結果
立川市についてどう思うか	魅力がある	56.1%
	どちらかといえば魅力がある	31.5%
	合計	87.6%
立川市に住んでみたいと思えるか	思える	37.5%
	やや思える	28.4%
	合計	65.9%

(3) 市長と語ろう！～みらいの立川を創る～

(目 的) 第4次長期総合計画後期基本計画の策定にあたり、地域別・対象者別に、市長と市民の意見交換を通じて市民の声を市政に反映させるとともに、地域づくりや市政を身近に感じてもらうことを目的とする。

(日時・場所等)

【地域別】

回	日時	場所	参加人数
第1回	平成30(2018)年 9月29日(土) 11:00~12:30	若葉会館	15名
第2回	9月29日(土) 14:00~15:30	子ども未来センター	13名
第3回	10月20日(土) 10:00~11:30	西砂学習館	4名
第4回	11月4日(日) 10:00~11:30	砂川学習館	15名

【対象者別】

回	日時	場所	参加人数	対象者
第1回	平成30(2018)年 10月20日(土) 13:30~15:00	くるりん子育て広場	15名	子育て世代
第2回	10月24日(水) 19:00~20:30	女性総合センター	21名	経済人・企業人
第3回	11月4日(日) 12:00~15:30	子ども未来センター	14名	高校生
第4回	11月6日(火) 14:30~16:00	柴崎福祉会館	75名	老人クラブ連合会

【主な意見交換の内容】

- 待機児童数について
- 防災・災害対策について
- くるりんバスのルートや運賃について
- 災害時の要支援者対策について
- 地域活動について



(4) ワークショップ

(目的) 第4次長期総合計画後期基本計画の策定にあたり、市内在住、在勤、在学の方・多摩地域の大学に通学する大学生世代の方等を対象に、生活実感に基づくまちづくりへの意見やアイデアを広く収集し、より実効性のある計画にすることを目的とする。

(日時・場所等)

市民ワークショップ

日時	場所	参加人数	対象者
平成 30 (2018) 年 10 月 14 日 (日) 10:00~12:30	立川市役所 302 会議室	26 名	18 歳以上、市内在住・在勤・在学

【内容】

分野別のグループごとに「立川市の良いところ、悪いところ」を参加者同士で発表しながら、付箋と模造紙を使って整理した。「立川市の良いところ」を生かしていく取組や、「立川市の悪いところ」の解決に向けた取組について、「行政の取組」「協働での取組」「市民の取組」の3つのカテゴリーで整理・発表し参加者全体で共有した。

大学(院)生世代対象ワークショップ

日時	場所	参加人数	対象者
平成 30 (2018) 年 12 月 8 日 (土) 10:00~15:30	立川市役所 208・209 会議室	20 名	多摩地域の大学に通学する大学生(院生)等

【内容】

グループごとに4つのテーマ(「若者が住みたくなるまちとは?」「若者が来たくなるまちとは?」「若者が働きたくなるまちとは?」「若い夫婦が子育てしたくなるまちとは?」)について参加者同士で発表しながら、付箋と模造紙を使って整理した。4つのテーマについて、若者に選ばれるまちとして立川市をアピールしていく戦略を「ターゲットの設定」「立川市のPR ポイント/改善ポイント」「立川市のキャッチフレーズ検討」「PR 方法の検討」の4つの切り口から検討した。グループごとに市長にプレゼンを行い、その後、市長と若者のフリーディスカッションを行った。



(5) 市民意見公募（パブリックコメント）

（期 間）令和元（2019）年12月20日～令和2（2020）年1月20日

（提出意見）〇〇通、〇〇件

【主な意見】

- ・
- ・
- ・

6 庁内体制

(1) 立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定委員会

① 委員構成

市長、副市長、教育長、部長

② 開催回数

平成30年度 延べ7回

平成31年度 延べ〇回

(2) 立川市第4次長期総合計画後期基本計画政策別検討委員会

① 委員構成

各施策の関係部長、統括課長

② 開催回数

平成30年度 延べ10回

平成31年度 延べ〇回

7 関係要綱

立川市第4次長期総合計画後期基本計画検討委員会設置要綱

平成30年8月30日要綱第77号

（設置）

第1条 立川市第4次長期総合計画後期基本計画（以下「基本計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定によるたちかわ創生総合戦略（平成32年度以後の総合戦略に限る。以下「総合戦略」という。）の策定にあたって、基本計画及び総合戦略に係る多様な意見を聴取し、及び方向性の検討等を行うため、立川市第4次長期総合計画後期基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）基本計画及び総合戦略の方向性に係る検討等に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人程度をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は指名する。

- （1）関係団体等が推薦する者
- （2）学識経験を有する者
- （3）公募市民
- （4）市長の部内の職員

2 委員の任期は、委嘱又は指名の日から所掌事項に係る検討等が終了したときまでとする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見聴取）

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（謝礼）

第7条 第3条第1項第4号に掲げる委員を除き、委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

2 たちかわ創生総合戦略推進委員会設置要綱（平成28年6月13日市長決定）は、廃止する。

立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

平成30年5月25日要綱第49号

（設置）

第1条 立川市第4次基本構想（平成27年3月19日議決）の実現に向けて平成32年度から平成36年度までを計画期間とする立川市第4次長期総合計画後期基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1）基本計画の策定に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市長を、副委員長は、副市長及び教育委員会教育長を充てる。

3 委員は、立川市組織規則（昭和49年立川市規則第9号）第2条第1項から第4項までに規定する部長及び担当部長、会計管理者、教育委員会事務局教育部長並びに議会事務局長を充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、立川市副市長の事務分担規則（平成19年立川市規則第76号）第2条第1号に掲げる副市長、同条第2号に掲げる副市長、教育委員会教育長の順序によりその職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受けて策定委員会の事務に従事する。

（会議）

第5条 策定委員会は、委員長が必要があると認めたときに招集する。

2 策定委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

（政策別検討委員会等）

第6条 政策内の調整等を行うため、政策別検討委員会を置く。

2 施策内の調整等を行うため、施策別会議を置く。

3 第1項に規定する政策別検討委員会及び前項に規定する施策別会議の組織等は、別に定める。

（関係職員の出席）

第7条 策定委員会は、必要があると認めたときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

立川市第4次長期総合計画後期基本計画
令和2年（2020）年●月発行

発行 立川市
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の9
電話 042-523-2111（代表）
FAX 042-521-2653
ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編集 総合政策部企画政策課

